令 和 2 年 版

# 環 境 白 書

(越前市環境基本計画年次報告書)

越　　前　　市

# はじめに

越前市は、豊かな自然環境に恵まれ 1500 年に亘る輝かしい歴史と文化、伝統のものづくりを継承し、発展してきました。

先人が築いて来たこのすばらしい環境とそこからもたらされる恵みを生かすとともに、より良い形で次の世代に継承し、自らが住むことに誇りを持てるまちを築いていくことが、私たちに与えられた責務です。

近年、私たちは、物質的な豊かさや利便性の高いライフスタイルを追求した結果、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の不法投棄などの身近な環境問題から、地球温暖化の進行、頻繁に発生する異常気象、生物多様性の喪失といった大規模な問題に直面しています。

本市では、平成 19 年 3 月に「越前市地球温暖化対策地域推進計画」、平成 23 年 3 月には「越前市地球温暖化対策実行計画（家庭部門）」を策定し、家庭からの二酸化炭素排出量削減に向け、市政出前講座等による啓発活動や新エネルギー機器導入支援等に取り組んでいます。また、本市の行政活動から生じる環境負荷の一層の低減を図るため、平成 24 年 5 月に越前市環境マネジメントシステムを「越前市地球温暖化対策実行計画（市事務事業編）」に位置づけ、システムの運用を推進しています。

さらに、本市では市政 10 周年を迎えた平成 27 年に、本市の豊かな自然環境や歴史と文化、1500 年の歴史を誇る伝統工芸やものづくりの技術をアピールし、まちづくりの方向を明らかにするため、「環境・文化創造都市」を宣言しました。

また、平成 19 年 10 月に、本市の環境の現状を認識し、全市民が一体となって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して「越前市環境基本計画」を策定し、平成 29 年 3 月には改定を行いました。この計画では、越前市の目指すべき環境像と市民すべてが取り組むべき方針を示すとともに、計画推進主体となる市民・事業者・市のそれぞれが担う役割を明確にし、より良い環境の保全と創造を目指しています。

この「越前市環境基本計画」に基づき、豊かな自然環境の保全と再生の活動や、省エネ・省資源を意識したライフスタイルの実践など、私たち一人ひとりが積極的に環境問題に取り組んでいくことが大切です。

本書は、越前市環境基本条例第 16 条に基づき、本市における環境や廃棄物の現状と、環境の保全に関する施策の実施状況についてとりまとめた年次報告書です。本書が幅広く活用され、市民の皆様の環境問題に対する関心と理解を深め、環境保全の取り組みが推進されるための一助となれば幸いです。

# 目　　次

## 第１部　環境の現況

### 越前市の概況


１　地勢 …… 1
２　人口・世帯数 …… 1
３　土地利用 …… 2


### 第１章　越前市環境基本計画の推進


１　計画の体系 …… 3
２　環境基本計画の進捗管理 …… 4
(1)　温暖化防止に貢献する都市づくり …… 4
(2)　安全で快適に暮らせる都市づくり …… 4
(3)　自然豊かな魅力ある里づくり・まちづくり …… 5
(4)　ごみ減量に向けた都市づくり …… 5
(5)　環境共育によるひとづくり …… 6


### 第２章　大気環境


１　大気汚染の概況 …… 7
２　大気汚染物質別の調査結果 …… 8
(1)　硫黄酸化物 …… 8
(2)　窒素酸化物 …… 8
(3)　浮遊粒子状物質 …… 8
(4)　光化学オキシダント …… 9
(5)　一酸化炭素 …… 9
３　大気に関する規制 …… 9
(1)　大気汚染防止法に基づく規則 …… 9
(2)　福井県公害防止条例に基づく規制 …… 10
(3)　環境保全（公害防止）協定に基づく規制 …… 10
４　光化学スモッグ対策 …… 11
５　微小粒子状物質（ＰM2.5）対策 …… 11


### 第３章　水環境


１　水環境の概況 …… 13
２　河川水質の調査結果 …… 13
(1)　健康項目調査 …… 13
(2)　生活環境項目調査（一般調査） …… 13
(3)　生活環境項目調査（流域調査） …… 15
３　水質に関する規制 …… 16
(1)　水質汚濁防止法に基づく規制 …… 16

(2)　福井県公害防止条例に基づく規制 16
(3)　環境保全（公害防止）協定に基づく規制 16
(4)　その他ゴルフ場における農薬の規制 16
**第４章　地下水・土壌の環境**
1　地下水汚染の現況 17
2　地下水質調査結果 17
(1)　県地下水質調査 17
(2)　市地下水質調査 17
3　浄化対策 18
4　土壌汚染の現況 18
**第５章　有害化学物質等**
1　ダイオキシン類 19
(1)　ダイオキシン類の概況 19
(2)　ダイオキシン類調査結果 19
2　ＰＲＴＲ制度 19
3　空間放射線量 19
**第６章　騒音・振動・悪臭**
1　騒音・振動 20
(1)　現況 20
(2)　騒音・振動に関する規制 20
(3)　新幹線鉄道騒音に係る環境基準 20
2　悪臭 21
(1)　現況 21
(2)　悪臭調査結果 21
(3)　悪臭に関する規制 21
**第７章　廃棄物（一般廃棄物）**
1　ごみの排出量 22
2　ごみ排出量削減に向けた取組み 22
(1)　出前講座の実施 22
(2)　古紙類のリサイクルの推進 22
(3)　生ごみリサイクルの推進 23
(4)　金属類・電気製品リサイクルの推進 24
3　廃棄物の適正処理に向けて 24
(1)　不法投棄 24
(2)　野外焼却 25
**第８章　自然環境**
1　越前市の豊かな自然 26
(1)　コウノトリ 26
(2)　アベサンショウウオ 27

(3)　トミヨ…… 28
2　自然豊かな魅力ある里づくり …… 28
(1)　里地里山の保全再生・活性化…… 28
(2)　森林等の保全…… 28
3　日本の音風景100選 …… 28
4　ふるさと福井の自然100選 …… 29
5　ふくいのおいしい水 …… 29
6　自然と共に生きることができる環境の推進のために…… 29
(1)　生物多様性の保全再生…… 29
(2)　外来生物について…… 29
(3)　自然とふれあえる場の確保…… 30
(4)　環境調和型農業の推進…… 30
(5)　冬期湛水の推進…… 30
**第９章　都市環境**
1　生活系排水…… 31
(1)　公共下水道事業…… 31
(2)　農業・林業集落排水事業…… 31
(3)　合併処理浄化槽事業…… 32
2　自然とのふれあいの場 …… 32
(1)　ビオトープ …… 32
**第10章　地球温暖化問題**
1　地球の温暖化 …… 33
(1)　地球温暖化問題の概要…… 33
(2)　県における取組み…… 33
(3)　市における取組み…… 33
**第11章　環境に対する市民意識と保全活動**
1　公害苦情…… 36

# 第２部　環境マネジメントシステム活動

1　システム取組みの経緯 …… 38
2　システムの適用範囲 …… 38
3　環境管理組織体制 …… 39
4　ＥＥＭＳの実施内容 …… 39

# 資　料　編

## １　越前市の概況

(1)　温暖化防止に貢献する都市づくり ····· 40
(2)　安全で快適に暮らせる都市づくり ····· 40
(3)　自然豊かな魅力ある里づくり・まちづくり ····· 41
(4)　ごみ減量に向けた都市づくり ····· 42
(5)　環境教育によるひとづくり ····· 43

## ２　大気環境

・大気汚染に係る規制 ····· 44
・大気汚染防止法に係る規制基準 ····· 44
・福井県公害防止条例に係る規制基準 ····· 46
・大気汚染防止法に定める施設（抜粋）の届出状況 ····· 48
・大気環境調査結果 ····· 50

## ３　水環境

・水質汚濁防止法に定める環境基準 ····· 56
・水質汚濁防止法に定める環境基準水域類型指定状況 ····· 58
・水質汚濁防止法に定める要監視項目 ····· 59
・水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）の届出状況 ····· 60
・水質汚濁防止法に定める一律排水基準 ····· 61
・福井県公害防止条例に定める上乗せ排水基準 ····· 63
・水質環境調査結果 ····· 64
・生活系排水対策資料 ····· 72

## ４　地下水・土壌環境

・地下水の水質汚濁に係る環境基準 ····· 73
・要監視項目及び指針値 ····· 74
・地下水調査結果 ····· 75
・土壌の汚染に係る環境基準 ····· 77

## ５　有害化学物質等

・ダイオキシン類に係る環境基準 ····· 78
・ダイオキシン類に係る大気排出基準 ····· 78
・ダイオキシン類に係る大気基準適用施設 ····· 78
・ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の届出状況 ····· 79
・ダイオキシン類調査結果 ····· 79
・ごみ焼却施設からのダイオキシン類濃度 ····· 80
・空間放射線量調査結果 ····· 81

## ６　騒音・振動・悪臭

・騒音規制法に基づく指定地域の区分 ····· 82
・騒音の環境基準 ····· 85

・特定工場等から発生する騒音の規制基準 …… 88
・騒音規制法に定める特定施設及び届出状況 …… 89
・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準 …… 90
・騒音規制法に定める特定建設作業及び届出状況 …… 90
・福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準 …… 91
・振動規制法に基づく指定地域の区分 …… 93
・特定工場等から発生する振動の規制規準 …… 93
・振動規制法に定める特定施設及び届出状況 …… 96
・特定建設作業に伴って発生する振動の規制規準 …… 97
・振動規制法に定める特定建設作業及び届出状況 …… 97
・道路交通振動に係る要請限度 …… 98
・悪臭防止法に基づく指定地域の区分 …… 99
・悪臭防止法に基づく規制基準…… 101
・福井県公害防止条例に定める特定工場に係る悪臭の規制基準 …… 104
・福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設及び届出状況 …… 104
・悪臭物質の臭気強度別濃度…… 104
・悪臭調査結果…… 105
**７　環境関係条例・規則等** …… 107
**８　環境保全協定関係**…… 142
**９　その他**
・環境行政のあゆみ …… 151
・越前市環境・文化 創造都市宣言…… 154

# 第１部　環境の現況

## 越前市の概況

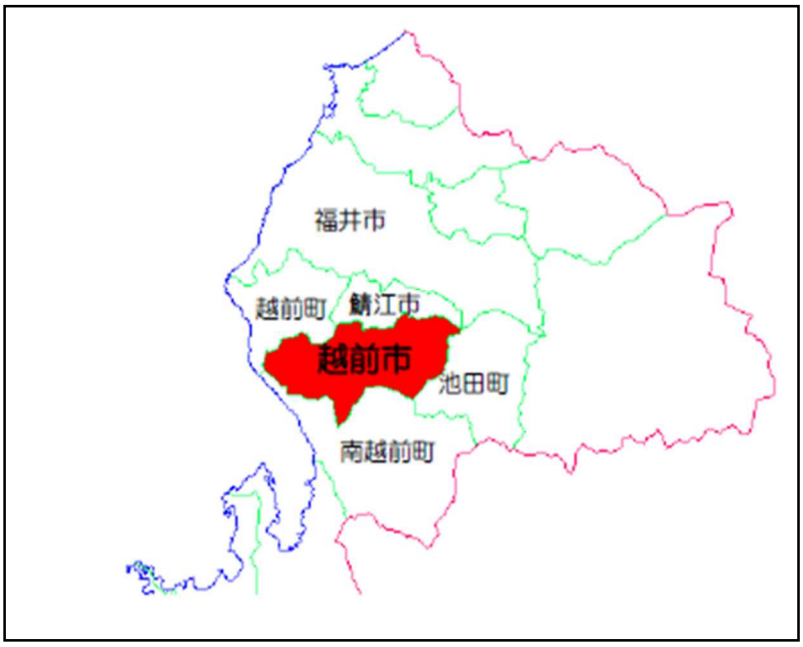


**図１　越前市の位置図**

### １　地勢

越前市は福井県のほぼ中央に位置し、市域北側が鯖江市と越前町に、南側が南越前町に、東側が池田町に、西側が越前町と南越前町に接しています。

本市の市域面積は 230.70 ㎢で、県面積の約5.5%を占めています。本市は、東部を越前中央山脈、西部を丹生山地、南部を「越前富士」と呼ばれる日野山などの 400～700m級の山々に囲まれており、その中央に武生盆地が開け、日野川が南北に貫流しています。

### ２　人口・世帯数（令和２年４月１日）

住民基本台帳人口　82,363人
（うち日本人　77,842人
うち外国人　4,521人）
男　40,561人
（うち外国人　2,263人）
女　41,802人
（うち外国人　2,258人）
世　帯　30,829世帯
（日本人世帯　28,049世帯
外国人世帯数　2,780世帯）

## ３　土地利用

本市の市域面積23,070haから道路・河川を除いた面積は13,143.1haであり、うち36.8%を山林が占めています。次いで28.4%を田が占めており、宅地は14.5%です。

また、騒音、振動に係る指定地域としては都市計画法で定める用途地域に基づいており、各地域別の面積は下記の表のとおりです。

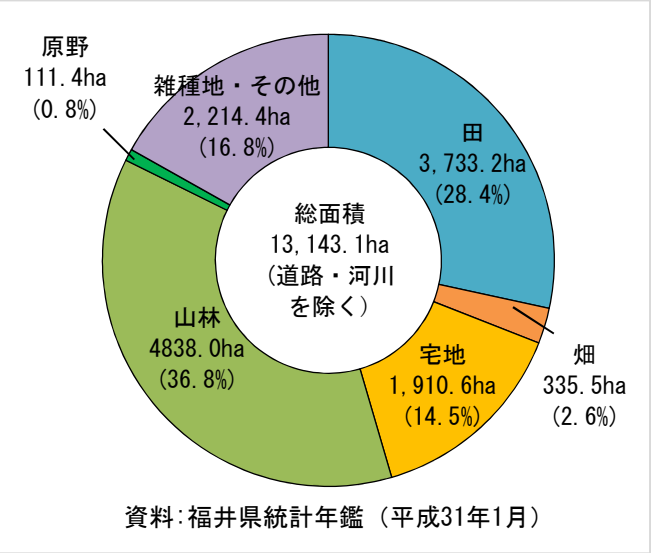


**図２　地目別土地利用面積**
**（固定資産概要調書による）**

**表１　都市計画用途地域別面積　　（令和２年５月１日）**

| 区分 | | 面　積(ha) | 構成比(%) |
|---|---|---|---|
| 用途地域 | 第１種低層住居専用地域 | 195.1 | 9.8 |
| | 第２種低層住居専用地域 | 0.0 | 0.0 |
| | 第１種中高層住居専用地域 | 416.9 | 21.0 |
| | 第２種中高層住居専用地域 | 9.4 | 0.47 |
| | 第１種住居地域 | 451.0 | 22.7 |
| | 第２種住居地域 | 2.4 | 0.12 |
| | 準住居地区 | 0.0 | 0.0 |
| | 近隣商業地域 | 74.0 | 3.7 |
| | 商業地域 | 49.1 | 2.5 |
| | 準工業地域 | 530.7 | 26.7 |
| | 工業地域 | 261.3 | 13.1 |
| | 工業専用地域 | 0.0 | 0.0 |
| | 計 | 1,989.9 | 100.0 |
| 都市計画区域 | | 12,218.0 | |
| 行政区域 | | 23,070.0 | |

# 第１章　越前市環境基本計画の推進

## １　計画の体系

越前市の目指すべき環境像を実現するための計画の柱となる５つの基本方針と、それぞれの分野における取組の枠組みを示します。

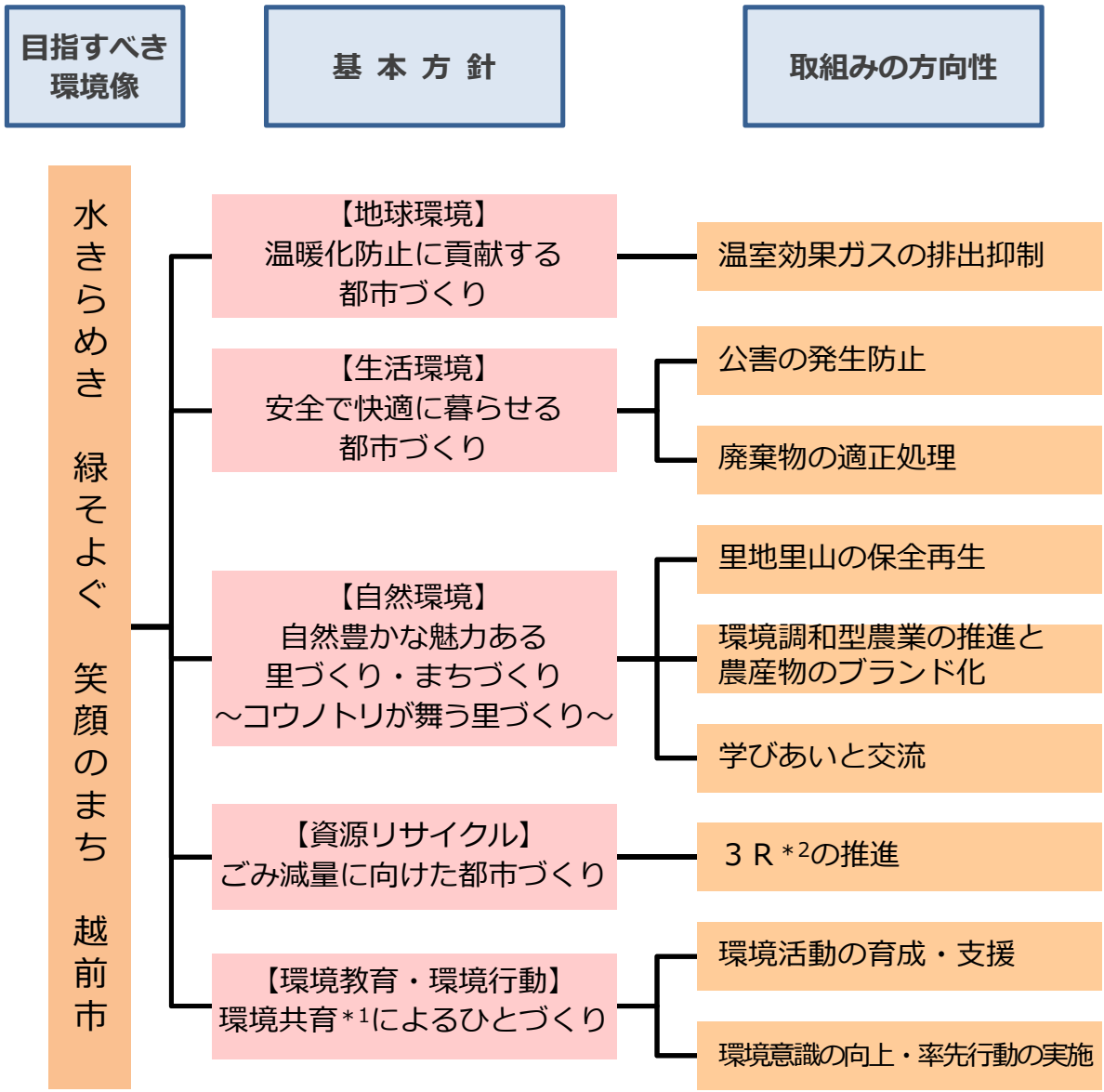


＊1：「共育」とは様々な主体が対等な立場で学びあい、共に育みあうことを意味します。

＊2：「３R」とは廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位のこと。

①リデュース（排出抑制）②リユース（再使用）③リサイクル（再生利用）の頭文字

**図 1-1　越前市環境基本計画の体系図**

## ２　環境基本計画の進捗管理

越前市環境基本計画では、平成 29 年度から令和 3 年度（平成 33 年度）の 5 年間において具体的な指標を定めており、最終年度である令和 3 年度（平成 33 年度）を目標年とし、目標値を定めています。

令和元年度の達成状況を次表に示します。

### ≪　令和元年度具体的な指標の達成状況　≫

### (1)　温暖化防止に貢献する都市づくり

**表 1-2-1　温室効果ガスの抑制**

| No. | 指標名 | 単位 | 目標値（目標年） | R1 実績 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 市施設におけるエネルギー消費原単位削減率（学校・公民館等を除く） | % | 94<br>(R3) | 99.1 | 2015(H27)年度を基準として毎年１%の削減を目指します。 |
| 2 | 太陽光発電設備導入件数（累計） | 件数 | 1,460<br>(R3)※ | 1,395 | 市内で一定の普及を目指します。 |
| 3 | 電気自動車*補助件数（累計） | 台 | 110<br>(R3)※ | 92 | 市内で一定の普及を目指します。 |

※その後は、国の取組状況や最新技術等を考慮して、見直しを検討します。

### (2)　安全で快適に暮らせる都市づくり

**表 1-2-2　公害の発生防止**

| No. | 指標名 | | 単位 | 目標値（目標年） | R1 実績 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 汚水処理人口普及率 | | % | 97.0<br>(R3) | 93.5 | 2023(R5)年度の目標値 100%を目指します。 |
| 5 | 市内主要河川水質調査の環境基準値達成率 | 生活環境項目<br>健康項目 | % | 100<br>100<br>(R3) | 95.9<br>99.3 | 各調査地点において、環境基準の達成を目指します。 |
| 6 | 汚染（有機溶剤）区域内地下水質の環境基準達成率 | | % | 100<br>(R3) | 86.8 | 全ての定期モニタリング*井戸において、環境基準の達成を目指します。 |

## (3)　自然豊かな魅力ある里づくり・まちづくり

### 表 1-2-3　里地里山の保全再生

| No. | 指標名 | 単位 | 目標値<br>（目標年） | R1 実績 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 森林の年間整備面積 | ha/年 | 60.0 | 65.1 | 年間 60ha 以上の整備面積を目指します。 |
| 8 | 里山の森林づくりボランティア参加人数 | 人/年 | 375 | 300 | H27 の 341 人から 10%増を目指します。 |
| 9 | 水田魚道の施設数 | 箇所 | 32<br>(R6) | 20 | 「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。 |
| 10 | 休耕田ビオトープの面積 | ha | 13.0<br>(R6) | 8.8 | 「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。 |

### 表 1-2-4　環境調和型農業の推進と農産物のブランド化

| No. | 指標名 | 単位 | 目標値<br>（目標年） | R1 実績 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 | コウノトリ呼び戻す農法米を含む有機 JAS・県認証区分①の栽培面積 | ha | 80<br>(R6) | 73 | 「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。 |
| 12 | 県認証区分③の栽培面積 | ha | 300<br>(R6) | 231 | 「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。 |
| 13 | 有機 JAS・県認証区分①～③に取組む農業者数 | 人 | 150<br>(R6) | 138 | 「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。 |

## (4)　ごみ減量化に向けた都市づくり

### 表 1-2-5　３Ｒの推進

| No. | 指標名 | 単位 | 目標値<br>（目標年） | R1 実績 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 家庭系ごみ排出量<br>（市民１人１日当たりのごみ排出量） | g/人・日 | 552<br>(R2)※ | 562 | 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき設定します。 |
| 15 | 家庭系ごみ排出量<br>（県下９市の家庭系ごみ排出量の順位） | 順位 | 1<br>(R3) | 1<br>(H30) | 県下９市で家庭系ごみの最少排出量を目指します。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | ごみのリサイクル率 | | % | 23.0<br>(R3) | 22.9 | リサイクル率の向上を目指します。 |
| 17 | 市発注工事<br>再生資材<br>利用率 | 土砂<br>砕石<br>ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 | % | 80.0 以上<br>95.0 以上<br>100<br>(R3) | 45.3<br>97.4<br>97.9 | 本市発注の工事で発生した土砂や砕石などの再利用に取り組みます。 |
| 18 | 古紙の集団回収実施団体数 | | 団体 | 163<br>(R3) | 161 | 現状維持を目指します。 |
| 19 | 下水汚泥の資源化率 | | % | 100<br>(R3) | 100 | 第１次計画の目標値を採用し、継続して取り組みます。 |

※南越清掃組合の「一般廃棄物処理基本計画」に合わせて見直します。

## (5)　環境共育によるひとづくり

**表 1-2-6　環境活動の育成・支援**

| No. | 指標名 | 単位 | 目標値<br>（目標年） | R1 実績 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 公民館、地区が開催する環境学習会 | 回/年 | 255<br>(R3) | 113 | 各地区平均 15 回以上開催します（15 回×17 地区）。 |
| 21 | 同　参加者数 | 人/年 | 7,650<br>(R3) | 5,027 | 環境学習会１回当たりの参加者を 30 人程度とします(30 人×255 回)。 |
| 22 | ごみ減量化リサイクル推進員町内普及率 | % | 100<br>(R3) | 95.4 | 全町内での活動を目指します。 |
| 23 | ごみ減量化リサイクル推進員<br>（各年度認定者の累計） | 人 | 2,300<br>(R3) | 2,063 | 年間 100 人の認定を目指します。 |
| 24 | 環境教育提供総時間数（小学生） | 時間 | 27.2<br>(R3) | 27.2 | 基準年の成果を維持します。 |
| 25 | 環境教育提供総時間数（中学生） | 時間 | 20.9<br>(R3) | 20.9 | 基準年の成果を維持します。 |
| 26 | 環境学習（幼稚園・保育園・こども園） | % | 100<br>(R3) | 100 | 全園での開催を目指します。 |
| 27 | エコビレッジ交流センターを活用した環境学習会参加人数 | 人/年 | 3,500<br>(R3) | 3,154 | 環境学習会参加者を毎月 300 人程度とします。(約 300 人/月×12 ヶ月) |

# 第２章　大気環境

## １　大気汚染の概況

大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい値として二酸化硫黄、光化学オキシダントなどに環境基準が定められています。(表 2-1)

また、ベンゼンなど有害大気汚染物質として 4 項目に環境基準が定められています。市では大気環境の状況を把握し、汚染を未然に防止するため、市内の 3 地点（味真野・吉野・白山）において二酸化硫黄や浮遊粒子状物質等の常時監視を行っており、また県は、市街地域（武生局）及び今立地域（今立局）において窒素酸化物、光化学オキシダント等の常時監視を行っています。(図 2-1)

令和元度における環境基準の達成状況をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、環境基準を満たしていました。

**表 2-1　越前市内における大気汚染常時観測局について**

| 局名 | 所在地 | 用途地域 | 設置 | 測定項目 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 環境基準項目 | | | | | その他の項目 | | | |
| | | | | $SO_2$ | $NO_2$ | SPM | Ox | PM2.5 | NO | $H_2S$ | WD | WS |
| 武　生 | 越前市平出一丁目 6-1<br>(武生第一中学校校内 北側) | 準　工 | 県 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 今　立 | 越前市定友町 21-5-1<br>(今立図書館 北東側) | 第１種住居 | 県 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 味真野 | 越前市上真柄町 44-6<br>(上真柄公民館 東側) | 準　工 | 市 | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| 武生北 | 越前市家久町 105-13<br>(柳荘別館敷地内 東側) | 工　業 | 市 | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ |
| 武生西 | 越前市丸岡町 31-37-6<br>(丸岡･沓掛ふれあい会館) | － | 市 | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ |

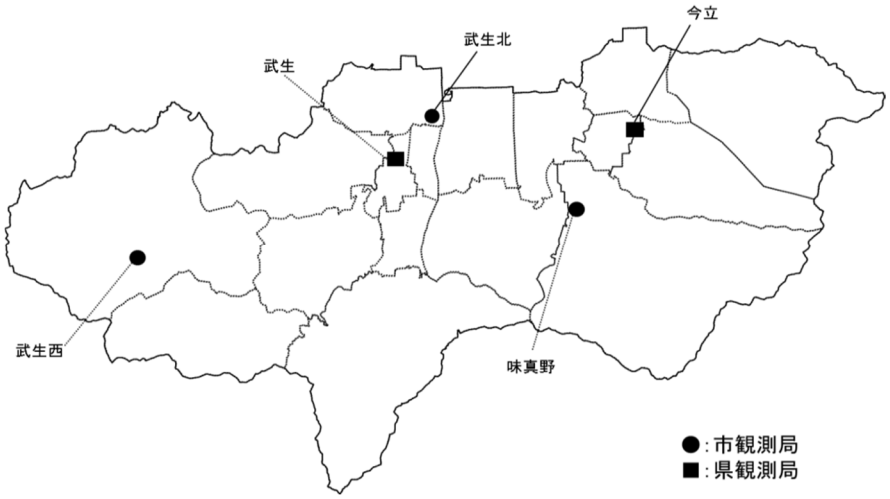


**図 2-1　越前市内の大気汚染常時観測局の位置**

## ２　大気汚染物質別の調査結果

### （１） 硫黄酸化物（SOx）

硫黄酸化物は、主に重油などの燃料や原料中に含まれる硫黄分が燃焼することにより生じ、呼吸器に影響を及ぼすほか、大気中で硫酸に変化し酸性雨の原因にもなります。

環境基準は、硫黄酸化物の大部分を占める二酸化硫黄について定められています。

全測定局の年平均値の推移は、近年、概ね横ばいで推移しています。（図 2-2-1）

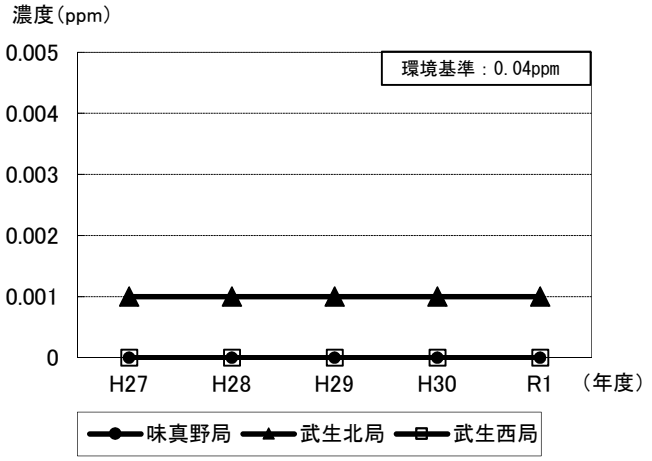


**図 2-2-1　二酸化硫黄の年平均値の推移**

### （２） 窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、主に石油等の化石燃料の燃焼によって生じ、発生源としてはボイラーや自動車等があります。窒素を含む燃焼物から発生するフューエルNOxと熱により空気中の窒素から生成するサーマルNOxが主な生成過程です。

排出ガス中の窒素酸化物の主成分は、一酸化窒素ですが、大気中に排出されると、次第に酸化されて二酸化窒素になります。呼吸器に影響を及ぼすほか、大気中で硝酸に変化し酸性雨の原因となります。

また、光分解することで光化学スモッグ汚染の原因物質となるため、二酸化窒素について環境基準が定められています。武生局・今立局の年平均値の推移は、図2-2-2のとおりであり、両局ともに概ね横ばいで推移しています。（図2-2-2）

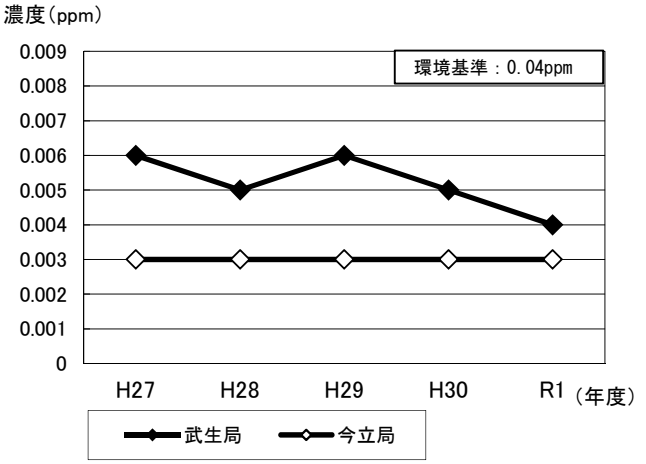


**図 2-2-2　二酸化窒素の年平均値の変化**

### （３） 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している埃や砂じん、すす等の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものを浮遊粒子状物質（以下「SPM」という）といいます。発生源としては、工場等からのばいじんや粉じん、ディーゼル車の黒煙、あるいは土壌飛散といった自然原因などがあります。

SPMは、大気中に比較的長時間滞留すること、気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、環境基準が定められています。

全測定局の年平均値の推移は、全体的に減少傾向にあります。（図 2-2-3）

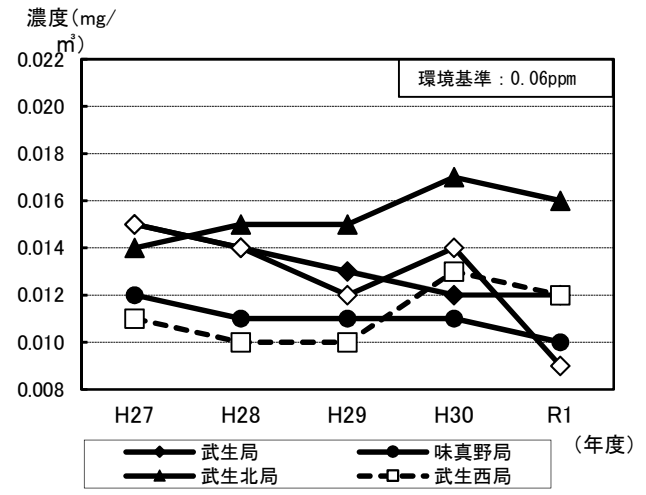


**図 2-2-3　SPM の年平均値の推移**

### （４） 光化学オキシダント（Ox）

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素を含む揮発性有機化合物(VOC)が紫外線により光化学反応を起こし、二次汚染物質として生成するオゾンやPAN （パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいい、光化学スモッグ状態を示す指標として用いられます。

光化学オキシダントの発生は、気象条件（晴天で微風）の影響が大きいとされ、近年では昼間の一時間値が0.06ppmを超える日数はほぼ横ばいの傾向です。

近年、市内では注意報の発令には至っていませんが、今後も注意していく必要があります。(図2-2-4)

### （５） 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなど人の健康に影響を与えることから、環境基準が定められています。一酸化炭素は、近隣では鯖江市健康福祉センターの自動車排気ガス測定局で国道８号沿いにおいて福井県が測定しており、平成18年度から令和元年度までの年平均値を見ると0.2～0.3 ppmの環境基準値以下で推移しています。

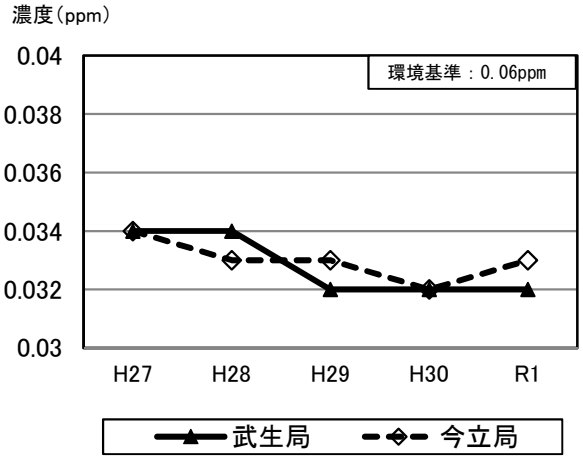


**図 2-2-4 光化学オキシダントの年平均値の推移**
**（昼間１時間値）**

## ３ 大気に関する規制

### （１）大気汚染防止法に基づく規制

工場・事業場や建築物の解体作業等から発生するばい煙や粉じんについては、大気汚染防止法により、それらの排出が規制されています。

#### ① 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、ばい煙の排出口の高さや地域に応じた排出基準（K値規制）が定められています。地域によって値は異なり、旧武生市区域のK値は10.0、旧今立地区は17.5です。

#### ② 窒素酸化物

窒素酸化物については、昭和48年の規制開始以降、排出基準が段階的に強化されるとともに、規制対象施設として、ディーゼル機関、ガソリン機関、ガスタービン等が追加されました。

#### ③ ばいじん

ばいじんについては、昭和43年の規制開始以降、排出基準が段階的に強化されるとともに、規制対象となる施設が追加されました。

また、ダイオキシン類をはじめとする、近年の廃棄物焼却炉を巡る大気汚染問題への対応を図るため、平成10年4月に廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制基準が強化されました。

#### ④ 有害物質

窒素酸化物を除く有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物）については、廃棄物焼却炉や溶解炉などのばい煙発生施設ごとに排出基準を定め、規制を行っています。

#### ⑤ 粉じん

大気汚染防止法において、粉じんのうち、石綿（アスベスト）を特定粉じん、これ以外のものを一般粉じんと規定しています。

特定粉じん発生施設については、敷地境界における規制基準が設定されており、一般粉じん発生施設については、粉じん飛散防止のための施設の構造、及び使用・管理に関する基準が設定されています。

また、特定建築材料（アスベスト）が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業を、特定粉じん排出等作業と定め、作業実施に係る届出と作業基準が規定されています。

ア）民間施設におけるアスベストについて

民間施設におけるアスベスト対策工事については、県公害防止条例及び大気汚染防止法に基づき福井県に工事届出が必要です。届出があった場合には、その写しが県から市に届けられることとなっています。

イ）市公共施設におけるアスベストについて

本市所有施設について、平成 17 年度及び平成 20 年度に設計図等によってアスベスト含有について調査を行い、含有の可能性のあるものについて、専門分析機関でサンプリング調査と現況調査を行ってきました。

これをもとに、アスベスト対策が必要な施設を絞り込み、除去や囲い込み等の工事対策等を行うとともに、施設管理台帳により所管する課等で、管理を徹底することとしています。

**⑥　揮発性有機化合物（VOC）**

揮発性有機化合物は、大気中においてガス状となる有機化合物のことであり、主に塗料や洗浄剤として使用されています。浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因の１つと考えられており、その排出が多い施設については、排出基準が定められています。

**⑦　水銀**

平成 29 年 8 月 16 日に水俣条約が発効され、それに伴い大気汚染防止法の一部改正がなされ、平成 30 年 4 月 1 日から水銀大気排出規制が開始されました。大気中においてガス状となった水銀を規制するもので、水銀排出施設の設置者に対し、都道府県等への届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定、記録および保存の実施を義務付けています。

## （２）福井県公害防止条例に基づく規制

**①　特定工場**

通常の燃料使用が 600 kg／時間以上（重油換算）の工場・事業所を特定工場と定め、県では硫黄酸化物の総量規制を実施するとともに、低硫黄分の燃料（A 重油など）を使用するよう指導し、硫黄酸化物の排出の抑制を図っています。（表 2-3）

**表2-3　燃料中の硫黄分について指導基準**

| 工場・事業場 | 丹南地域での基準 |
|---|---|
| 特定工場 | 1.3%以下 |
| 特定工場以外 | 1.5%以下 |

**②　ばい煙に係る特定施設**

金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉、廃棄物焼却炉、酸による反応施設など、有害物質を使用又は排出する施設をばい煙に係る特定施設と規定し、これらの施設を設置するものに届出義務を課するとともに、溶解にあってはばいじんの量、廃棄物焼却炉にあってはカドミウム等の有害物質 4 項目、有害物質使用施設にあってはカドミウム等有害物質 5 項目の規制基準を定め、大気汚染のより一層の軽減を図ることとしています。

**③　炭化水素類に係る特定施設**

揮発性の高い石油類の貯蔵施設、出荷施設および給油施設を炭化水素類に係る特定施設として規定し、これらの施設を設置する者に届出義務を課すとともに施設の構造、使用、管理基準を定め、光化学オキシダントの発生抑制および地球温暖化の推進を図ることとしています。

## （３）環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市は令和 2 年 3 月 31 日現在、市内 66 事業所と協定を締結しており、ばい煙などを発生するおそれのある事業所に対しては立入検査を実施し、施設の維持管理状況等の確認、使用燃料の確認、排出ガス中のばい煙等の検査を行っています。近年は、低硫黄分重油の使用、ガスボイラーへの変更、高度排ガス処理施設の導入など環境対策が事業所において積極的に推進されており、ばい煙等の発生量は減少傾向にあります。

## ４　光化学スモッグ対策

光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについては、近年、全国の観測局において環境基準達成率が1%未満であり、極めて低い水準となっています。

令和元年度は、全国19都道府県で光化学スモッグに係る注意報の発令が延べ80日あり、県内では敦賀市、美浜町、若狭町において発令がありました。本市内においてはこれまで発令されたことはありませんが、県内ではこれまでも嶺南地域で発令されたことがあります。近年は大陸から光化学オキシダントが直接飛来する越境汚染の可能性も示唆されています。

光化学オキシダントは高濃度になると、目や呼吸器などの粘膜を刺激し、健康被害が発生することがあります。光化学オキシダントの濃度は、全国的には夏季に上昇する傾向にあります。

福井県内においては、5月から6月にかけてもっとも濃度が高くなる傾向があります。

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び光化学オキシダントによって、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるような緊急事態が発生した場合に、知事がとるべき措置を定めています。これを受けて、県では、県内複数のエリアごとに県民への周知に係る体制の整備を図っています。

本市では、「越前市光化学スモッグ緊急時措置連絡会」を設置し、注意報等発令時の関係機関への円滑な連絡や、市民への周知に係る体制の整備をしています。

## ５　微小粒子状物質（PM2.5）対策

福井県は、三国、福井、神明(鯖江)、今立、大野、敦賀、三方、小浜、自動車排ガス測定局福井の9つの固定局で監視を行っています。

平成25年3月1日付環境省の暫定指針に基づき、県はPM2.5濃度の日平均が70μg/m$^3$を超えると予想したときには、外出や野外活動の自粛を促す注意喚起を行うこととなっています。県は、平成26年2月26日に初の注意喚起を行いました。

その際、本市では、光化学スモッグ注意報等発令時の連絡体制に準じて、円滑に関係機関及び市民に周知しました。令和元年度は、注意喚起の実施はありませんでした。

**表2-5　光化学オキシダント注意報等の発令及び解除の基準**

| 区分 | 発　令　基　準 | 解　除　基　準 |
|---|---|---|
| 注意報 | 定時観測におけるオキシダント測定値が0.12 ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき | 定時観測におけるオキシダント測定値が左欄の数値未満であって、気象条件からみてその状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき |
| 警報 | 定時観測におけるオキシダント測定値が0.24 ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき | |
| 重大警報 | 定時観測におけるオキシダント測定値が0.4 ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき | |

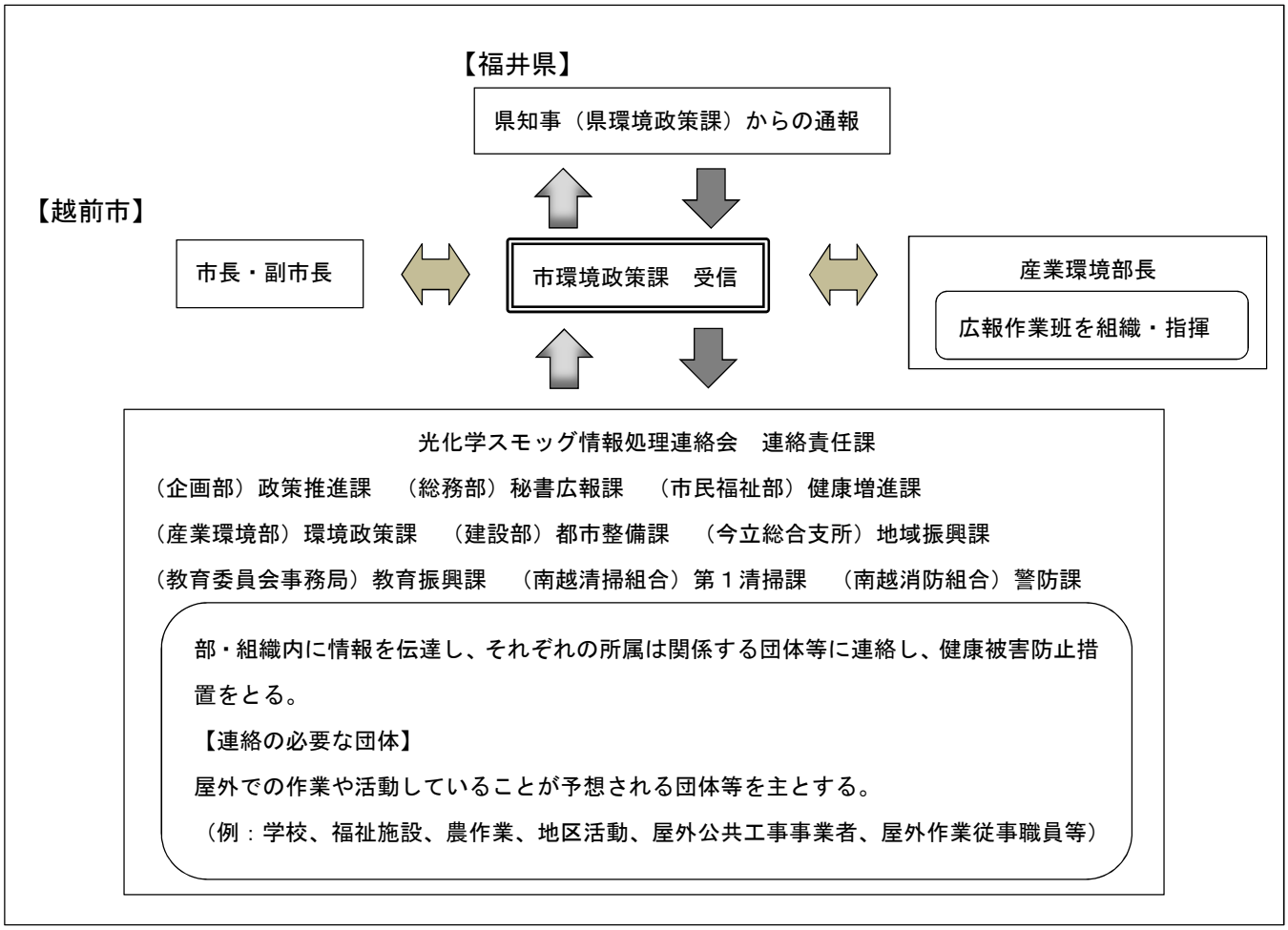


**図 2-5　越前市光化学スモッグ緊急時措置連絡系統図**

# 第３章　水環境

## １　水環境の概況

河川は地域の社会経済活動のみならず、日常生活とも密接な関係を持ち、水道水・農業用水・工業用水などとして広範囲に利用されています。また、河川は優れた自然景観及び身近な水辺環境を構成する上で重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が寄せられています。

河川の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準（行政上の目標値）が定められています。

環境基準は、「人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）」と、「生活環境保全に関する項目（以下「生活環境項目」という。）」の2種類から成り立っています。

「健康項目」とは、工場排水等に起因する有害物質（全 27 項目）に関する基準で、すべての公共用水域において一律に適用され、達成し維持されることが望ましい基準です。（資料編表 3-1）

また、「生活環境項目」とは、水道・農業・工業用水などの利用目的に応じて県知事により定められた公共用水域の類型（ＡＡ～Ｅ）ごとに基準値が定められているもので、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）等全 9 項目について、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準です。（資料編 表 3-2）

## ２　河川水質の調査結果

### （１）健康項目調査

カドミウムやシアンなどの有害物質全27項目について、市内の15河川（日野川、吉野瀬川、浅水川、御清水川、河濯川、小松川、月尾川、岡本川、鞍谷川、服部川、天王川、春日野川、穴田川、沖田川、大塩谷川）のうち、毎年5河川の調査を実施しています。（資料編 表3-9）

令和元年度は、日野川、吉野瀬川、鞍谷川、浅水川、御清水川で調査した結果（表 3-2）、環境基準達成率は 99.3%でした。（国内達成率 99.1%：令和元年 12 月環境省発表）

**表 3-2　令和元年度健康項目調査結果**

| 河 川 名 | 調 査 月 | 基準達成数 |
|---|---|---|
| 日　野　川 | 8 月 | 27/27 |
| 吉 野 瀬 川 | 8 月 | 27/27 |
| 鞍　谷　川 | 8 月 | 27/27 |
| 浅　水　川 | 8 月 | 27/27 |
| 御 清 水 川 | 8 月 | 26/27 |

### （２）生活環境項目調査（一般調査）

生活環境項目全 9 項目のなかで河川に適用される 5 項目について、令和元年度は、市内 9 河川（11 地点）で年 6 回（隔月）、調査を実施しました。（図 3-2-1）なお、調査した河川全てにおいて、pH, DO, SS については全ての河川において環境基準を満たしていました。（BOD 国内達成率 94.6%：令和元年 12 月環境省発表）

また、大腸菌群数が日野川、吉野瀬川、天王川及び浅水川で、一部適合していない地点がありました。（資料編表 3-11）　大腸菌群数については、国の中央環境審議会においても指標としての意義や適切な対策について議論があり、環境省においても基準の見直しも含めた検討が行なわれていますが、具体的な考え方や対策案は示されていないのが現状です。本市では下水処理設備の整備と接続が大腸菌群数の減少につながると考え、汚水処理人口普及率の向上に努めています。

図 3-2-1　河川水質調査経年変化グラフ（生活環境項目）

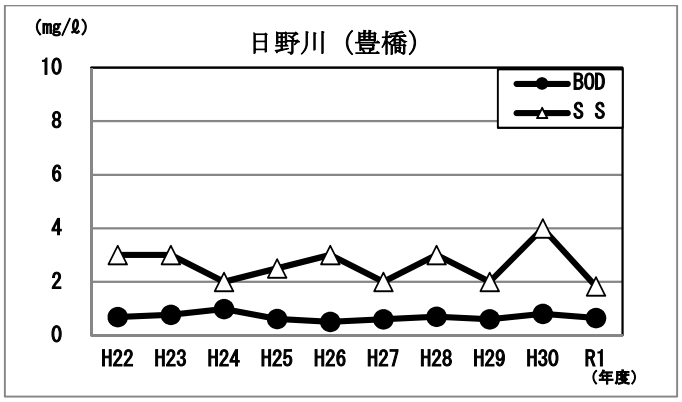


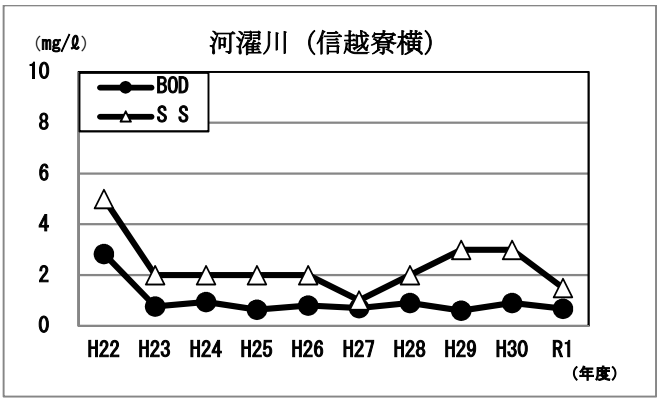


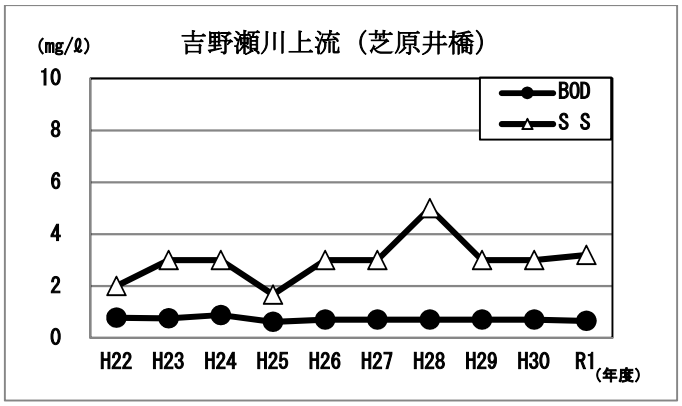


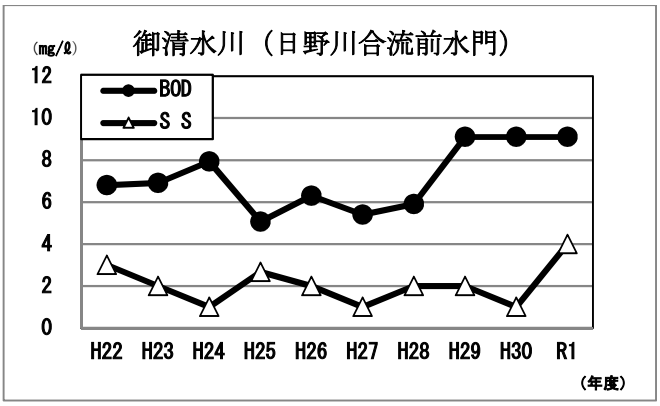


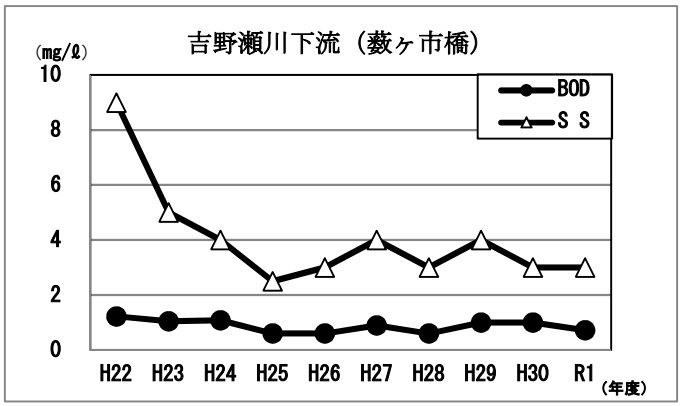


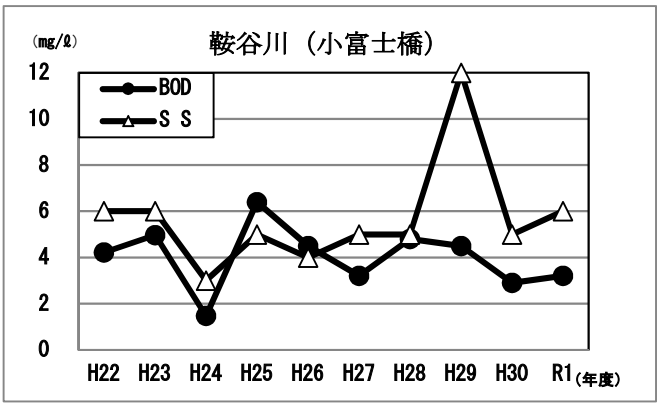


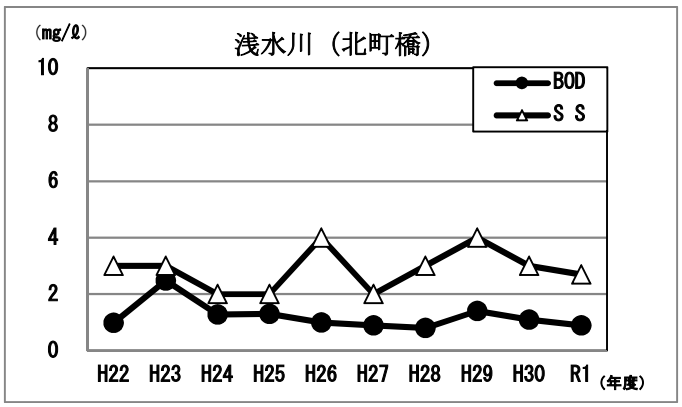


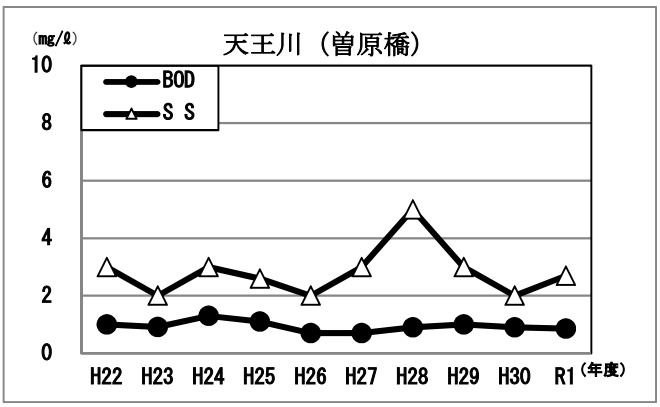

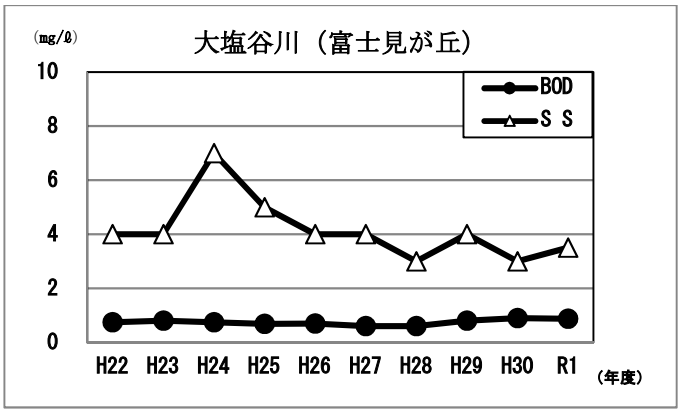


### （３）生活環境項目調査（流域調査）

図 3-2-2 の 9 河川及び、これに小松川、春日野川、服部川、水間川、月尾川、岡本川、不老川、沖田川を加えた 17 河川について、上流から下流地点での水質を調査し監視を行っています。

なお、上記のうち、環境基準が設定されている河川については概ね基準に適合しており、それ以外の河川についても概ね良好な水質でした。（資料編表3-13～表3-23）

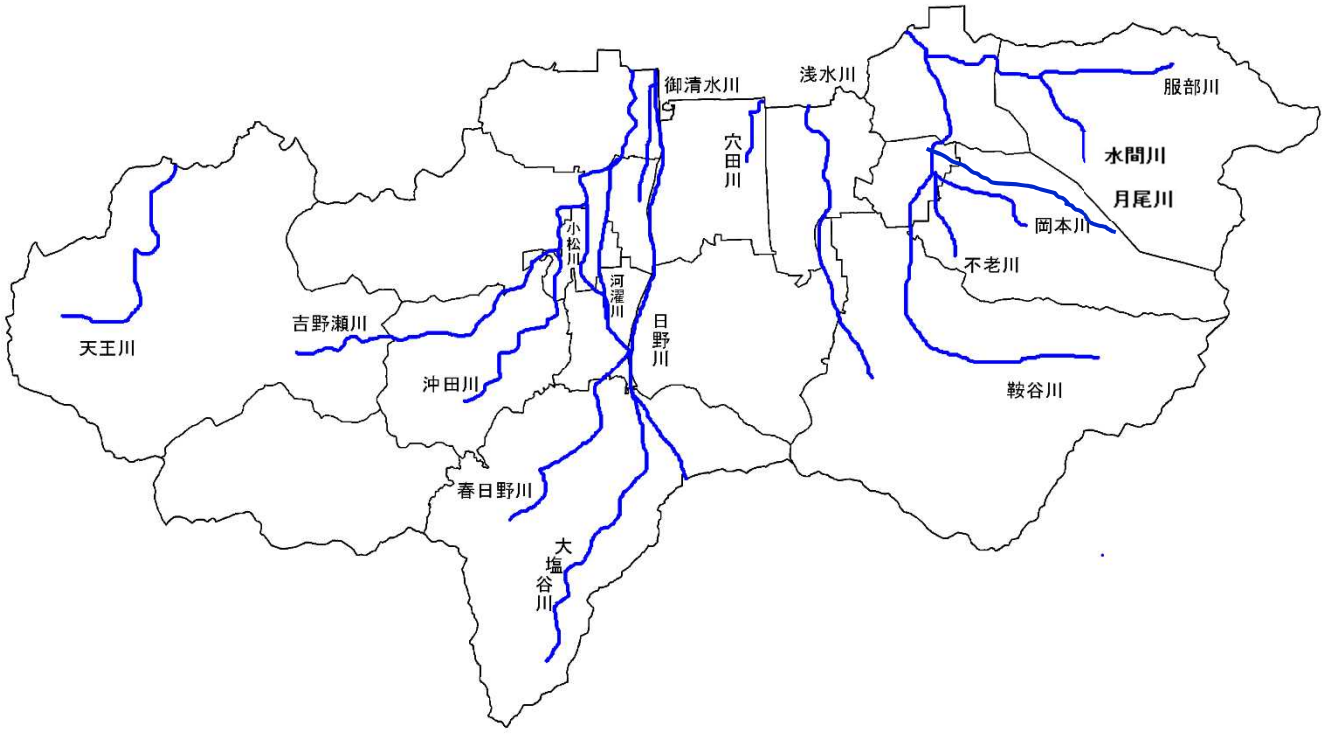


**図 3-2-2　市内の主要な河川の位置**

## ３　水質に関する規制

### （１）水質汚濁防止法に基づく規制

特定施設を設置する工場・事業所（以下「特定事業場」という）が規制対象となり、有害物質として、カドミウム等 28 項目（資料編表 3-7）、生活環境項目として、BOD 等 15 項目（資料編表 3-8）について排水基準が適用されます。

なお、有害物質の排水基準は全ての特定事業所に対し、生活環境項目の排水基準は、排出水量 50 ㎥／日以上の特定事業場に対し、それぞれ適用されます。

### （２）福井県公害防止条例に基づく規制

①　上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項により、生活環境の保全にあたり県がより厳しい排水基準を条例により設定できます。これに基づき、福井県は、九頭竜川水域において、BOD および SS に係る上乗せ排水基準（資料編 表 3-9）を規定しています。

②　特定工場

一日あたりの通常の排出水量が 3000 ㎥（製紙業の場合 2000 ㎥）の工場、事業所を特定工場と定め、知事への届出を義務付けるとともに、排出水の濃度および負荷量を規制しています。

③　汚水および廃液に係る特定施設

有害物質を使用し、または排出する施設（資料編表 3-6）の届出を義務付けています。

また、条例に基づく特定工場および特定施設において汚水等の量および濃度等を測定結果の記録に加えて、その記録の保存が義務付けられています。

### （３）環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市は令和 2 年 3 月 31 日現在、市内 67 事業所と協定を締結し、法・条例より、厳しい排水基準を設定しています。なお協定では、環境への影響が考えられる施設の設置にあたっては、事前協議または届出を義務付けており、事業場からの水質汚濁の未然防止に努めています。

また、協定を締結している事業所の一部で排水調査を行い、排水処理施設の維持管理状況や排水基準適合状況の確認を実施しています。令和元年度では、市の立入調査等における協定基準違反は5事業所、県調査における法及び条例に係る排水基準違反は2事業所でした。違反の内容は、水温、透視度、pH、BOD あるいはSSが排出基準を超過していたもので、改善指導を行いました。

**図 3-3　協定締結事業所付近の河川水質影響調査**

### （４）その他ゴルフ場における農薬の規制

ゴルフ場では、芝生の維持管理のため、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等が使用されていることが多いことから、県は、平成 2 年 4 月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を策定し、事業者に対し、水質測定の義務や、魚毒性の高い農薬の使用禁止等の規制をしています。

また、環境省では、都道府県に対し、ゴルフ場で使用される農薬について、水質調査の方法や、ゴルフ場の排水口において遵守すべき農薬濃度の指針値を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成 2 年 5 月 24 日付）を定めています。

# 第４章　地下水・土壌の環境

## １　地下水汚染の現況

平成元年の水質汚濁防止法の改正により、県の地下水質の常時監視と有害物質に、有機塩素化合物が追加され、市では平成元年から県と協力して、地下水調査を実施しています。

県は、「地下水の水質に関する計画」に基づき、平成元、2年度において、市内13地点で地下水概況調査を実施し、4地区（吉野・大虫・王子保・北府）を、トリクロロエチレン等が水道水の水質基準を超える汚染範囲とし、現在も監視を続けています。

また、平成10年度には、白山地区の事業所から、有機塩素系溶剤による地下水汚染について県へ報告があり、事業所周辺を調査した結果、1井戸から基準を超えるトリクロロエチレンが検出されました。平成12年度には、県の概況調査で、塚町、三ツ屋町の砒素が、環境基準を超えて検出されました。平成13年度には、四郎丸町（王子保地区）で実施した定期モニタリング調査及び詳細調査で、トリクロロエチレンの分解生成物であるシス-1,2-ジクロロエチレンが、環境基準を超えて検出されました。さらに、平成19年度には、戸谷片屋線道路建設予定地周辺において、総水銀等が、環境基準を超えて検出されました。

以上の結果、県は、砒素による自然由来の汚染１地区（長尾、塚町）と、有機塩素や重金属などの人為的汚染 6 地区（吉野・大虫・王子保・北府・米口・家久）について監視を行っております。現在市内には、土壌汚染対策法第 5 条に基づき県知事が指定した区域はありません。

## ２　地下水質調査結果

### （１）県地下水質調査

#### ①　概況調査

地下水水質については、県が毎年エリアを定め調査を実施しています。令和元年度においては 2 地点で実施し、調査結果では汚染は見られませんでした。（資料編表 4-3）

#### ②　定期モニタリング調査

県の地下水調査によって汚染が確認された7地区30地点において、汚染の改善状況を把握するため、定期モニタリングを実施しています。令和元年度の調査においては、29地点中21地点で環境基準を達成しました。いずれの地区においても、過去に検出された最高濃度と比較し、改善傾向にあります。近年、このうち有機溶剤系汚染の定点地19地点においては、環境基準達成率が概ね横ばいの傾向となっていました。H26年度にトリクロロエチレンの環境基準が強化されたことで一時的に達成率は下がりましたが、その後は横ばいとなっております。（表4-2、資料編表4-4）

なお、トリクロロエチレン等の有機塩素溶剤系物質における環境基準の考え方としては、体重50kgの人が汚染された地下水を毎日2リットル、70年間飲み続けたとき、10万分の1の確率で発がんするおそれのある濃度を踏まえて設定されています。

**表 4-2　有機溶剤汚染区域内地下水改善状況**

**（%：環境基準適合検体/調査検体）**

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地下水達成率<br>(対象井戸:22) | 81.8 | 86.4 | 80.0 | 84.2 | 86.8 |

※30 年度より環境計画の目標値における対象井戸は 19 地点となった。

### （２）市地下水質調査

市では、過去に汚染が確認された地区において、市

が浄化対策を実施している地区や、特に監視が必要だと定めた地区を、県の調査とは別に年１回調査を実施しています。

**①　吉野地区地下水調査**

吉野地区では地下水揚水ポンプ１箇所と地下水を利用した消雪装置１箇所の計２箇所についてトリクロロエチレンの調査を行っています。令和元年度の調査では環境基準を満たしていました。

**②　家久地区地下水調査**

平成21年に戸谷片屋線道路高架橋周辺の調査専用井戸において、総水銀やベンゼンが検出されたことに伴い、その工事施工による周辺地下水への環境影響を調べるために、県の定期モニタリング調査とは別に、市においても周辺民家井戸で地下水の調査を開始し、現在も継続調査を実施しています。

これまで、民家の井戸水で、総水銀とベンゼンが検出されたことはありません。また、平成21年に新たに環境基準が設定された塩化ビニルモノマーにおいては、全ての地点で、環境基準を満たしていました。

戸谷片屋線道路高架橋は完成していますが、当面の間、市は県と連携して、調査を実施していくこととしています。令和元年度の調査においても異常な変動はありませんでした。

## ３　浄化対策

市では、平成8年度から平成10年度にかけて、汚染地区内（吉野、北府地区）に地下水揚水ポンプを設置し、揚水による浄化対策を現在も実施しています。吉野地区においては、改善が進み、環境基準を長期にわたって満たしていたため、浄化対策を終了しています。北府地区においても、改善が進んでいるため浄化対策を終了しています。

## ４　土壌汚染の現況

一般土壌の環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められています。（資料編表 4-5）これは、土壌の汚染状態の有無を判断する基準となるとともに、汚染土壌にかかる改善対策を講ずる際の目標となるものです。

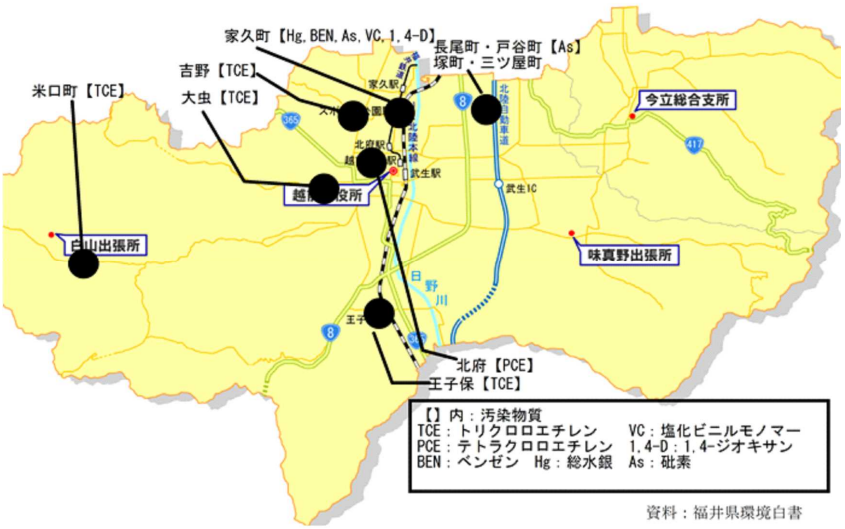


**図 4-4　市内における土壌汚染の指定地域**

# 第５章　有害化学物質等

## １　ダイオキシン類

### （１）ダイオキシン類の概況

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)類およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)類の総称であり、物質によって毒性の強さが異なるため、比較や加算が可能な毒性当量(TEQ)に換算して評価します。

**表 5-1　ダイオキシン類の環境基準**

| | |
|---|---|
| 大　　気 | 0.6 pg-TEQ/m³以下 |
| 水　　質 | 1 pg-TEQ/ℓ以下 |
| 水底の底質 | 150 pg-TEQ/g 以下 |
| 土　　壌 | 1,000 pg-TEQ/g 以下 |

### （２）ダイオキシン類調査結果

河川水質、土壌および河川底質について、市では項目と地点を定め、ダイオキシン類の調査を実施しています。令和元年度は、河川の水質と土壌について調査を行いました。

**① 水質**

令和元年度は、大塩谷川で調査を行いました。その結果、日野川の河川水のダイオキシン類濃度は 0.18 pg-TEQ／ℓで、環境基準（1 pg-TEQ／ℓ）を満たしていました。（資料編 表 5-5）

**② 土壌**

令和元年度は、市東部として東運動公園、市西部として白山小学校校庭を調査しました。その結果、東運動公園のダイオキシン類濃度は 0.011pg-TEQ／g（dry）、白山小学校校庭は 0.059 pg-TEQ／g（dry）で、共に環境基準（1,000 pg-TEQ／g（dry））を満たしていました。（資料編 表 5-6）

## ２　PRTR 制度

平成14年4月から、ＰＲＴＲ法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」）に基づく化学物質の排出量等の届出制度が施行されました。対象となる事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかなどについて報告し、国はそれを集計し公表しています。

（参考：ＰＲＴＲ法は、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。報告が義務付けられている化学物質は462種類です。）

## ３　空間放射線量

本市では原子力災害に備え、緊急時に市民への情報提供や避難誘導が迅速に行えるよう、平常値を把握するため、毎年９月と３月に市内17地区で空間放射線量率の測定を実施しています。

本市内の各小学校グラウンドにおけるこれまでの空間放射線量率定期測定結果は、0.06～0.11 マイクロシーベルト毎時であり、日本での平均的な空間放射線量（約 0.171 マイクロシーベルト毎時）より低い値となっています。（資料編　表 5-11）

# 第６章　騒音・振動・悪臭

## １　騒音・振動

### （１）現況

騒音は、公害の中でもとりわけ日常生活と関係が深く、その発生源は、工場・事業所・建設作業・飲食店などの深夜営業等の事業活動から発生するもの、自動車や鉄道などの交通手段から発生するものなど多様です。

近年の騒音に関する苦情内容は、ほとんどが騒音規制法の適用を受けない一般家庭などから発生する騒音に対する苦情でした。また、振動に関する苦情は、近年寄せられていません。

### （２）騒音・振動に関する規制

#### ①　騒音規制法・振動規制法に基づく規制

騒音については、達成することが望ましい基準である「環境基準」と、遵守しなければならない「規制基準」があります。また、振動については「規制基準」が定められています。

騒音、振動については、生活環境を保全する必要があると認める地域（都市計画法で定める用途地域に準ずる。）を指定することにより、地域内において騒音規制法及び振動規制法に係る届出が必要な特定施設を有する工場・事業所及び届出が必要な特定建設作業については規制基準が適用されます。

**ア）工場・事業所の規制**

指定地域内において、特定施設（一定出力を超える送風機、金属加工機など著しい騒音・振動を発する施設）を設置しようとする者は、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

**イ）建設作業の規制**

指定地域内において、特定建設作業（くい打ち機等を使用する作業等著しい騒音・振動を発生させる作業）を伴う建設工事を実施しようとする者は、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

#### ②　県公害防止条例に基づく規制

県公害防止条例では、特定工場において発生する騒音、飲食店営業、カラオケボックス営業及び車両洗浄装置営業における深夜（午後 11 時から翌朝 5 時まで）の騒音を規制しています。また、午後 9 時から翌朝 8 時までの屋外における拡声器放送について、一部の例外を除き禁止しています。

#### ③　環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市では、協定を締結している事業場に対して、法および条例の規制より、厳しい規制を行っています。

### （３）新幹線鉄道騒音に係る環境基準

平成29年3月24日付け福井県告示113号により、環境基本法の規定に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、地域類型を当てはめる地域の指定がなされました。本市においても、鉄道開通後について、基準順守を求めていきます。

## ２　悪臭

### （１）現況

悪臭は、騒音・振動と同様に「感覚公害」と言われ、臭覚を通して人に不快感を与えます。臭いの感じ方については、個人の嗜好性や心理状態、健康状態などによって差があり、臭気に対する評価が異なるため、悪臭公害を複雑にしています。近年は、規制地域外や、家庭での生活そのものから苦情が発生することが少なくありません。

令和元年度における悪臭に係る苦情件数は、5 件でした。ピークであった平成 22 年度と比較すると、14 件減少しています。

### （２）悪臭調査結果

悪臭苦情の内容から必要に応じた立ち入り調査を行っています。

#### ①　硫化水素濃度調査結果

大気汚染常時監視味真野局において、特定悪臭物質（資料編表6-26）の一つである硫化水素の測定を行っています。硫化水素は、硫黄と水素の化合物です。硫黄自体は無臭ですが、硫化水素は、温泉臭によく例えられ、汲み取り式便所や汚れた道路側溝などからもバクテリアにより自然発生しています。

観測局において冬期に濃度が上昇傾向にあります（資料編表 6-30）が、発生源の一つである事業所が観測局の北に位置し、夏期は南風が多いのに対し、冬期は北西の風が多いことが原因と考えられます。現在観測されている濃度域においては、人体への悪影響はないと認識しています。

また、味真野地区の一部では、通常より厳しい硫化水素の規制を実施（資料編 図 6-5、表 6-25）しています。

#### ②　臭気指数調査結果

市では、協定を締結している事業所において、必要に応じて臭気指数調査を実施しています。令和元年度においては、臭気指数調査の実施はありませんでした。

### （３）悪臭に関する規制

#### ①　悪臭防止法に基づく規制

悪臭については、住民の生活環境を保全する必要性があると認める地域を指定し（原則として都市計画法で定める用途地域に準ずる。）、規制地域内にある全ての工場・事業所に、規制基準を適用して指導しています。

#### ②　県公害防止条例に基づく規制

県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設を定め、その使用方法や構造について、市へ届け出ることを義務付けています。

また、法による規制地域外であっても、特定施設設置工場・事業所に対しては規制を設けられています。

#### ③　環境保全（公害防止）協定に基づく規制

市では、協定を締結している事業所に対して、法及び条例の規制よりも厳しい規制を行っています。
また、平成 18 年 4 月に、環境審議会で「環境保全協定モデル」が答申され、今後、進出する事業所だけでなく、今まで締結している企業に対しても協定更新を促し、より規制の強化を図っています。

# 第７章　廃棄物（一般廃棄物）

## １　ごみの排出量

令和元年度における市内のごみ総排出量は25,742tで、平成30年度（25,372 t）より370 t 増加しました。（図7-1）

市民１人１日当たりのごみ排出量は856g で、平成30 年度（836g）より 20g 増加しています。（図 7-1）

また、家庭系の市民１人１日当たりごみ排出量は562g で、平成 30 年度より 13g 増加し、事業系の市民１人１日当たりごみ排出量は 294g で、平成 30 年度より 7g 増加しています。これは、市内のごみ排出量の増加の原因が、主に家庭系ごみ排出量の増加が要因であることが示唆されます。

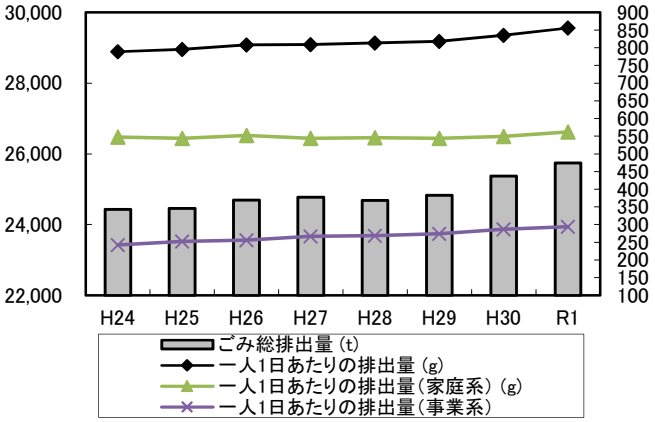


**図 7-1　ごみ総排出量と市民１人１日当たりの排出量**

## ２　ごみ排出量削減に向けた取組み

ごみ排出量の削減に向けて、ごみの分別の徹底やリデュース・リユース・リサイクルの３Ｒ運動を推進していますが、全体の約 75 %を占める燃やせるごみを減らすため、本市では次の取組みを重点的に推進しています。

### （１）出前講座の実施

市民に正しいごみ分別方法や、家庭でできる生ごみ堆肥化を学んでもらい、ごみの減量化、リサイクルに繋げようと、市では出前講座を実施しています。ごみに関する出前講座として、平成 23 年度からごみ分別講座（外国人向けを含む。）に加え、ダンボールコンポスト講習会を実施しています

**表 7-2-1　出前講座の実施回数（イベント等を含む）**

| 年　度 | 実施回数 |
|---|---|
| 平成27年度 | 28回 |
| 平成28年度 | 25回 |
| 平成29年度 | 19回 |
| 平成30年度 | 24回 |
| 令和元年度 | 21回 |

### （２）古紙類のリサイクルの推進

古紙類の回収については、町内会や子ども会など地域住民により実施されていますが、回収量を増やすために、実施回数を増やす呼びかけや、普段燃やせるごみとして出されることの多い雑がみを古紙類のリサイクルに回すために、「雑がみ救出作戦」と銘打って、その普及啓発に取り組んでいます。

燃やせるごみには、資源としてリサイクルできる菓子の空き箱などの紙類がまだあると予想され、ごみ排出量の削減が可能と考えられます。

近年、市が把握している回収量は減少していますが、理由として、情報の電子化による紙媒体の減少や、スーパーマーケット等での店頭回収が考えられます。

**表7-2-2　古紙回収量経年変化**

| 年　度 | 回 収 量 | 実施回数 |
|---|---|---|
| 平成27年度 | 2,541 t | 684回 |
| 平成28年度 | 2,336 t | 672回 |
| 平成29年度 | 2,063 t | 639回 |
| 平成30年度 | 1,980 t | 626回 |
| 令和元年度 | 1,873 t | 639回 |

**図 7-2-1　「雑がみ救出作戦」啓発チラシ**

### （3）生ごみリサイクルの推進

生ごみは、燃やせるごみの約4割を占めています。水分を多く含むため、焼却には多くのエネルギーが必要です。

ア）生ごみ処理器設置の推進

市では、生ごみ減量化と再利用化を促進するため、微生物を利用した生ごみ処理器を購入する世帯に奨励金を交付するなどしています。

イ）ダンボールコンポストの推進

ダンボールコンポストは、生ごみ堆肥化の方法の一つであり、住宅地やアパートに住む方でも生ごみ堆肥化が可能です。方法としては、ダンボールにもみ殻くん炭とピートモスを入れ、生ごみを投入して混合し、醗酵させて堆肥化させます。ほかの方法よりも臭い、虫などの発生が少ないことが特徴です。

出前講座などでの普及啓発に取り組んでおり、講習会を受講された方からは「ほかの方法と違い臭いや虫の発生もほとんどなく、堆肥化に成功した。」といった喜びの声をお聞きしています。

**図 7-2-2　出前講座の様子（ダンボールコンポスト）**

ウ）おいしいえちぜん食べきり運動の推進

まだ食べられるのに捨てられている食べ物「食品ロス」は、日本で年間約 643 万トンにもなり、これを国民一人あたりに換算すると、お茶碗１杯分（約 139g）の食べ物が毎日捨てられていることになります。

市では、『おいしい えちぜん 食べきり運動』として、食べ物に感謝して、おいしい食事を楽しみながら、食べきりましょう！という運動で以下のことを推進しています。

・食材の使い切り
・適量購入
・適量注文

また、年末年始等の忘新年会の多いシーズンには、宴会五箇条として以下のことを幹事さんに呼びかけています。

1　適量注文
2　幹事さんから「おいしく食べきろう」の声かけ
3　開始 10～30 分、終了 10 分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム」
4　食べきれない料理は仲間で分け合う。
5　食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰る。

**図 7-2-3　「おいしいえちぜん食べきり運動」啓発チラシ**

### （４）金属類・電気製品リサイクルの推進

小型家電製品や金属製品には希少な金属など有用な資源が含まれていますが、こうした貴重な資源の国外流出や不適正な廃棄物処理をなくすため、平成25年6月から回収ボックスによる小型家電回収を、平成26年5月から月に1回（1月、2月を除く）の金属類・電気製品の拠点回収を行い、金属資源の有効なリサイクルに取り組んでいます。

また、これまで地域によっては粗大ごみ排出時に回収業者とのトラブルが発生していましたが、粗大ごみに出される金属や電気製品が大幅に減少し、県外事業者等とのトラブル防止にもつながっています。

**表7-2-3　回収ボックスによる小型家電回収量(kg)**

| 年　度 | 小型家電 |
|---|---|
| H27 | 1,590 |
| H28 | 1,870 |
| H29 | 1,940 |
| H30 | 2,110 |
| R1 | 2,310 |

**表7-2-4　拠点回収による金属類・電気製品回収量（kg）**

| 年　度 | 金　属 | 電気製品 | 実施回数 |
|---|---|---|---|
| H27 | 34,677 | 58,567 | 10回 |
| H28 | 36,053 | 62,260 | 10回 |
| H29 | 44,066 | 72,440 | 10回 |
| H30 | 47,196 | 86,950 | 10回 |
| R1 | 56,433 | 77,910 | 10回 |

## ３　廃棄物の適正処理に向けて

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の中で、廃棄物量の増大、廃棄物の質の多様化が進み、その処理に伴う生活環境への影響が大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、自然・生活環境の保全、限りある資源の有効利用及び廃棄物最終処分場の延命化を図るためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用することが必要です。

### （１）不法投棄

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により禁じられた行為であり、悪質なケースについては、警察が捜査を行います。

廃棄物をみだりに捨てる行為は、重大な犯罪であり、産業廃棄物、一般廃棄物に関らず、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はこの併科）が科せられます。

また、法人等の従事者などが、法人等の業務に関し廃棄物を不法投棄した場合には、法人等に対し3億円以下の罰金が科せられます。

不法投棄された廃棄物の処理は、投棄した者が行います。しかし、投棄者が判明しない場合には、土地の所有者（管理者）が処理を行うことになりますので、不法投棄されないように日常から土地の管理を行うことも大切です。

しかしながら、廃棄物処理や不法投棄の問題は、切実さを増しています。

本市では、廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と廃棄物処理関係事業者の資質の向上を図るため、丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会とともに、これらの事犯に対しては、迅速かつ的確な対応を行い、地域住民とともに廃棄物の適正処理と生活環境の保全に努めています。

主な活動としては、以下のものがあります。

①廃棄物の不適正処理、不法投棄事犯等の情報交換
②産業廃棄物不法投棄事犯の防止の広報、啓発
③パトロールの実施および指導

④監視カメラの設置

**図 7-3　市内に設置している監視カメラ**

### （２）野外焼却

野外焼却（いわゆるごみの「野焼き」）は、廃棄物処理法により禁じられた行為で、以下に掲げる例外を除き不法投棄と同様の刑罰規定があります。

なお、例外で認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように近隣に配慮することが大切です。

例外として認められている野焼き

- 法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例えばどんど焼き）
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例えば米のもみ殻焼き、焼畑）
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- 法令等で定める構造を有する焼却設備を用いて適切な方法で行う焼却

# 第８章　自然環境

## １　越前市の豊かな自然

本市には豊かな里地里山が存在し、水田、ため池、河川等には、多種多様な野生動植物が生息しています。

また、多くの希少野生生物が生息しており、サギソウ、メダカ、トミヨ、ゲンゴロウ、ハッチョウトンボなど、市内では国レベルで約 40 種、県レベルでは約 80 種の絶滅危惧種が確認されており、希少野生生物の宝庫として、良好な自然環境を有しています。

特に、市の西部地域（白山・坂口地区）は、環境省のレッドリストで最も絶滅が危惧されているアベサンショウウオの国内最大の生息地であることがわかっています。

これらの貴重な自然環境を今後も守り育てていくために、市では西部地域を対象に平成 17 年に「人も生き物も元気な里地づくり地域再生計画」を策定し、里地里山の自然環境の保全活動を市民との協働によって進めてきました。

平成 23 年 3 月には、里地里山保全再生活動を全市域に広げるため、本市に縁のあるコウノトリを生物多様性や自然再生のシンボルとした「コウノトリが舞う里づくり構想」を、平成 24 年 3 月には「同実施計画」を策定し、同年 12 月にこれらの構想と実施計画を、「コウノトリが舞う里づくり戦略」に改め、平成 28 年 3 月に「同第 2 次実施計画」を策定し、「生きものと共生する越前市」を目指しています。

### （1）コウノトリ

コウノトリは、水田や湖沼、河川周辺に棲み、アカマツなどの高い木の頂上部に営巣します。

水田や湖沼、川などを歩行しながら、魚類やカエル、ヘビやトカゲなどの爬虫類や昆虫類を日に約500ｸﾞﾗﾑ捕食します。

国内の野生のコウノトリは、狩猟による乱獲、営巣木の伐採、農薬の使用などにより昭和46年に一度絶滅しました。

現在、コウノトリは兵庫県立コウノトリの郷公園や多摩動物公園などで飼育・繁殖が行われています。平成17年には豊岡市で放鳥され、その後、野外での繁殖が進み、国内では178羽（令和元年12月6日時点）の野外個体が生息しています。

また、環境省によるレッドデータリストでは「絶滅危惧ＩＡ類」、また福井県カテゴリーでは「県域絶滅危惧Ｉ類」に指定される非常に希少な野生動物です。

本市は、日本の野生コウノトリ最後の生息地（兵庫県豊岡市、福井県越前市・小浜市）のひとつで、昭和30年代には約9年間にわたり一つがいが営巣を続けました。昭和45年には、西部地域に、下くちばしが折れた1羽のコウノトリが降り立ち「コウちゃん」と名付けられ翌年保護されました。その後、繁殖に取り組む兵庫県豊岡市のコウノトリの郷公園に引き取られ、旧武生市にちなみ「武生（たけふ）」の名で平成17年までの34年間飼育されました。その保護活動が絵本や紙芝居になり、全国で読み語られています。

平成22年4月1日、「武生」の飛来から40年ぶりに2羽のコウノトリが白山地区に飛来しました。うち1羽は、長期間滞在したことから「えっちゃん」と命名し、特別住民票を発行しました。

その後も毎年「えっちゃん」を含むコウノトリが飛来し、市民からも親しまれ、平成24年7月にはコウノトリを市の鳥に指定しました。

一方、福井県は平成23年12月からコウノトリの郷公園からつがい1組（オス：「ふっくん」、メス：「さっちゃん」）を借り受け、コウノトリの野外定着に向けた共同研究として、白山地区で飼育を始めました。

つがいは、平成25年から平成29年まで計22個を産卵しましたが、全て無精卵でした。平成26年に福井県は有精卵3個をコウノトリの郷公園から譲り受け、つがいに托卵（*1）し、福井県で50年ぶりにひなが誕生

しました。ひなは公募で「ゆうきくん」「げんきくん」「ゆめちゃん」と名付けられました。平成28年5月には、「たからくん」と「さきちゃん」が、平成29年5月には、くちばしの折れたコウノトリ「コウちゃん」の孫にあたる「かけるくん」と「ほまれくん」が誕生しました。

そのうち平成27年10月に「げんきくん」と「ゆめちゃん」が、平成28年9月に「たからくん」と「さきちゃん」が、平成29年10月に「かけるくん」と「ほまれくん」が放鳥されました。平成30年の繁殖では、つがいの飼育方法を改善したことで、4月に飼育開始から7年目にして初めて「ふっくん」と「さっちゃん」に有精卵が生まれ、5月に4羽のひながふ化しました。ひなのうち3羽は、無事巣立ちを迎え「りゅうくん」、「ひかりちゃん」、「こころちゃん」と名付けられ、同年9月17日に坂口地区から放鳥されました。

野外では、平成28年3月にオスの「みほとくん」、4月にメスの「ゆきちゃん」が飛来し、巣作りを始め、翌年2月には福井県内で51年振りとなる野外での産卵がありました。平成30年4月には、大塩町にオスのJ0098とメスのJ0078が飛来し、人工巣塔に巣を作り5月に産卵しました。令和元年5月には、安養寺町にオスの「たからくん」とメスの「みやび」が飛来し、人工巣塔に巣を作り4月に産卵し、5月に県内で55年ぶりの野外コウノトリのひなが誕生しました。残念ながら、巣立ちは迎えられませんでしたが、同年5月から7月にかけて東部地域の南中山地区・服間地区に、平成30年9月に坂口地区から放鳥した「りゅうくん」が飛来し、滞在を続けたことから、コウノトリの飛来が市全域に拡がりを見せており、平成23年に市の「コウノトリが舞う里づくり戦略」が始まってから、着実に成果が表れています。

本市から放鳥されたコウノトリは、全国各地に飛来しており、なかでも「ゆめちゃん」は、全国を飛び回った後、白山地区に戻り同地区で長期滞在している野外コウノトリ「みほとくん」と行動を共にするようになり、平成31年3月に産卵が推定されたことでペアとなり今後のひな誕生に期待が寄せられています。

*1：托卵とは、巣作りや抱卵、子育て等を仮親に託す行為のこと。

**図 8-1-1　令和元年5月 安養寺町コウノトリひな誕生**

**図 8-1-2　兵庫県豊岡市のコウノトリの郷公園から借り受けたコウノトリのつがい**
**（左）オス「ふっくん」（右）メス「さっちゃん」**

**図 8-1-3　平成 26 年 6 月に孵化したひな**
**（写真：福井県提供）**

## （２）アベサンショウウオ

アベサンショウウオは、環境省のレッドリストで「絶滅危惧ＩＡ類」に分類され、また「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」におい

て、国内希少野生動植物種に、指定されている非常に貴重な野生生物です。

12 月中旬～1 月中旬の降雪期に、湧水がみられる湿地で産卵が行われます。卵嚢はコイル状で、卵嚢外皮上に縦線が見られることが大きな特徴です。幼生は 2 月頃に孵化し、初夏には外鰓（そとえら）が吸収されて変態し、それまでの水中生活から陸上生活へと移行します。変態後の成体は、落ち葉の下などで生活し、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。

**（3）トミヨ**

トミヨはトゲウオ科に属する魚類で、背中に9～10本のとげをもつ魚です。日本海側では福井県以北、太平洋側では青森県のみに分布し、湧水池や湧水の流れる細流で一生を過ごし、水草に巣を作って卵を産む特異な習性があります。

トミヨは体長　5～6cm に成長して成熟し、3～7 月の繁殖期には、雄は体全体が黒青色（婚姻色）になり、水草の茎の泥面から少し離れたところに巣をつくります。雄は巣の周りに縄張りを持ち、雌の産卵後に、卵と仔魚を保護します。餌は幼魚期にユスリカ幼虫、ツツガタケンミジンコなどを食べ、成魚期はユスリカ幼虫、ヨコエビ、イソコツブムシ、カゲロウ幼虫などを捕食します。（資料：福井県のすぐれた自然データベース）

## 2　自然豊かな魅力ある里づくり

**（1）里地里山の保全再生・活性化**

本市西部地域は、平成 16 年に環境省の「里地里山保全再生モデル事業」の実施地域に選定されました。その保全活動の実施主体として、地域住民等で「水辺と生き物を守る農家と市民の会」を設立し、取組みが始められました。平成 20 年 10 月には、「里地里山保全再生全国フォーラム」を当地域で開催し、情報の発信と取組みの活性化、活動の輪を広げました。

平成 22 年以降、毎年「コウノトリが舞う里づくり大作戦」を開催しています。このイベントでは、里地里山保全や生物多様性の重要性を考えるきっかけとなるよう、環境にやさしい里地里山の取り組みや魅力発信、全国の関係地域との連携を図り、コウノトリが舞う里づくりを目指しています。

**（2）森林等の保全**

本市の森林面積は 14,185 ha（平成 30 年 3 月 31 日現在：福井県林業統計書）、で、市域面積の 61％を占め、コナラなどの群落やスギなどの植林地が存在しています。これらの森林等を保全していくため、平成 21 年 6 月に、全国林業後継者大会を本市で開催し、また、県内で行われた第60回全国植樹祭にあわせて、安養寺町の「みどりと自然の村（太陽広場）」と粟田部町の「花筐公園」において緑化事業が開催され、多くの市民が参加するなど、里山の保全・再生に努めています。

## 3　日本の音風景 100 選

環境省では、人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）のうち、音環境を保全するうえで特に意義があるとして認められるものを、平成8年7月に「残したい“日本の音風景100選”」として認定しています。

県内では、本市の「蓑脇の時水」（みのわきのときみず）が認定されています。蓑脇の時水は、味真野地区の蓑脇町の大平山（標高 611　m）の北向きの谷間の中腹にある間歇（かんけつ）冷泉で、自然の組石状の洞孔の奥の亀裂から、ほぼ 60 分間隔で、最高で毎分 200 ℓの水が噴き出しています。最高水位の近くになると下流の滝の音が大きくなり、昔山仕事をしている人たちが、この音を時計代わりにしたことから「時水」といわれています。

## ４　ふるさと福井の自然 100 選

郷土の豊かで美しい自然を次代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務です。

この優れた自然を再認識してもらうため、県では、地域のシンボルとして親しまれている優れた自然を募集したところ、3,933件の応募があり、380か所について推薦がありました。この中から、学識経験者や市町村の意見を取りいれながら、平成7年3月、原始的な自然から鎮守の森のような身近な自然まで、幅広く100か所を「ふるさと福井の自然100選」に選定しました。

本市からは、「鬼ヶ嶽」、「日野山」、「村国山」、「花筐公園」、「権現山・柳の滝」、「大滝神社の森」の６ヶ所が選ばれています。

## ５　ふくいのおいしい水

福井県の水資源のブランド化を図るため、直接飲用可能な湧水等を「ふくいのおいしい水」として、知事が県内各地35箇所を認定し、地域の貴重な資源として、積極的な活用と情報発信に取り組んでいます。

本市では、現在次の7箇所が認定を受けています。

**表8-5　市内のおいしい水認定箇所**
**（令和2年3月31日現在）**

| 名　　称 | | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 1 | お清水不動尊の水 | 吾　妻　町 |
| 2 | 解雷ヶ清水 | 千　合　谷　町 |
| 3 | 治左川井戸 | 上　真　柄　町 |
| 4 | 榎清水 | 横　住　町 |
| 5 | 瓜割清水 | 赤　谷　町 |
| 6 | 段田清水 | 米　口　町 |
| 7 | 石神の湧水 | 大　虫　町 |

## ６　自然と共に生きることができる環境の推進のために

### （１）生物多様性の保全再生

わたしたちの周りに生息する多様な生物は、生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、人間の生存にとって欠かすことのできない、生態系のバランスを維持しています。

また、生物と、それを中心として構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに、すべての生物の生存の基盤となっています。

本市では、生態系から得られる恵みを未来の世代へ持続的に遺していくため、自然環境や生物多様性の保全再生のための様々な取組みが行われています。主な活動として、次の3つの項目を中心に活動を行っています。

ア）生物多様性を保全再生するため、野生動植物の生息状況調査を行い、生息地の保全対策を講ずるとともに、結果を広く公開し、各種開発の事前調整等に活用

イ）ビオトープネットワークの形成を図るため、自然環境や生き物の生息に配慮した河川、緑地の整備や実のなる木の植栽や保全

ウ）絶滅のおそれのある種について、生息状況の把握に努めるとともに、生息環境保全に関する調査・研究及び地域住民主体の保全・再生活動の支援と推進

### （２）外来生物について

現在、本市において外来生物が確認され、在来種を駆逐、捕食するおそれがあります。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）では、生態系、人の生命・身体、農林水産業

など人間活動に被害を及ぼす外来生物種を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等の取り扱いを原則禁止しています。

本市では外来生物対策として主に次の2点について活動を行っています。

ア）特定外来生物の分布状況の把握と駆除

イ）特定外来生物に指定されていない外来生物の駆除、防除の実施

### （３）自然とふれあえる場の確保

恵まれた自然環境を保全し、水や緑、生き物などとのふれあいを通じて、自然と上手につきあい、自然と共生する技術や文化を育むことによって、自然の豊かさを身近に実感できるまちづくりを推進します。主な活動は次の2点です。

ア）水辺のふれあいの場の保全

フナやメダカが泳ぎ、素足で水遊びが楽しめる川の実現

イ）歴史文化的施設における緑の保全

市街地等に残っている社寺林・巨木・名木など、親しみのある緑の保全

### （４）環境調和型農業の推進

農産物に対する消費者の嗜好が高まってきており、減農薬や無化学肥料による農業への転換が求められてきています。

県では、環境にやさしい農産物の生産促進に向けて、「特別栽培農産物認証制度」を設け、農薬や化学肥料の使用を、これまでの慣行栽培に対し極力削減した環境保全型農業を推進しています。

本市においても県認証の特別栽培米等の作付けを支援し、環境調和型農業を積極的に推進しています。

主な活動は下記の3点です。

ア） 農薬や化学肥料の使用を抑制した農業の普及促進

イ）環境調和型農業に取り組む生産者の支援と、市内産農産物のブランド化推進

ウ）地場農産物の学校給食導入推進等、「地産地消」運動の推進

**表 8-6　環境調和型農業に取り組んだ農地面積(ha)**

| 年度 | 農地面積　(ha) |
|---|---|
| 平成 26 年度 | 442 |
| 平成 27 年度 | 501 |
| 平成 28 年度 | 593 |
| 平成 29 年度 | 578 |
| 平成 30 年度 | 541 |
| 令和元年度 | 422 |

### （５）冬季湛水の推進

冬期湛水とは、冬に飛来する白鳥などの渡り鳥の休息場やアカガエル類の産卵場所となるなど、生きものの生息環境を保全するために、冬期間に圃場に水を張る取組みです。この取組みより、営農面では繁殖したイトミミズにより細粒化した微小な土壌を水田表面に堆積させ、雑草の発芽を抑制する効果があります。

本市での令和元年度の取組み面積は121haでした。

主な活動として、冬期に水を張ることにより、生きものの生息場の保全と営農面に効果のある冬期湛水圃場を普及促進します。

# 第９章　都市環境

## １　生活系排水

地域の住環境と公共用水域の保全には、生活系排水の浄化が大変重要です。本市では昭和 55 年に日野川左岸区域の下水について家久浄化センターでの処理が開始され、その後今立処理区、東部処理区が供用開始され、公共下水道による整備が進められてきました。

また、6 か所の農業集落排水事業と１か所の林業集落排水事業による整備が進められてきました。しかし、近年の社会、経済情勢の変化等にから、より事業の効率と経済性かつ迅速な生活系排水浄化を推進するため、平成 22 年度に市下水道整備基本構想を策定し、

（１）公共下水道事業
（２）農業・林業集落排水整備事業
（３）合併処理浄化槽整備事業

それぞれの事業特性と地域の特性から整備区域を定めてより効率的な整備を推進することとしています。なお、令和元年度末現在で本市の汚水処理人口普及率は 93.5%であり、未だ約 5,300 人の市民が未普及となっていることから、未普及地域の早期解消と合併処理浄化槽への切り替え促進を図り、令和 5 年度末で汚水処理人口普及率 100%を目指しています。

※汚水処理人口普及率（%）
＝（汚水処理施設の処理人口／ 総人口）×100

**表 9-1　汚水処理人口普及率（令和 2 年 3 月 31 日現在）**

| | |
|---|---|
| 総人口 | ８２，３６３人 |
| 汚水処理人口 | ７７，０３６人 |
| 公共下水道 | ６３，５２０人 |
| 農業・林業集落排水 | ３，４９６人 |
| 合併処理浄化槽 | １０，０２０人 |
| 汚水処理人口普及率 | ９３．５% |
| 令和５年度末目標 | １００．０% |

### （１）公共下水道事業

本市では、昭和 39 年 3 月に公共下水道の都市計画決定を行い、最初に家久処理区について、昭和 46 年 1 月に国の事業認可を受け、昭和 55 年 8 月に家久浄化センターで処理を開始しました。

また、東部処理区においては、平成 11 年 4 月に事業認可ののち、平成 21 年 9 月に水循環センターで処理を開始しました。

今立処理区においては、平成 12 年 3 月に都市計画決定を行い、平成 12 年 5 月に国の事業認可を受け、平成 17 年 3 月に今立浄化センターで処理を開始しました。

令和元年度末において公共下水道事業の整備については認可面積 2,185 ha に対し整備可能面積が 1835.30ha であり、整備率は 84.0%となっています。水洗化率は 87.3%であり、さらなる整備と加入促進が必要です。（資料編 表 3-24）

### （２）農業・林業集落排水事業

農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設とは、農山村部における公衆衛生及び環境衛生の向上並びに水質保全を図るため設置された「排水処理施設」をいいます。

越前市では、昭和 59 年度から事業に着手し、農業集落排水事業により 6 地区（塚地区、北地区、平吹地区、白崎地区、安養寺地区、大塩・国兼地区）と、林業集落排水事業により 1 地区（中山地区）が完成し、供用を開始しています。

令和元年度末現在では、農業集落 6 地区の接続可能区域内戸数 1,187 戸のうち、1,070 戸(90.1%)が、林業集落 1 地区の接続可能区域内戸数 19 戸のうち、19 戸（100%）が接続を完了しており、農業・林業集落排水施設全体の接続率は 90.3%となっています。（資料編表 3-25）

### （３）合併処理浄化槽事業

生活排水対策を効率的にかつ迅速に行うために、平成22年度に策定された越前市下水道整備基本構想により、公共下水道の整備が困難な地域や、整備に長期間を要する地域においては、合併処理浄化槽の整備を推進することとしています。この合併処理浄化槽整備推進における設置者の負担軽減のため、設置費用に対する市独自の補助や修繕費などに対する補助を行っています。さらに一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会に委託し、浄化槽の維持管理を適正に行うことで、合併処理浄化槽事業による水環境と公共用水域の保全に努めています。

令和元年度設置補助基数　　63基
令和元年度末協会加入基数　2,312基

## ２　自然とのふれあいの場

### （１）ビオトープ

今日、環境に対する意識の高まりとともに、人と自然との共生が大きな課題とされています。人との関わりあいのなかで、存在する野生生物の生息・育成空間であるビオトープの確保を推進することは、生物多様性の保全と自然とのふれあいの促進につながります。

ビオトープとは、ギリシャ語のBios（生命）＋ Topos（場所）が、ドイツ語のBio（生き物）＋ Top（場所）を意味する言葉として、Biotop（＝「生き物の住む空間」）の言葉となった、ドイツ語の合成語です。市内には、村国山の押田公園、ハーモニータウン姫川公園、武生東小学校、家久浄化センターなど、全部で54箇所のビオトープがあり、市民に身近に生き物とふれあえる場を提供しています。

また、子どもたちの、自然環境について身近で学べる場所としても重宝されています。

# 第 10 章　地球温暖化問題

## １　地球の温暖化

### （１）地球温暖化問題の概要

大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命前の278 ppmから、現在は400 ppmを超えています。二酸化炭素など温室効果ガスの急激な排出により、1880年から2012年までで、地球の平均気温は0.85 ℃上昇しており、今後、更なる温室効果ガス濃度の増加により、21世紀末にはさらに気温が上昇すると予想されています。ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書（2014）によると、温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも、0.3～1.7 ℃の上昇、最も多い場合は、2.6～4.8 ℃の上昇と予測しています。近年、局地的な集中豪雨や大雪、台風の増加、暖冬冷夏などの異常気象が多発しており、また、海面上昇や伝染病の発生などが懸念されています。1901年から2010年で、海面水位が19cmも上昇したと言われています。

平成 9 年（1997 年）の京都議定書や、平成 27 年（2015 年）のパリ協定をうけて、我が国は中期目標を平成 42 年度（2030 年）に平成 25 年度（2013 年）比で温室効果ガスを 26%削減すること、平成 32 年度（2020 年）の温室効果ガス削減目標を平成 17 年度（2005 年）比で 3.8%削減することとし、省エネルギーのさらなる推進のほか、再生可能エネルギーの導入を含めた電力の排出原単位の改善、フロン対策の強化など、目標の実現を目指して取り組んでいくこととしています。

### （２）県における取組み

県では、県内における地球温暖化対策を一層推進するため、2006年3月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、現在では「福井県環境基本計画」に「地球温暖化対策実行計画」を位置づけています。

この実行計画に基づき、地球温暖化ストップ県民運動である「ＬＯＶＥ・アース・ふくい」の普及啓発のために、「福井県地球温暖化防止センター」の設置や、自主的な地球温暖化防止活動の推進、省エネルギー・新エネルギーの導入、環境負荷の少ない交通対策の推進などに取り組んでいます。

これまでも「１市町１エネおこし」による再生可能エネルギーの導入推進など、温室効果ガスの削減に向け、県民、事業者、各種団体、市町と共動して、各種施策に取り組んでいます

### （３）市における取組み

平成22年度に「我が家のCO2CO2（コツコツ）ダイエット計画」（越前市地球温暖化対策実行計画（家庭部門））を策定し、国内の二酸化炭素排出量の15%を占める家庭部門の温室効果ガス削減に向けて、省エネ・新エネ設備の導入や低公害車の導入など、家庭で取り組むべき内容について定めました。

その取組みが推進されるよう太陽光発電や電気自動車等の普及啓発をしています。

#### ①CO2CO2（コツコツ）きっず大作戦

エコアクションビンゴに取り組み、楽しみながら地球に優しいライフスタイルを身につけることを目的に、夏休み期間中、小学5年生を対象として「CO2CO2きっず大作戦」を実施しています。令和元年度は518名の参加があり、参加賞として南越清掃組合指定のごみ袋を配付しました。

**表 10-1-1　CO2CO2 きっず大作戦参加者数**

| 年　　度 | 参加者数（人） |
|---|---|
| 平成26年度 | 670 |
| 平成27年度 | 599 |
| 平成28年度 | 665 |
| 平成29年度 | 592 |
| 平成30年度 | 563 |
| 令和元年度 | 518 |

### ② 住宅太陽光発電設備導入補助制度

国の低炭素社会づくり行動計画に基づき、太陽光発電の普及拡大を目指して、平成21年度から導入補助金制度を設けています。

平成23年度からはさらに、太陽光発電設備と省エネ設備を同時に取り付けた場合、太陽光発電設備に対する１kW当たりの補助額を拡充する「住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入補助金（エコ・ニコニコ補助金）」を設けています。

令和元年度は、太陽光発電設備のみの設置は10件、省エネ設備の同時設置は17件の補助を実施しました。

**表 10-1-2　太陽光発電設備補助件数**

| 年度 | 補助件数 | 補助金（1kw 当り） | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 市 | 県 | 国 |
| H21 | 83 件 | 12,000 円 | 36,000 円 | 70,000 円 |
| H22 | 91 件 | 12,000 円 | 36,000 円 | 70,000 円 |
| H23 | 太陽光のみ設置 84 件 | 12,000 円 | 36,000 円 | 48,000 円 |
| | 省エネ設備同時設置 63 件 | 36,000 円 | 36,000 円＋省エネ設備費用×0.1 | |
| H24 | 太陽光のみ設置 75 件 | 12,000 円 | 24,000 円 | 35,000 円 |
| | 省エネ設備同時設置 53 件 | 36,000 円 | 36,000 円＋蓄電池費用×0.1 | |
| H25 | 太陽光のみ設置 94 件 | 12,000 円 | 18,000 円 | 20,000 円 |
| | 省エネ設備同時設置 21 件 | 36,000 円 | | |
| H26 | 太陽光のみ設置 55件 | 12,000円 | 10,000円 | なし |
| | 省エネ設備同時設置　5件 | 36,000円 | | |
| H27 | 太陽光のみ設置 51件 | 12,000円 | 5,000円 | なし |
| | 省エネ設備同時設置　5件 | 24,000円 | | |
| H28 | 太陽光のみ設置 34件 | それぞれ10,000円※市外事業者が販売または施工の場合5,000円 | なし | なし |
| | 省エネ設備同時設置 14件 | | | |
| H29 | 太陽光のみ設置 9件 | それぞれ10,000円※市外事業者が販売または施工の場合5,000円 | なし | なし |
| | 省エネ設備同時設置 24件 | | | |
| H30 | 太陽光のみ設置 9件 | それぞれ10,000円※市外事業者が販売または施工の場合5,000円 | なし | なし |
| | 省エネ設備同時設置 27件 | | | |
| R1 | 太陽光のみ設置 10件 | それぞれ10,000円※市外事業者が販売または施工の場合5,000円 | なし | なし |
| | 省エネ設備同時設置 17 件 | | | |

### ③ 公共施設屋根貸しによる太陽光発電設備普及事業

市内の太陽光発電設備の普及や公共施設の有効利用等を目的として、平成 24 年度及び 25 年度に太陽光発電事業を行う事業者に市公共施設の屋根の使用を許可し、再生可能エネルギーの導入を促進する事業を実施しました。公募型プロポーザル方式により事業者を決定し、市内の 6 施設の屋根に合計 243kW の太陽光発電設備が設置されています。設置された設備は、非常用の電源になるほか、環境教育に利用されています。

**表 10-1-3　各施設の太陽光発電設備容量**

| 施設名 | 太陽光発電設備容量（kw） |
|---|---|
| 吉野小学校屋内運動場 | 49.9 |
| 越前市広瀬勤労者研修センター | 27.0 |
| 武生南小学校屋内運動場 | 48.6 |
| 白崎地区農業集落排水処理施設 | 39.6 |
| 越前市水循環センター | 28.5 |
| 武生第一中学校屋内運動場 | 49.5 |

### ④ 電気自動車導入補助制度

ガソリン車やディーゼル車からの電気自動車への転換は、地球温暖化防止や省エネルギーなどに大きく貢献することができます。越前市では、市内の1世帯あたりの自動車保有台数が全国でトップクラスであることから電気自動車に移行することを推進し、電気自動車導入にかかる補助制度を平成21年度から設け、令和元年度は15台の導入に対し補助を実施しました。

また、これまでに 4 台の電気自動車を公用車とし

て導入し、イベントや普段の業務に使用するなどして普及啓発を行ってきました。

### ⑤　市有街路灯等 LED 化事業

平成25年度から必要経費の圧縮を図りながら効率的な市有街路灯等の LED 化を推進し、省エネルギー化と温室効果ガスの排出抑制を図るため、リース方式による LED 化事業を開始しています。

市が管理する防犯灯や道路灯、施設外灯など 2,351 灯の LED 化により、10 年間で 5,122Mwh の電力量を削減し、3,396ｔ－CO2 の温室効果ガス削減を見込んでいます。

# 第 11 章　環境に対する市民意識と保全活動

## １　公害苦情

公害に関する苦情は、市民生活に密着した問題であり、その法令等に基づく適切な処理は、市民の良好な生活環境を保全するため及び将来の公害紛争の未然防止を図るために重要です。

令和元年度中における公害苦情受付（処理）件数は49件で、種類別では大気12件、水質15件、騒音5件、悪臭1件、その他不法投棄等が16件となっています（表11-1-1）。

公害苦情以外の苦情としては、空き地の管理（草刈等）に関するものがあり、令和元年度は53件となっています。

寄せられる苦情は、法令等が適用されるものは少なく、また外国人世帯の増加などといった市民生活を取り巻く状況が複雑化していることもあり、市としても対応が難しい案件が増加しています。特に、家庭生活に起因する苦情については、近隣同士が配慮しあうことで解決するような事例が多く、第三者である市が介入することで逆にトラブルになるケースが見受けられます。日頃から近隣同士コミュニケーションを保つことが大切です。

### （１）大気について

近年、ダイオキシン汚染について市民の懸念が高まったことや、新興住宅地の増加に伴い、ごみの野焼き・廃棄物焼却炉に対する苦情が多くなっています。苦情の大半は、法の規制対象外とされている農業を営む上でやむを得ない焼却や軽微な焼却行為であり、市の指導に行為を中止させる強制力はありませんが、近隣に配慮して焼却を行うよう注意を行いました。

### （２）水質について

近年、市街地を流れる中小河川あるいは水路への市民の関心が高まっており、河川水の異常などに対するものが多くなっています。内容としては、油の流出が発生し、県や消防と連携してオイル吸着マット等による迅速な処理及び原因究明と原因者への指導を行いました。そのほか事業排出水による河川水の着色などの苦情がありましたが、水の着色自体に関しては法的に規制がないことから、発生元の排水処理設備等に異常がない限りは原因者への指導は困難であり、その対応には非常に苦慮しているところです。

### （３）騒音・振動・悪臭について

事業所の活動等に起因するものに加え、家庭生活や農業に起因するものが多くなっています。事業所の活動に起因する苦情については、調査の結果、悪臭や騒音が法の規制値以内であることや、そもそも規制の対象にあたらない事業所又は規制の地域外であることが多くあります。法の範囲内又は対象外である場合は、苦情が発生しているという理由で原因者に任意で対策をお願いすることしかできないために解決が難しく、解決できたとしても対応が長期間におよびます。

### （４）その他（不法投棄等）について

不法投棄については、県が中心となり、警察や市と連携して監視パトロールや監視カメラにより防止活動を行っています。市においても啓発看板の設置、区への看板貸出や防止パトロールを行っています。不法投棄は重大な犯罪であり投棄者が特定されれば重い刑罰が科せられる場合があります。投棄者が特定されない場合、投棄物はその土地の所有者・管理者が処分しなければならないため、土地の管理も大切です。

表 11-1-1 年度別環境公害苦情受付(処理)件数の推移(件数)

| 年　度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大　気<br>(野外焼却) | 34<br>(28) | 29<br>(25) | 26<br>(23) | 20<br>(18) | 24<br>(24) | 18<br>(15) | 17<br>(14) | 15<br>(15) | 12<br>(12) |
| 水　質 | 22 | 19 | 21 | 18 | 19 | 20 | 16 | 19 | 15 |
| 騒　音 | 11 | 14 | 4 | 5 | 5 | 3 | 6 | 6 | 5 |
| 振　動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 悪　臭 | 14 | 6 | 4 | 5 | 9 | 6 | 6 | 6 | 1 |
| その他<br>(不法投棄) | 38<br>(25) | 39<br>(36) | 33<br>(23) | 30<br>(13) | 23<br>(16) | 16<br>(11) | 24<br>(23) | 28<br>(18) | 16<br>(12) |
| 合　計 | 119 | 107 | 88 | 78 | 80 | 63 | 69 | 74 | 49 |

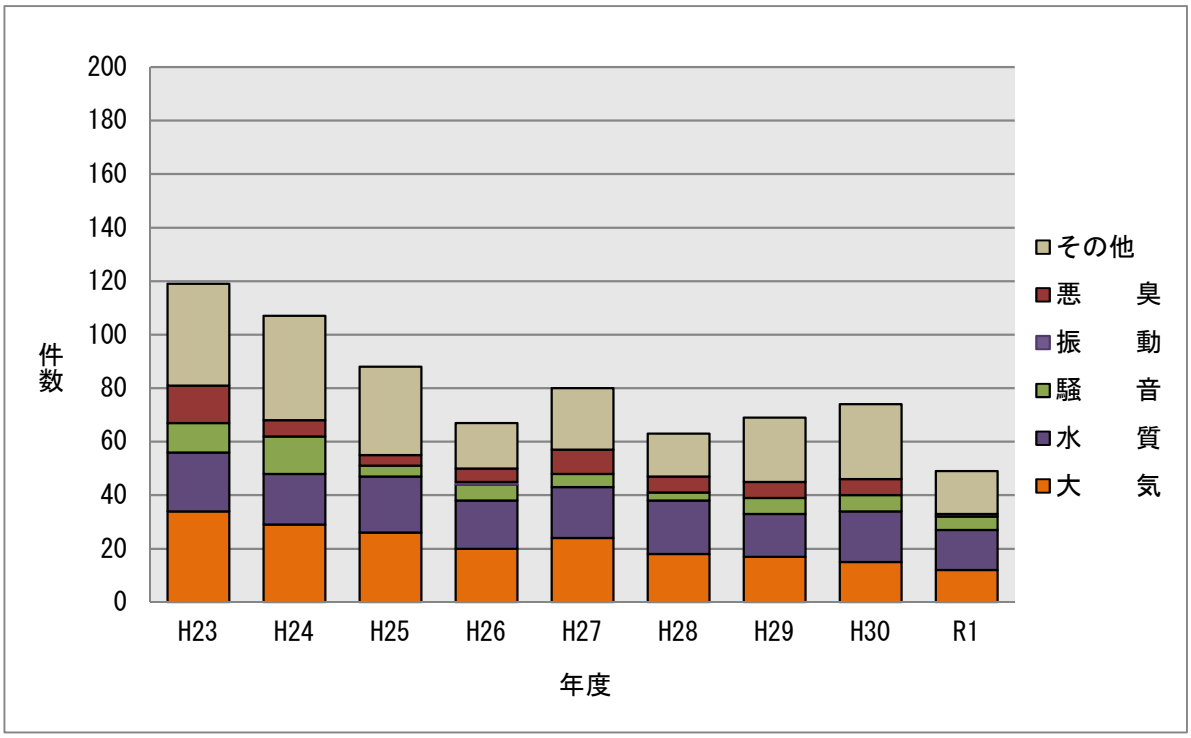


図 11-1　年度別環境苦情件数

表 11-1-2　空き地苦情処理件数（年度別件数）

| 年　度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 空き地<br>苦情件数 | 52 | 51 | 45 | 50 | 32 | 56 | 43 | 28 | 53 |

# 第２部　環境マネジメントシステム活動

## １　システム取組みの経緯

旧武生市は、地球環境問題に対して、地方公共団体としての先導的な役割を担うことや、市環境基本計画の具体化を推進するため、平成 11 年 9 月に環境管理マニュアルを制定し、環境マネジメントシステムの運用を始めました。

平成 12 年 2 月には、国際標準規格 ISO14001 の認証を、審査登録機関より取得、平成 15 年 1 月に更新審査、同年 11 月に定期審査を受審し、システムの継続的改善に取り組んできました。その後 4 年間の経験を踏まえ、平成 16 年 2 月 25 日には、ISO14001 との適合を自己決定し、自己宣言方式に切替えました。

さらに平成 17 年 10 月 1 日からは、合併に伴い、旧武生市の環境マネジメントシステムに準じた越前市環境マネジメントシステムを構築し、運用を行ってきました。

また、平成 24 年 5 月から本システムを地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出の抑制のための計画（越前市地球温暖化対策実行計画　市事務事業編）として位置付け、本市の行政活動から生じる環境負荷の一層の低減を図るための役割を担ってきました。

本市は、約 15 年にわたって ISO14001 規格に適合したシステムを運用してきた結果、職員の環境に対する意識の向上、施設や設備の管理体制の強化、平成 22 年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の課している努力目標を 4 年連続で達成するなど、一定の効果を上げることができた一方、システムの要求事項が、種々の計画等の運用やとりまとめと重複するようになりました。これらの経緯を踏まえ、平成 27 年 4 月から市独自の越前市環境マネジメントシステム「EEMS」の運用をスタートさせました。

## ２　システムの適用範囲

環境マネジメントシステムは、次の組織に適用します。

(1)　市長の事務部局
(2)　公営企業の事務部局
(3)　教育委員会の事務部局
　　（小中学校を除く）
(4)　選挙管理委員会の事務部局
(5)　監査委員の事務部局
(6)　公平委員会の事務部局
(7)　農業委員会の事務部局
(8)　固定資産評価審査委員会の事務部局
(9)　議会の事務部局

以上の部門と所管施設に適用します。

また、市から委託された施設内で業務を行っている業者や、市の許可を得て土地、建物を占用している団体に対し、環境方針に賛同し、市が行う環境管理の取組みに協力することを確認しています。

## ３　環境管理組織体制

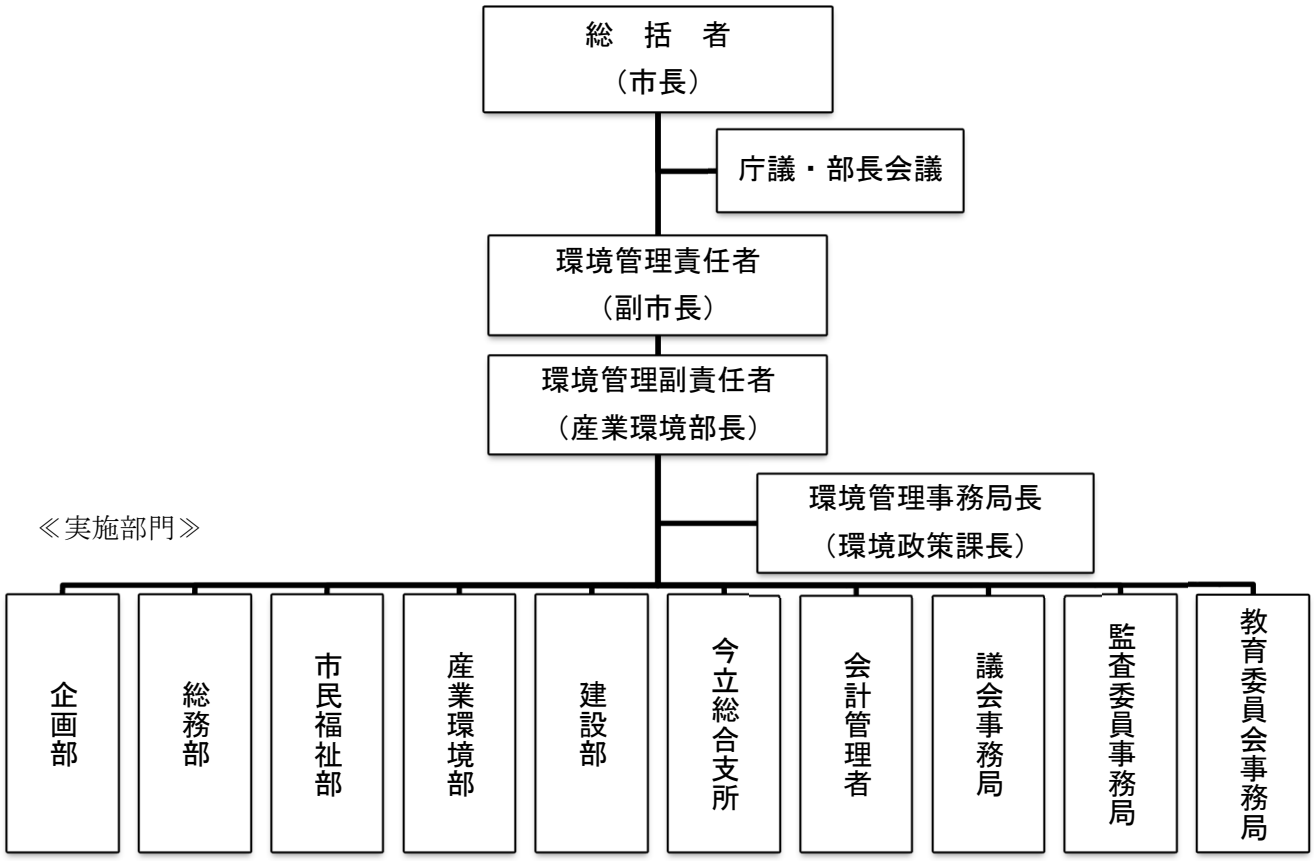


**図 2-3　環境管理組織体制図**

## ４　ＥＥＭＳの実施内容

EEMSの主要な実施内容の一つとして、各所属及びその所管施設に適用される環境法令の順守状況を調査し、不適合がある場合は是正の措置を確認するようにしています。令和元年度の不適合の発生はありませんでした。

また、市の施設のエネルギー使用量について全職員に見える化を図っています。各所属においては、絶対値又は原単位方式により、各々の実情にあった評価を行っています。市全体の省エネ法に基づくエネルギー使用量の報告は、原単位方式で評価を行っていますが、EEMS では、省エネ設備への入替え等が完了するまでは、絶対値により評価を行っており、基準年度から年 1%ずつの削減を目標としています。

# 資　料　編

# 1　越前市の概況

## (1) 温暖化防止に貢献する都市づくり

**表 1-1-1　太陽光発電設備補助件数（P.4　指標 2 関連）**

| 年度 | 補助件数 |
|---|---|
| 平成 29 年度末 | ３３ |
| 平成 30 年度末 | ３６ |
| 令和元年度末 | ２７ |

**表 1-1-2　電気自動車補助件数（P.4　指標 3 関連）**

| 年度 | 補助件数 |
|---|---|
| 平成 29 年度末 | １３ |
| 平成 30 年度末 | １３ |
| 令和元年度末 | １５ |

## (2)　安全で快適に暮らせる都市づくり

**表 1-2　汚水処理人口普及率（P.4　指標 4 関連）**

| 項目＼年度 | | | 平成 28 年度末 | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口(外国人含む) | | 人 | 82,982 | 83,122 | 82,754 | 82,363 |
| 汚水処理人口(外国人含む) | | 人 | 74,644 | 76,086 | 77,009 | 77,036 |
| 汚水処理人口普及率 | | % | 90.0 | 91.5 | 93.1 | 93.5 |
| 内訳 | 下水道 | 人 | 60,893 | 62,760 | 63,197 | 63,520 |
| | | % | 73.4 | 75.5 | 76.4 | 77.1 |
| | 農業・林業集落排水施設等 | 人 | 3,404 | 3,372 | 3,505 | 3,496 |
| | | % | 4.1 | 4.1 | 4.2 | 4.2 |
| | 合併処理浄化槽（個人設置） | 人 | 8,844 | 8,498 | 8,927 | 8,725 |
| | | % | 10.7 | 10.2 | 10.8 | 10.6 |
| | 合併処理浄化槽（市設置） | 人 | 1,503 | 1,456 | 1,380 | 1,295 |
| | | % | 1.8 | 1.8 | 1.7 | 1.6 |

資料：下水道課「市町村汚水処理人口普及状況」

## (3)　自然豊かな魅力ある里づくり・まちづくり

**表 1-3-1　水田魚道の設置数（P.5　指標 9 関連）**

| 年度 | 水田魚道設置数<br>（市が把握している箇所数） |
|---|---|
| 平成 29 年度末 | 18 箇所 |
| 平成 30 年度末 | 20 箇所 |
| 令和元年度末 | 20 箇所 |

資料：農政課

**表 1-3-2　休耕田ビオトープの面積（P.5　指標 10 関連）**

| 年度 | ビオトープ面積 |
|---|---|
| 平成 29 年度末 | 5.1ha |
| 平成 30 年度末 | 6.3ha |
| 令和元年度末 | 8.8ha |

資料：農政課

## (4)　ごみ減量化に向けた都市づくり

**表 1-4-1　市民１人あたりのごみ排出量、資源回収量等（P.5　指標 14,15,16 関連）**

| | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一人１日当たり排出量(g)　①／(365×②) | | 809 | 814 | 818 | 836 | 856 |
| 参考 | 福井県 | 891 | 887 | 889 | 903 | ― |
| 参考 | 全国 | 887 | 876 | 874 | 918 | ― |
| リサイクル率(%) | | 22.8 | 23.1 | 22.6 | 22.1 | 22.9 |
| 参考 | 福井県 | 16.1 | 17.2 | 18.0 | 18.6 | ― |
| 参考 | 全国 | 20.4 | 20.3 | 20.2 | 19.9 | ― |
| 南越清掃組合扱い越前市分ごみ処理量(t)　① | | 24,776 | 24,685 | 24,831 | 25,372 | 25,742 |
| 内訳 | 燃やせるごみ | 18,666 | 18,701 | 18,898 | 19,025 | 19,336 |
| 内訳 | 燃やせないごみ | 2,401 | 2,348 | 2,337 | 2,401 | 2,404 |
| 内訳 | カセットテープ・ボンベ類 | 41 | 38 | 35 | 36 | 43 |
| 内訳 | プラスチック製容器包装 | 1,211 | 1,212 | 1,239 | 1,271 | 1,268 |
| 内訳 | あきかん | 279 | 274 | 265 | 247 | 244 |
| 内訳 | あきびん | 593 | 584 | 564 | 559 | 545 |
| 内訳 | ペットボトル | 174 | 179 | 181 | 195 | 194 |
| 内訳 | 有害ごみ | 50 | 50 | 46 | 47 | 47 |
| 内訳 | 粗大ごみ | 1,359 | 1,298 | 1,264 | 1,591 | 1,661 |
| 内訳 | 直接埋立てごみ | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 内訳 | (再掲)家庭系ごみ | 16,624 | 16,541 | 16,513 | 16,573 | 16,948 |
| 内訳 | 事業系ごみ | 8,152 | 8,142 | 8,319 | 8,789 | 8,794 |
| 集団回収量(t) | | 2,541 | 2,336 | 2,063 | 1,980 | 1,873 |
| 回収ボックスによる小型家電回収量(t) | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 拠点回収による金属類・電気製品回収量(t) | | 93 | 98 | 117 | 134 | 134 |
| 南越清掃組合扱い中間処理に伴う資源化量(t) | | 3,638 | 3,580 | 3,461 | 3,567 | 3,304 |
| 市内の民間事業者による資源回収量(t) | | － | － | － | 462 | 761 |
| ごみ処理人口（各年 10 月 1 日現在、外国人含）　② | | 83,716 | 83,053 | 83,184 | 83,135 | 82,080 |

資料：環境政策課「ごみ処理実績調査」、南越清掃組合「ごみ処理計画」、福井県循環社会推進課

**表 1-4-2　集団回収の状況**

| | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 集団回収（t）　④ | | 2,540.81 | 2,336.77 | 2,062.93 | 1,980.07 | 1,873.08 |
| 内訳 | 新聞 | 771.79 | 704.73 | 631.60 | 596.91 | 572.29 |
| 内訳 | 雑誌 | 1,236.30 | 1,136.68 | 989.09 | 929.94 | 874.04 |
| 内訳 | ダンボール | 512.66 | 473.25 | 421.14 | 432.07 | 403.02 |
| 内訳 | 古衣類 | 20.06 | 21.12 | 21.11 | 21.15 | 23.74 |

**表 1-4-3　金属類・電気製品回収量**

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計(kg) | 94,834 | 100,183 | 118,446 | 136,256 | 136,573 |
| 拠点回収 | 93,244 | 98,313 | 116,506 | 134,146 | 134,343 |
| 金属類 | 34,677 | 36,053 | 44,066 | 47,196 | 56,433 |
| 電気製品 | 58,567 | 62,260 | 72,440 | 86,950 | 77,910 |
| 小型家電回収ボックス | 1,590 | 1,870 | 1,940 | 2,110 | 2,310 |

## (5)　環境教育によるひとづくり

**表 1-5-1　公民館、地区が開催する環境学習会等（P.6　指標 20,21 関連）**

| 年度 | 開催数 | 参加延べ人数 |
|---|---|---|
| 平成 27 年度 | 251 | 7,064 |
| 平成 28 年度 | 266 | 5,223 |
| 平成 29 年度 | 277 | 5,361 |
| 平成 30 年度 | 183 | 5,137 |
| 令和元年度 | 113 | 5,027 |

資料：生涯学習課

**表 1-5-2　ごみ減量化リサイクル推進員（各年度認定者の累計）（P.6　指標 22,23 関連）**

| 年　度 | 累計人数 | 新規認定者数 | 辞退者累計人数 |
|---|---|---|---|
| 平成 27 年度 | 1,729 | 156 | 103 |
| 平成 28 年度 | 1,876 | 147 | 149 |
| 平成 29 年度 | 1,981 | 105 | 153 |
| 平成 30 年度 | 2,113 | 132 | 160 |
| 令和元年度 | 2,223 | 110 | 170 |

**表 1-5-3　環境教育提供総時間数（小学生・中学生）（P.6　指標 24,25 関連）**

| | 授業時間数 | |
|---|---|---|
| | 小学校平均 | 中学校平均 |
| 平成 27 年度 | 27.2h | 20.9h |
| 平成 28 年度 | 27.2h | 20.9h |
| 平成 29 年度 | 27.2h | 20.9h |
| 平成 30 年度 | 27.2h | 20.9h |
| 令和元年度 | 27.2h | 20.9h |

資料：教育振興課

**表 1-5-4　環境学習会（幼稚園・保育園等）（P.6　指標 26 関連）**

| | 幼稚園 | | | 保育園 | | | こども園（幼保合同活動を含む） | | | 全体実施率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 園数 | 実施園数 | 実施率 | 園数 | 実施園数 | 実施率 | 園数 | 実施園数 | 実施率 | |
| 平成 27 年度 | 13 | 13 | 100.0 | 16 | 16 | 100.0 | 7 | 7 | 100.0 | 100.0 |
| 平成 28 年度 | 9 | 9 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 100.0 |
| 平成 29 年度 | 9 | 9 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 100.0 |
| 平成 30 年度 | 9 | 9 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 100.0 |
| 令和元年度 | 9 | 9 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 12 | 12 | 100.0 | 100.0 |

# ２　大気環境

## 大気汚染に係る規制

大気汚染防止法により、①ばい煙発生施設、②特定粉じん発生施設、③一般粉じん発生施設、④特定施設、⑤有害大気汚染物質、⑥特定粉じん排出等作業、⑦自動車排出ガス、⑧揮発性有機化合物発生施設、⑨水銀排出施設、⑩要排出抑制施設に係る規制が定められています。

また、福井県公害防止条例により、①ばい煙特定施設、②炭化水素類特定施設に係る規制が定められています。

### （1）大気汚染防止法に係る規制基準

**表 2-1　大気汚染防止法による規制の概要**

| 施設の種類 | 規制項目 | 規制項目の定義 |
|---|---|---|
| ①ばい煙発生施設 | (1)硫黄酸化物 | 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するもの |
| | (2)ばいじん | 燃料その他の物の燃焼や電気の使用に伴い発生するもの |
| | (3)有害物質 | 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するもの<br>①カドミウム及びその化合物<br>②塩素、塩化水素<br>③ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素<br>④鉛及びその化合物<br>⑤窒素酸化物 |
| ②特定粉じん発生施設 | (1)石綿 | 物の破砕、選別、堆積に伴い発生、飛散する物質 |
| ③一般粉じん発生施設 | | |
| ④特定施設 | (1)特定物質28物質 | ばい煙発生施設を設置しているもの又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの |
| ⑤有害大気汚染物質(指定物質) | (1)ベンゼン<br>(2)トリクロロエチレン<br>(3)テトラクロロエチレン | 継続的に摂取される場合に人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるもの(施行令附則3) |
| ⑥特定粉じん排出等作業 | | |
| ⑦自動車排出ガス | (1)一酸化炭素<br>(2)炭化水素<br>(3)鉛化合物<br>(4)窒素酸化物<br>(5)粒子状物質 | 自動車の運行に伴い発生する人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの |
| ⑧揮発性有機化合物(VOC)排出施設 | (1)揮発性有機化合物 | 大気中に排出又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く) |
| ⑨水銀排出施設 | (1)水銀等 | 大気中に排出又は飛散した時に気体である水銀 |

#### ①　ばい煙発生施設に係る規制

対象：一定規模以上の 32 施設（施行令別表第 1）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：施設ごとの排出口における量または濃度基準

（硫黄酸化物：量規制、硫黄酸化物以外：濃度規制）

**② 特定粉じん発生施設に係る規制**

対象：石綿を含有する製品の製造施設 9 施設（施行令別表第 2 の 2）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：敷地境界線における濃度基準

**③ 一般粉じん発生施設に係る規制**

対象：一定規模以上の 5 施設（施行令別表第 2）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：施設ごとの構造、使用、管理基準

**④ 特定施設に係る規制**

対象：特定物質 28 物質（施行令第 10 条）を発生する施設（法第 17 条）

義務：特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、応急措置、速やかな復旧と、その自己の状況の知事への通報

**⑤ 有害大気汚染物質に係る規制**

対象：指定物質排出施設 11 施設（施行令別表第 6）

基準：施設ごとの排出口における排出基準（平成 9.2.6 勧告 5）

**⑥ 特定粉じん排出等作業に係る規制**

対象：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

届出：作業開始日の 14 日前に知事への届出（法第 18 条の 15）

基準：作業基準（施行規則別表第 7）

**⑦ 自動車排出ガスに係る規制**

県知事は、自動車排出ガスによる大気の著しい汚染の恐れがある道路周辺について排出ガス濃度の測定を行い（法第 20 条）、測定により、大気の汚染が総理府令で定める限度を超える場合は、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する（法第 21 条）

**⑧ 揮発性有機化合物排出施設に係る規制**

対象：VOC 排出施設の 9 施設（施行令別表第 1 の 2）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、廃止、承継

基準：施設ごとの排出口における濃度基準

**⑨ 水銀排出施設に係る規制**

対象：水銀排出施設 9 施設（施行令別表第 3 の 3）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：施設ごとの排出口における環境基準

### ⑩ 要排出抑制施設に係る規制

対象：水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（法第 18 条の 32）

義務：自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度の測定と記録、大気中への水銀の排出を抑制するための措置

## (2) 福井県公害防止条例に係る規制基準

### ① ばい煙に係る特定施設

**表 2-2 ばい煙に係る特定施設の種類**

| No. | 特定施設の種類 |
|---|---|
| 1 | 金属の精製または鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの<br>① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ）が0.5 ㎡以上1 ㎡未満であるもの<br>② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける、炉の内壁で囲まれた部分の、水平断面積を言う） が、0.5㎡未満であるもの<br>③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30 ℓ以上50 ℓ未満であるもの<br>④ 変圧器の定格容量が200 VA未満であるもの |
| 2 | 廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの<br>① 火格子面積が2 ㎡以上であるもの<br>② 焼却能力が1時間当たり200 kg以上であるもの |
| 3 | ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉 |
| 4 | 銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉および乾燥炉 |
| 5 | カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設 |
| 6 | 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 |
| 7 | 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 |
| 8 | 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉 |
| 9 | 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く） |
| 10 | 燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉 |
| 11 | 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く） |
| 12 | トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉、焼成炉 |
| 13 | 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉 |
| 14 | 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 |
| 15 | 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設 |
| 16 | 塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設 |
| 17 | 無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む）および直火炉（15に掲げるものを除く） |

※1 および 3 から 15 に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

## 表 2-3　ばい煙に係る特定施設の規制基準

| 施 設 の 種 類 | 規　制　項　目 | 規 制 値 |
|---|---|---|
| 金属の精製または鋳造の用に供する溶解炉<br>（上記表の1に掲げる施設） | ばいじん | 0.20　g/Nm³ |
| 廃棄物焼却炉<br>（上記表の2に掲げる施設） | カドミウムおよびその化合物 | 1.0　mg/Nm³ |
| | 塩素 | 30　mg/Nm³ |
| | ふっ素、ふっ化水素およびふっ化けい素 | 10　mg/Nm³ |
| | 鉛およびその化合物 | 10　mg/Nm³ |
| 塩酸およびふっ酸による反応施設および<br>表面処理施設など有害物質を使用または<br>排出する施設<br>（上記表の3から17に掲げる施設） | カドミウムおよびその化合物 | 1.0　mg/Nm³ |
| | 塩素 | 30　mg/Nm³ |
| | 塩化水素 | 80　mg/Nm³ |
| | ふっ素、ふっ化水素およびふっ化けい素 | 10～20　mg/Nm³ |
| | 鉛およびその化合物 | 10～30　mg/Nm³ |

### ②　炭化水素類に係る特定施設

## 表 2-4　炭化水素類に係る特定施設の種類

| No. | 施 設 の 種 類 | 施 設 の 規 模 |
|---|---|---|
| 1 | 貯蔵施設(揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。）) | 貯蔵容量が50kL以上であるもの |
| 2 | 出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設） | 1日の取扱量が30kL以上であるもの |
| 3 | 燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク） | 貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの |

## 表 2-5　炭化水素類に係る特定施設の規制基準

| 施設の種類 | 規　制　基　準 |
|---|---|
| 貯蔵施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。<br>(1) 吸着式処理措置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。<br>(2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。 |
| 出荷施設 | 薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 |
| 燃料小売業の用に供する地下タンク | 次の各号のいずれかに該当すること。<br>(1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。<br>(2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 |

## 大気汚染防止法に定める施設（抜粋）の届出状況

### ① ばい煙発生施設

**表 2-6　ばい煙発生施設届出状況**　　令和 2 年 3 月 31 日現在

| No. | 施設の種類 | 施設の規模 | 工場数 | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ボイラー | 伝熱面積が 10 ㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上 | 56 | 122 |
| 5 | 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉 | 火格子面積が 1 ㎡以上であるか、羽口面断面積が 0.5 ㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上 | 1 | 1 |
| 6 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 | | 1 | 2 |
| 9 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 | 火格子面積が 1 ㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上 | 8 | 8 |
| 10 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉 | | 1 | 1 |
| 11 | 乾燥炉 | | 5 | 9 |
| 13 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が 2 ㎡以上であるか、又は焼却能力が 200kg/時以上 | 4 | 6 |
| 29 | ガスタービン | 燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上 | 2 | 2 |
| 30 | ディーゼル機関 | | 20 | 25 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

### ② 一般粉じん発生施設

**表 2-7　一般粉じん発生施設届出状況**　　令和 2 年 3 月 31 日現在

| No. | 施　設　の　種　類 | 施　設　の　規　模 | 工場数 | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 鉱物又は土石の堆積場 | 面積が 1,000 ㎡以上 | 4 | 4 |
| 3 | ベルトコンベア及びバケットコンベア | ベルトの幅が 75 cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 $m^3$ 以上 | 3 | 17 |
| 4 | 破砕機及び摩砕機 | 原動機の定格出力が 75 kW 以上 | 3 | 14 |
| 5 | ふるい | 原動機の定格出力が 15 kW 以上 | 1 | 2 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

### ③ 揮発性有機化合物排出施設

**表 2-8　揮発性有機化合物排出施設届出状況**　　令和 2 年 3 月 31 日現在

| No. | 施設の種類 | 施設の規模 | 工場数 | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力 3,000$m^3$/h 以上(送風機が設置されない施設は排風機の排風能力) | 1 | 9 |
| 3 | 塗装の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力 10,000$m^3$/h 以上 | 1 | 1 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

### ④ 水銀排出施設

**表 2-9　水銀排出施設届出状況**　　令和 2 年 3 月 31 日現在

| No. | 施設の種類 | 施設の規模 | 工場数 | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 8 | 廃棄物の焼却設備 | 火格子面積が 2 $m^2$ 以上であるか、又は焼却能力が 200kg/時以上のもの | 4 | 6 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

### ⑤ ばい煙に係る特定施設（福井県公害防止条例）

**表 2-10　ばい煙に係る特定施設届出状況**

令和 2 年 3 月 31 日現在

| No. | 施設の種類 | 施設の規模 | 工場数 | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が 2 ㎡以上、又は焼却能力が 200kg/以上 | 4 | 6 |
| 16 | 塩酸またはふっ酸による反応施設および表面処理施設 | | 8 | 33 |
| 17 | 無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉および直火炉 | | 1 | 1 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

### ⑥ 炭化水素類に係る特定施設（福井県公害防止条例）

**表 2-11　炭化水素類に係る特定施設設置状況**

令和 2 年 3 月 31 日現在

| No. | 施設の種類 | 工場数 | 施設数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 貯蔵施設 | 1 | 12 |
| 3 | 燃料小売業の用に供する地下タンク | 2 | 5 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

## 大気環境調査結果

### ① 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物

**表 2-12-1 経年変化**

| 局名 | | 項目 | 年度／単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武生 | 一酸化窒素 | 有効測定日数 | (日) | 362 | 363 | 362 | 357 | 365 |
| | | 測定時間 | (時間) | 8679 | 8664 | 8659 | 8606 | 8703 |
| | | 年/月平均値 | (ppm) | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.000 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.058 | 0.056 | 0.069 | 0.034 | 0.032 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.006 | 0.004 | 0.006 | 0.003 | 0.003 |
| | 二酸化窒素 | 有効測定日数 | (日) | 362 | 363 | 362 | 357 | 365 |
| | | 測定時間 | (時間) | 8679 | 8664 | 8659 | 8606 | 8703 |
| | | 年/月平均値 | (ppm) | 0.006 | 0.005 | 0.006 | 0.005 | 0.004 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.038 | 0.029 | 0.043 | 0.03 | 0.024 |
| | | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.06ppmを超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 窒素化合物 | 有効測定日数 | (日) | 362 | 363 | 362 | 357 | 365 |
| | | 測定時間 | (時間) | 8679 | 8664 | 8659 | 8606 | 8703 |
| | | 年/月平均値 | (ppm) | 0.007 | 0.006 | 0.007 | 0.006 | 0.005 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.087 | 0.077 | 0.099 | 0.061 | 0.049 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.019 | 0.017 | 0.024 | 0.016 | 0.01 |
| | | 年/月平均値のNO2/(NO+NO2) | (%) | 82.7 | 83.3 | 83.4 | 86.6 | 83.1 |
| 今立 | 一酸化窒素 | 有効測定日数 | (日) | 364 | 351 | 359 | 360 | 364 |
| | | 測定時間 | (時間) | 8693 | 8416 | 8620 | 8633 | 8701 |
| | | 年/月平均値 | (ppm) | 0.001 | 0.000 | 0.001 | 0.001 | 0.000 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.033 | 0.026 | 0.043 | 0.02 | 0.02 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.002 | 0.000 |
| | 二酸化窒素 | 有効測定日数 | (日) | 364 | 351 | 359 | 360 | 364 |
| | | 測定時間 | (時間) | 8693 | 8416 | 8620 | 8633 | 8701 |
| | | 年/月平均値 | (ppm) | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.025 | 0.026 | 0.043 | 0.021 | 0.023 |
| | | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.06ppmを超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 窒素化合物 | 有効測定日数 | (日) | 364 | 351 | 359 | 360 | 364 |
| | | 測定時間 | (時間) | 8693 | 8416 | 8620 | 8633 | 8701 |
| | | 年/月平均値 | (ppm) | 0.004 | 0.003 | 0.004 | 0.003 | 0.003 |
| | | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.054 | 0.045 | 0.074 | 0.037 | 0.028 |
| | | 日平均値の年間98%値 | (ppm) | 0.010 | 0.009 | 0.013 | 0.007 | 0.005 |
| | | 年/月平均値のNO2/(NO+NO2) | (%) | 85.7 | 85.6 | 81.8 | 83.8 | 89.6 |

## 表 2-12-2　月別変化（令和元年度）

| 局名 | | 項目 | 単位＼月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武生 | 一酸化窒素 | 有効測定日数 | （日） | 30 | 31 | 29 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 365 |
| | | 測定時間 | （時間） | 714 | 738 | 704 | 740 | 739 | 713 | 738 | 715 | 735 | 740 | 687 | 740 | 8703 |
| | | 月平均値 | （ppm） | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| | | 1時間値の最高値 | （ppm） | 0.018 | 0.005 | 0.007 | 0.005 | 0.008 | 0.007 | 0.012 | 0.013 | 0.032 | 0.016 | 0.020 | 0.015 | 0.032 |
| | | 日平均値の最高値 | （ppm） | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.004 | 0.003 | 0.002 | 0.003 | 0.007 | 0.007 | 0.003 | 0.002 | 0.007 |
| | 二酸化窒素 | 有効測定日数 | （日） | 30 | 31 | 29 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 365 |
| | | 測定時間 | （時間） | 714 | 738 | 704 | 740 | 739 | 713 | 738 | 715 | 735 | 740 | 687 | 740 | 8703 |
| | | 月平均値 | （ppm） | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.005 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | 0.005 | 0.004 |
| | | 1時間値の最高値 | （ppm） | 0.024 | 0.012 | 0.011 | 0.01 | 0.008 | 0.01 | 0.014 | 0.018 | 0.024 | 0.024 | 0.023 | 0.023 | 0.024 |
| | | 日平均値の最高値 | （ppm） | 0.007 | 0.005 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | 0.005 | 0.008 | 0.01 | 0.013 | 0.015 | 0.010 | 0.011 | 0.015 |
| | | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数 | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.06ppmを超えた日数 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 窒素化合物 | 有効測定日数 | （日） | 30 | 31 | 29 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 365 |
| | | 測定時間 | （時間） | 714 | 738 | 704 | 740 | 739 | 713 | 738 | 715 | 735 | 740 | 687 | 740 | 8703 |
| | | 月平均値 | （ppm） | 0.005 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.004 | 0.005 | 0.005 | 0.006 | 0.008 | 0.007 | 0.006 | 0.005 | 0.005 |
| | | 1時間値の最高値 | （ppm） | 0.042 | 0.017 | 0.014 | 0.012 | 0.013 | 0.017 | 0.022 | 0.031 | 0.049 | 0.037 | 0.039 | 0.032 | 0.049 |
| | | 日平均値の最高値 | （ppm） | 0.009 | 0.006 | 0.007 | 0.007 | 0.007 | 0.007 | 0.009 | 0.013 | 0.021 | 0.022 | 0.013 | 0.012 | 0.022 |
| | | 月平均値のNO2/(NO+NO2) | （%） | 88.2 | 94.4 | 91.5 | 78.7 | 73.5 | 68.7 | 85.7 | 80.9 | 78.7 | 82.7 | 85.5 | 88.6 | 83.1 |
| 今立 | 一酸化窒素 | 有効測定日数 | （日） | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 364 |
| | | 測定時間 | （時間） | 715 | 739 | 713 | 738 | 740 | 703 | 738 | 715 | 735 | 740 | 686 | 739 | 8701 |
| | | 月平均値 | （ppm） | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 |
| | | 1時間値の最高値 | （ppm） | 0.004 | 0.005 | 0.004 | 0.005 | 0.007 | 0.005 | 0.01 | 0.011 | 0.02 | 0.013 | 0.01 | 0.006 | 0.02 |
| | | 日平均値の最高値 | （ppm） | 0 | 0 | 0 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.001 | 0.002 |
| | 二酸化窒素 | 有効測定日数 | （日） | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 364 |
| | | 測定時間 | （時間） | 715 | 739 | 713 | 738 | 740 | 703 | 738 | 715 | 735 | 740 | 686 | 739 | 8701 |
| | | 月平均値 | （ppm） | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.003 |
| | | 1時間値の最高値 | （ppm） | 0.017 | 0.011 | 0.008 | 0.008 | 0.007 | 0.007 | 0.012 | 0.012 | 0.017 | 0.023 | 0.017 | 0.017 | 0.023 |
| | | 日平均値の最高値 | （ppm） | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.005 | 0.005 | 0.006 | 0.01 | 0.008 | 0.008 | 0.01 |
| | | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数 | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.06ppmを超えた日数 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 窒素化合物 | 有効測定日数 | （日） | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 364 |
| | | 測定時間 | （時間） | 715 | 739 | 713 | 738 | 740 | 703 | 738 | 715 | 735 | 740 | 686 | 739 | 8701 |
| | | 月平均値 | （ppm） | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 |
| | | 1時間値の最高値 | （ppm） | 0.02 | 0.016 | 0.011 | 0.009 | 0.011 | 0.009 | 0.015 | 0.017 | 0.027 | 0.028 | 0.021 | 0.021 | 0.028 |
| | | 日平均値の最高値 | （ppm） | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.004 | 0.007 | 0.006 | 0.008 | 0.012 | 0.01 | 0.01 | 0.012 |
| | | 月平均値のNO2/(NO+NO2) | （%） | 95.4 | 96.9 | 95.1 | 90.3 | 88.6 | 91.2 | 87.4 | 86.2 | 81.6 | 87.1 | 87.6 | 87.5 | 89.6 |

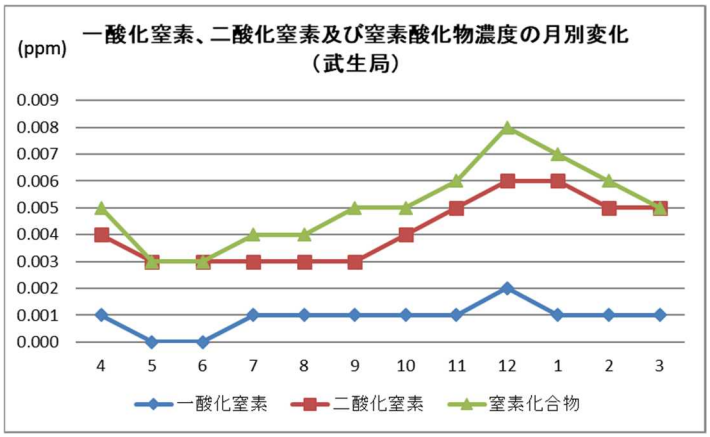


図 2-1　月別変化（武生局）（令和元年度）

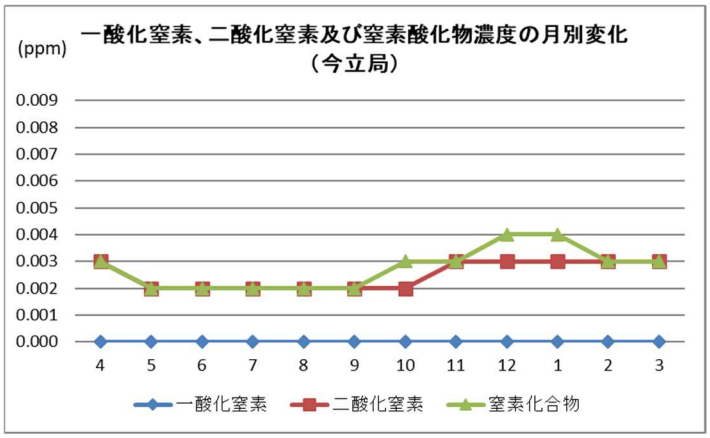


図 2-2　月別変化（今立局）（令和元年度）

## ③ 浮遊粒子状物質

### 表 2-13-1　経年変化

| 局名 | 項目 | 年度／単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武生 | 有効測定日数 | (日) | 365 | 365 | 365 | 365 | 366 |
| | 測定時間 | (時間) | 8,745 | 8,732 | 8,730 | 8,727 | 8,746 |
| | 年平均値 | (mg/m3) | 0.015 | 0.014 | 0.013 | 0.012 | 0.012 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.197 | 0.07 | 0.082 | 0.081 | 0.179 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値の2%除外値 | (mg/m3) | 0.038 | 0.034 | 0.029 | 0.031 | 0.024 |
| 味真野大気 | 有効測定日数 | (日) | 364 | 364 | 363 | 363 | 364 |
| | 測定時間 | (時間) | 8739 | 8720 | 8715 | 8720 | 8751 |
| | 年平均値 | (mg/m3) | 0.012 | 0.011 | 0.011 | 0.011 | 0.01 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.122 | 0.097 | 0.115 | 0.184 | 0.449 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値の2%除外値 | (mg/m3) | 0.034 | 0.028 | 0.023 | 0.027 | 0.02 |
| 武生北 | 有効測定日数 | (日) | 247 | 363 | 363 | 363 | 361 |
| | 測定時間 | (時間) | 5985 | 8732 | 8733 | 8726 | 8687 |
| | 年平均値 | (mg/m3) | 0.014 | 0.015 | 0.015 | 0.017 | 0.016 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.101 | 0.08 | 0.112 | 0.119 | 0.076 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値の2%除外値 | (mg/m3) | 0.044 | 0.037 | 0.034 | 0.043 | 0.029 |
| 武生西 | 有効測定日数 | (日) | 363 | 364 | 365 | 361 | 363 |
| | 測定時間 | (時間) | 8744 | 8731 | 8735 | 8690 | 8751 |
| | 年平均値 | (mg/m3) | 0.011 | 0.01 | 0.01 | 0.013 | 0.012 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.098 | 0.079 | 0.112 | 0.115 | 0.155 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値の2%除外値 | (日) | 0.035 | 0.026 | 0.034 | 0.036 | 0.025 |
| 今立 | 有効測定日数 | (日) | 365 | 354 | 362 | 364 | 362 |
| | 測定時間 | (時間) | 8727 | 8486 | 8700 | 8703 | 8686 |
| | 年平均値 | (mg/m3) | 0.015 | 0.014 | 0.012 | 0.014 | 0.009 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.107 | 0.085 | 0.082 | 0.11 | 0.155 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値の2%除外値 | (mg/m3) | 0.043 | 0.035 | 0.033 | 0.039 | 0.018 |

## 表 2-13-2　月別変化（令和元年）

| 局名 | 項目 | 月 / 単位 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武生 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
| | 測定時間 | (時間) | 719 | 740 | 716 | 743 | 738 | 718 | 740 | 719 | 739 | 741 | 690 | 743 | 8746 |
| | 月平均値 | (mg/m3) | 0.012 | 0.015 | 0.014 | 0.018 | 0.022 | 0.012 | 0.011 | 0.008 | 0.008 | 0.007 | 0.008 | 0.012 | 0.012 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.048 | 0.075 | 0.053 | 0.094 | 0.179 | 0.069 | 0.047 | 0.16 | 0.056 | 0.041 | 0.047 | 0.048 | 0.179 |
| | 日平均値の最高値 | (mg/m3) | 0.026 | 0.028 | 0.029 | 0.051 | 0.053 | 0.022 | 0.025 | 0.014 | 0.013 | 0.015 | 0.016 | 0.02 | 0.053 |
| 味真野 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 29 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 30 | 31 | 29 | 31 | 364 |
| | 測定時間 | (時間) | 720 | 743 | 711 | 735 | 742 | 719 | 743 | 719 | 738 | 743 | 695 | 743 | 8751 |
| | 月平均値 | (mg/m3) | 0.01 | 0.013 | 0.012 | 0.015 | 0.016 | 0.008 | 0.009 | 0.008 | 0.007 | 0.006 | 0.007 | 0.009 | 0.01 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.056 | 0.118 | 0.049 | 0.078 | 0.303 | 0.06 | 0.047 | 0.076 | 0.055 | 0.069 | 0.034 | 0.449 | 0.449 |
| | 日平均値の最高値 | (mg/m3) | 0.02 | 0.033 | 0.029 | 0.037 | 0.033 | 0.017 | 0.025 | 0.019 | 0.014 | 0.015 | 0.017 | 0.036 | 0.037 |
| 武生北 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 26 | 31 | 30 | 30 | 31 | 29 | 31 | 361 |
| | 測定時間 | (時間) | 719 | 743 | 714 | 743 | 743 | 646 | 743 | 717 | 738 | 743 | 695 | 743 | 8687 |
| | 月平均値 | (mg/m3) | 0.015 | 0.019 | 0.018 | 0.023 | 0.025 | 0.017 | 0.015 | 0.012 | 0.012 | 0.01 | 0.012 | 0.014 | 0.016 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.047 | 0.051 | 0.054 | 0.074 | 0.076 | 0.052 | 0.052 | 0.056 | 0.048 | 0.035 | 0.043 | 0.045 | 0.076 |
| | 日平均値の最高値 | (mg/m3) | 0.029 | 0.037 | 0.038 | 0.056 | 0.05 | 0.027 | 0.036 | 0.025 | 0.021 | 0.024 | 0.023 | 0.025 | 0.056 |
| 武生西 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 30 | 29 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 30 | 31 | 29 | 31 | 363 |
| | 測定時間 | (時間) | 719 | 737 | 712 | 743 | 743 | 719 | 743 | 719 | 736 | 743 | 695 | 742 | 8751 |
| | 月平均値 | (mg/m3) | 0.011 | 0.015 | 0.014 | 0.019 | 0.022 | 0.013 | 0.011 | 0.009 | 0.008 | 0.007 | 0.008 | 0.01 | 0.012 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.034 | 0.036 | 0.155 | 0.077 | 0.085 | 0.082 | 0.041 | 0.07 | 0.031 | 0.078 | 0.032 | 0.114 | 0.155 |
| | 日平均値の最高値 | (mg/m3) | 0.02 | 0.022 | 0.024 | 0.039 | 0.036 | 0.021 | 0.024 | 0.018 | 0.009 | 0.011 | 0.014 | 0.019 | 0.039 |
| 今立 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 28 | 362 |
| | 測定時間 | (時間) | 719 | 741 | 717 | 743 | 742 | 718 | 739 | 716 | 738 | 743 | 689 | 681 | 8686 |
| | 月平均値 | (mg/m3) | 0.008 | 0.011 | 0.011 | 0.014 | 0.017 | 0.011 | 0.009 | 0.006 | 0.005 | 0.004 | 0.005 | 0.01 | 0.009 |
| | 1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m3を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m3) | 0.034 | 0.036 | 0.155 | 0.077 | 0.085 | 0.082 | 0.041 | 0.07 | 0.031 | 0.078 | 0.032 | 0.114 | 0.155 |
| | 日平均値の最高値 | (mg/m3) | 0.02 | 0.022 | 0.024 | 0.039 | 0.036 | 0.021 | 0.024 | 0.018 | 0.009 | 0.011 | 0.014 | 0.019 | 0.039 |

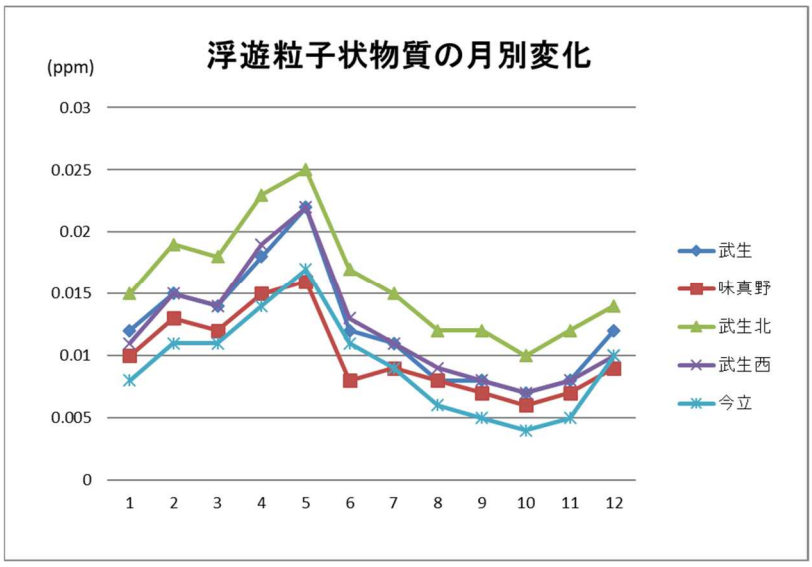


図 2-3　月別変化（令和元年度）

## ④ 光化学オキシダント

### 表 2-14-1　経年変化

| 局名 | 項目 | 年度／単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武生 | 昼間測定日数 | （日） | 366 | 365 | 363 | 365 | 366 |
| | 昼間測定時間 | （時間） | 5464 | 5450 | 5424 | 5447 | 5470 |
| | 昼間の1時間値の年平均値 | （ppm） | 0.034 | 0.034 | 0.032 | 0.032 | 0.032 |
| | 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数 | （日） | 56 | 48 | 54 | 38 | 43 |
| | | （時間） | 344 | 268 | 334 | 228 | 280 |
| | 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 昼間の1時間値の最高値 | （ppm） | 0.091 | 0.091 | 0.106 | 0.093 | 0.11 |
| | 昼間の日最高1時間値の年平均値 | （ppm） | 0.046 | 0.046 | 0.045 | 0.045 | 0.044 |
| 今立 | 昼間測定日数 | （日） | 354 | 365 | 365 | 365 | 366 |
| | 昼間測定時間 | （時間） | 5204 | 5456 | 5432 | 5457 | 5480 |
| | 昼間の1時間値の年平均値 | （ppm） | 0.034 | 0.033 | 0.033 | 0.032 | 0.033 |
| | 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数 | （日） | 68 | 51 | 57 | 44 | 51 |
| | | （時間） | 408 | 258 | 335 | 228 | 315 |
| | 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 昼間の1時間値の最高値 | （ppm） | 0.094 | 0.091 | 0.112 | 0.086 | 0.105 |
| | 昼間の日最高1時間値の年平均値 | （ppm） | 0.048 | 0.046 | 0.046 | 0.045 | 0.047 |

### 表 2-14-2　月別変化（令和元年度）

| 局名 | 統計項目 | 月／単位 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武生 | 昼間測定日数 | （日） | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
| | 昼間測定時間 | （時間） | 445 | 465 | 450 | 465 | 464 | 450 | 461 | 447 | 465 | 465 | 431 | 462 | 5470 |
| | 昼間の1時間値の月平均値 | （ppm） | 0.043 | 0.056 | 0.039 | 0.026 | 0.028 | 0.028 | 0.024 | 0.026 | 0.023 | 0.026 | 0.03 | 0.035 | 0.032 |
| | 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間 | （日） | 9 | 21 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 43 |
| | | （時間） | 48 | 171 | 48 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 280 |
| | 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 昼間の1時間値の最高値 | （ppm） | 0.069 | 0.11 | 0.081 | 0.065 | 0.058 | 0.064 | 0.053 | 0.056 | 0.043 | 0.045 | 0.088 | 0.069 | 0.11 |
| | 昼間の日最高1時間値の月平均値 | （ppm） | 0.053 | 0.069 | 0.051 | 0.037 | 0.043 | 0.041 | 0.037 | 0.039 | 0.033 | 0.034 | 0.043 | 0.046 | 0.044 |
| 今立 | 昼間有効測定日数 | （日） | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 | 366 |
| | 昼間測定時間 | （時間） | 449 | 465 | 450 | 465 | 465 | 450 | 462 | 447 | 465 | 462 | 435 | 465 | 5480 |
| | 昼間の1時間値の月平均値 | （ppm） | 0.044 | 0.056 | 0.041 | 0.027 | 0.029 | 0.028 | 0.026 | 0.025 | 0.022 | 0.028 | 0.031 | 0.037 | 0.033 |
| | 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間 | （日） | 10 | 23 | 11 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 51 |
| | | （時間） | 52 | 178 | 68 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 10 | 315 |
| | 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間 | （日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | （時間） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 昼間の1時間値の最高値 | （ppm） | 0.07 | 0.105 | 0.085 | 0.067 | 0.064 | 0.06 | 0.057 | 0.063 | 0.044 | 0.055 | 0.054 | 0.069 | 0.105 |
| | 昼間の日最高1時間値の月平均値 | （ppm） | 0.057 | 0.072 | 0.055 | 0.041 | 0.046 | 0.045 | 0.04 | 0.041 | 0.034 | 0.039 | 0.042 | 0.049 | 0.047 |

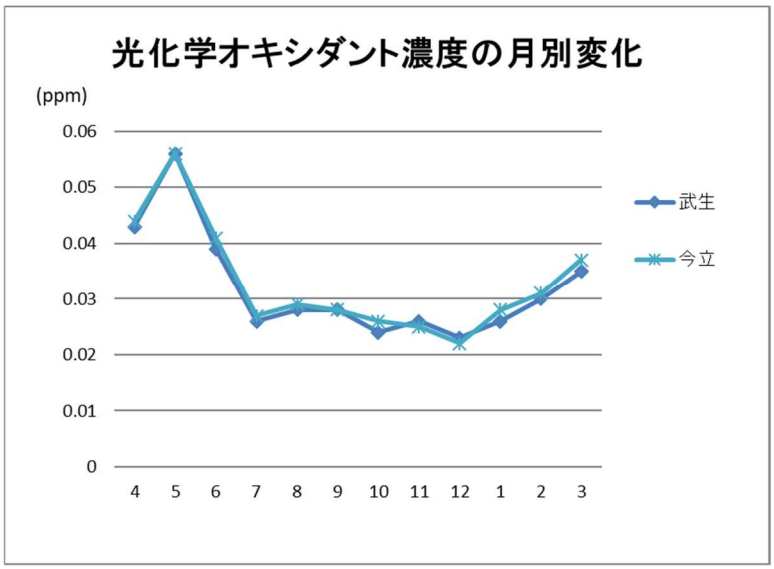


図 2-4　月別変化（令和元年度）

表 2-14-3　時間別変化（令和元年度）

| 局名 | 1時 | 2時 | 3時 | 4時 | 5時 | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 12時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武生 | 0.021 | 0.020 | 0.019 | 0.018 | 0.018 | 0.018 | 0.018 | 0.020 | 0.023 | 0.028 | 0.033 | 0.037 |
| 今立 | 0.021 | 0.019 | 0.019 | 0.018 | 0.017 | 0.017 | 0.017 | 0.019 | 0.024 | 0.029 | 0.035 | 0.039 |

| 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 | 19時 | 20時 | 21時 | 22時 | 23時 | 24時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0.039 | 0.039 | 0.04 | 0.04 | 0.038 | 0.036 | 0.033 | 0.03 | 0.027 | 0.025 | 0.024 | 0.023 |
| 0.041 | 0.042 | 0.043 | 0.042 | 0.04 | 0.036 | 0.032 | 0.029 | 0.026 | 0.024 | 0.023 | 0.022 |

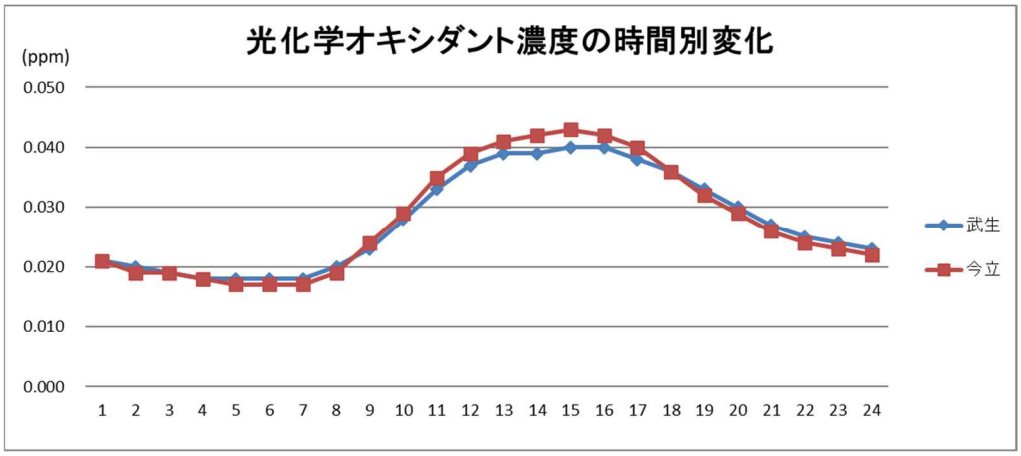


図 2-5　時間別変化（令和元年度）

# ３　水環境

## 水質汚濁防止法に定める公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

### ① 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

**表 3-1　人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）**

| 項　　目 | 基　　準　　値 |
|---|---|
| カドミウム | 0.003mg／ℓ以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg／ℓ以下 |
| 六価クロム | 0.05mg／ℓ以下 |
| 砒素 | 0.01mg／ℓ以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg／ℓ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg／ℓ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg／ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg／ℓ以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg／ℓ以下 |
| シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg／ℓ以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg／ℓ以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg／ℓ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg／ℓ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg／ℓ以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg／ℓ以下 |
| チウラム | 0.006mg／ℓ以下 |
| シマジン | 0.003mg／ℓ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg／ℓ以下 |
| ベンゼン | 0.01mg／ℓ以下 |
| セレン | 0.01mg／以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg／ℓ以下 |
| ふっ素 | 0.8mg／ℓ以下 |
| ほう素 | 1mg／ℓ以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg／ℓ以下 |

備考 1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、又は43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと、規格43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## ② 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

### 表 3-2　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目／水域類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度（ｐＨ） | 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | 浮遊物質量（ＳＳ） | 溶存酸素量（ＤＯ） | 大腸菌群数 |
| ＡＡ | 水道１級　自然環境保全　等 | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 50MPN/100mℓ以下 |
| Ａ | 水道２級　水浴　等 | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 7.5mg/ℓ以上 | 1,000〃 |
| Ｂ | 水道３級　水産２級　等 | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/ℓ以下 | 25mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | 5,000〃 |
| Ｃ | 水産３級　工業用水１級　等 | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/ℓ以下 | 50mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以上 | ― |
| Ｄ | 工業用水１級　農業用水　等 | 6.5 以上 8.5 以下 | 8mg/ℓ以下 | 100mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以上 | ― |
| Ｅ | 工業用水３級　環境保全　等 | 6.5 以上 8.5 以下 | 10mg/ℓ以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/ℓ以上 | ― |

備考　1　基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2　農業用利水点については、pH6.0～7.5、DO 5 mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水　　道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水　　産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

〃　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

〃　３級：コイ、フナ等、β―中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃　３級：特殊な浄水操作を行うもの

5　環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない限度

## 水質汚濁防止法に定める環境基準水域類型指定状況

### 表 3-3　市内河川類型指定水域

| 水域の名称 | 水域の範囲 | 該当類型 | 達成期間 | 指定日 |
|---|---|---|---|---|
| 日野川上流 | 御清水川合流点から上流の水域 | A | イ | (昭和 47 年 3 月 31 日福井県告示第 299 号) |
| 日野川下流 | 〃　から下流の水域 | B | イ | |
| 吉野瀬川上流 | 大虫川合流点から上流の水域 | A | イ | (昭和 53 年 3 月 31 日福井県告示第 316 号) |
| 吉野瀬川下流 | 〃　から下流の水域 | C | イ | |
| 鞍谷川中流 | 相高橋から服部川合流点までの水域 | D | ロ | (平成 14 年 3 月 29 日福井県告示第 310 号) |
| 鞍谷川下流 | 服部川合流点から浅水川合流点までの水域 | C | イ | |
| 浅水川上流 | 穴田川合流点から上流の水域 | B | イ | (平成 14 年 3 月 29 日福井県告示第 311 号) |
| 天王川 | 全水域 | A | イ | (平成 16 年 3 月 31 日福井県告示第 226 号) |
| 穴田川 | 穴田川全域 | B | イ | (平成 20 年 3 月 28 日福井県告示第 179 号) |

(注) 1　該当類型の欄中のＡ～Ｄは、環境庁告示別表 2 の 1 の(1)の河川の表の類型を示す。

2　達成期間の分類は、次のとおりとする。

(1)　「イ」は、直ちに達成

(2)　「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

(3)　「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成

## 水質汚濁防止法に定める要監視項目

要監視項目とは、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目です。

**表 3-4　要監視項目及び指針値**

| 項　　目 | 指　針　値 |
|---|---|
| クロロホルム | 0.06　mg／ℓ以下 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04　mg／ℓ以下 |
| 1,2－ジクロロプロパン | 0.06　mg／ℓ以下 |
| ｐ－ジクロロベンゼン | 0.2　mg／ℓ以下 |
| イソキサチオン | 0.008　mg／ℓ以下 |
| ダイアジノン | 0.005　mg／ℓ以下 |
| フェニトロチオン(ＭＥＰ) | 0.003　mg／ℓ以下 |
| イソプロチオラン | 0.04　mg／ℓ以下 |
| オキシン銅(有機銅) | 0.04　mg／ℓ以下 |
| クロロタロニル(ＴＰＮ) | 0.05　mg／ℓ以下 |
| プロピザミド | 0.008　mg／ℓ以下 |
| ＥＰＮ | 0.006　mg／ℓ以下 |
| ジクロルボス(ＤＤＶＰ) | 0.008　mg／ℓ以下 |
| フェノブカルブ(ＢＰＭＣ) | 0.03　mg／ℓ以下 |
| イプロベンホス(ＩＢＰ) | 0.008　mg／ℓ以下 |
| クロルニトロフェン(ＣＮＰ) | －　注１ |
| トルエン | 0.6　mg／ℓ以下 |
| キシレン | 0.4　mg／ℓ以下 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06　mg／ℓ以下 |
| ニッケル | －　注２ |
| モリブデン | 0.07　mg／ℓ以下 |
| アンチモン | 0.02　mg／ℓ以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002　mg／ℓ以下 |
| エピクロロヒドリン | 0.0004 mg／ℓ以下 |
| 全マンガン | 0.2　mg／ℓ以下 |
| ウラン | 0.002　mg／ℓ以下 |

注1. 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

注2. 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

# 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）の届出状況

## 表 3-5　水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）届出状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

| 番号 | 施　　設 | 特定事業場届出件数 | | | 番号 | 施　　設 | 特定事業場届出件数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 50m³/日以上 | 50m³/日未満 | 小計 | | | 50m³/日以上 | 50m³/日未満 | 小計 |
| 1 の 2 | 畜産農業又はサービス業の用に供する施設 | － | 1 | 1 | 47 | 医薬品製造業の用に供する施設 | － | 1 | 1 |
| 2 | 畜産食料品製造業の用に供する施設 | 1 | － | 1 | 55 | 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント | 2 | 3 | 4 |
| 3 | 水産食料品製造業の用に供する施設 | 1 | － | 1 | 59 | 砕石業の用に供する施設 | － | 3 | 3 |
| 5 | みそ､しょう油､食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 | 1 | 2 | 3 | 63 | 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 | － | 1 | 1 |
| 8 | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽 | － | 3 | 3 | 64 の 2 | 水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設 | 1 | － | 1 |
| 9 | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 | － | 2 | 2 | 65 | 酸又はアルカリによる表面処理施設 | 3 | 7 | 10 |
| 10 | 飲料製造業の用に供する施設 | － | 3 | 3 | 66 | 電気めっき施設 | 1 | － | 1 |
| 11 | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 | － | 1 | 1 | 66 の 3 | 旅館業の用に供する施設 | 1 | 38 | 39 |
| 16 | 麺類製造業の用に供する湯煮施設 | － | 3 | 3 | 66 の 6 | 飲食店に設置されるちゅう房施設 | － | 1 | 1 |
| 17 | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 | 1 | 4 | 5 | 67 | 洗濯業の用に供する施設 | － | 7 | 7 |
| 19 | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 | 2 | 12 | 14 | 68 | 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 | － | 3 | 3 |
| 21 の 2 | 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー | － | 1 | 1 | 71 | 自動式車両洗浄施設 | － | 33 | 33 |
| 21 の 3 | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 | － | 1 | 1 | 71 の 2 | 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 | － | 2 | 2 |
| 23 | パルプ､紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 | 19 | 46 | 65 | 71 の 3 | 一般廃棄物処理施設である焼却施設 | － | 1 | 1 |
| 23 の 2 | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 | － | 2 | 2 | 71 の 4 | 産業廃棄物処理施設 | － | 1 | 1 |
| 27 | 前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 | 1 | － | 1 | 71 の 5 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロエチレンによる洗浄施設 | － | 1 | 1 |
| 32 | 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 | － | 1 | 1 | 72 | し尿処理施設 | 13 | 1 | 14 |
| 33 | 合成樹脂製造業の用に供する施設 | 1 | － | 1 | 73 | 下水道終末処理施設 | 3 | － | 3 |
| 46 | 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 | 2 | － | 2 | | | | | |
| | | | | | | 合　　計 | 51 | 186 | 237 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

## 表 3-6　　汚水および廃液に係る特定施設についての届出状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

| No. | 施設の種類 | 工場数 | 施設数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 反応施設 | 1 | 4 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

## 水質汚濁防止法に定める一律排水基準

### ① 有害物質

### 表 3-7　水質汚濁防止法に定める一律排水基準

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03　mg／ℓ |
| シアン化合物 | 1　mg／ℓ |
| 有機燐化合物<br>（パラチオン、メルチパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。） | 1　mg／ℓ |
| 鉛及びその化合物 | 0.1　mg／ℓ |
| 六価クロム化合物 | 0.5　mg／ℓ |
| 砒素及びその化合物 | 0.1　mg／ℓ |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg／ℓ |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ） | 0.003 mg／ℓ |
| トリクロロエチレン | 0.1　mg／ℓ |
| テトラクロロエチレン | 0.1　mg／ℓ |
| ジクロロメタン | 0.2　mg／ℓ |
| 四塩化炭素 | 0.02　mg／ℓ |
| 1,2－ジクロロエタン | 0.04　mg／ℓ |
| 1,1－ジクロロエチレン | 1.0　mg／ℓ |
| シス及びトランス1,2－ジクロロエチレン | 0.4　mg／ℓ |
| 1,1,1－トリクロロエタン | 3　mg／ℓ |
| 1,1,2－トリクロロエタン | 0.06　mg／ℓ |
| 1,3－ジクロロプロペン | 0.02　mg／ℓ |
| チウラム | 0.06　mg／ℓ |
| シマジン | 0.03　mg／ℓ |
| チオベンカルブ | 0.2　mg／ℓ |
| ベンゼン | 0.1　mg／ℓ |
| セレン及びその他の化合物 | 0.1　mg／ℓ |
| ほう素及びその化合物 | 10　mg／ℓ（海域以外） |
| ふっ素及びその化合物 | 8　mg／ℓ（海域以外） |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | （※）100　mg／ℓ |
| 1,4ジオキサン | 0.5　mg／ℓ |

（※）アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

（備考）「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量の限界を下回ることをいう。

## ② その他の項目

### 表 3-8　水質汚濁防止法に定める一律排水基準

| 項　　目 | 許　容　限　度 |
|---|---|
| 水素イオン濃度（ＰＨ） | 海域以外の公共用水域に排出させるもの5.8以上8.6以下、<br>海域に排出させるもの5.0以上9.0以下 |
| 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | 160 mg／ℓ<br>（日間平均120 mg／ℓ） |
| 化学的酸素要求量（ＣＯＤ） | 160 mg／ℓ<br>（日間平均120 mg／ℓ） |
| 浮遊物質量（ＳＳ） | 200 mg／ℓ<br>（日間平均150 mg／ℓ） |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>（鉱油類含有量） | 5 mg／ℓ |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>（動植物油脂含有量） | 30 mg／ℓ |
| フェノール類含有量 | 5 mg／ℓ |
| 銅含有量 | 3 mg／ℓ |
| 亜鉛含有量 | 2 mg／ℓ |
| 溶解性鉄含有量 | 10 mg／ℓ |
| 溶解性マンガン含有量 | 10 mg／ℓ |
| クロム含有量 | 2 mg／ℓ |
| 大腸菌群数 | 日間平均 3,000個／$cm^3$ |
| 窒素含有量 | 120 mg／ℓ<br>（日平均60 mg／ℓ） |
| 燐含有量 | 16 mg／ℓ |

1:この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である特定施設を有する工場、又は事業場（特定事業場という）に係る排出水について適用する。

2:生物化学的酸素要求量(BOD)についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排出水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3:窒素含有量及び燐含有量についての排出基準は、環境大臣が「窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼」として定める湖沼、及び「海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域」として定める海域、またこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

# 福井県公害防止条例に定める上乗せ排水基準

## 表 3-9　福井県公害防止条例に定める排水基準（九頭竜川水域）　（単位：mg/ℓ、※（）は日間平均）

| 項目 | 業種区分 | | 水質汚濁防止法に基づく一律基準 | 上乗せ排水基準 九頭竜川水域 排水量3,000㎥（下水道にあっては50,000㎥） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 新設 | | 既設 | |
| | | | | 50～3,000㎥ | 3,000㎥以上 | 50～3,000㎥ | 3,000㎥以上 |
| BOD | 1 食料品製造業 | | 160(120) | 80 (60) | 70 (50) | 120(100) | 100 (85) |
| | 2 繊維工業（染色整理業を含む） | | 〃 | 60 (50) | 50 (40) | 100 (80) | 85 (70) |
| | 3 紙･パルプ･紙加工品製造業 | 中芯用セミケミカルパルプ製造業 | 〃 | 120(100) | 100 (85) | 150(110) | 130(100) |
| | | その他 | | 70 (55) | 60 (45) | 120(100) | 100 (85) |
| | 4 化学工業 | 医薬品製造業 | 〃 | 80 (60) | 70 (50) | 150(120) | 130(100) |
| | | その他 | | 50 (40) | 45 (35) | 80 (60) | 70 (50) |
| | 5 浄水施設･中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設 | | 〃 | 60 (50) | 50 (40) | 120 (90) | 100 (75) |
| | 6 旅館業 | | 〃 | 80 (60) | | ― | |
| | 7 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業 | | | 60 (50) | 50 (40) | 120(90) | 100(75) |
| | 8 し尿処理施設 | | 〃 | ― (30) | | ― (30) | |
| | 9 下水道終末処理施設 | | 〃 | ― (20) | | ― (60) | ― (40) |
| | 10 その他 | | 〃 | 60 (50) | 50 (40) | 120 (90) | 100 (75) |
| SS | 1 食料品製造業 | | 200(150) | 120(100) | | 150(120) | |
| | 2 繊維工業（染色整理業を含む） | | 〃 | 90 (70) | | 120(100) | |
| | 3 紙･パルプ･紙加工品製造業 | 中芯用セミケミカルパルプ製造業 | 〃 | 120(100) | | 160(120) | |
| | | その他 | | 120(100) | | 150(120) | |
| | 4 化学工業 | | 〃 | 90 (70) | | 120(100) | |
| | 5 浄水施設･中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設 | | 〃 | 90 (70) | | 120(100) | |
| | 6 旅館業 | | 〃 | 120(100) | | ― | |
| | 7 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等処理業 | | 〃 | 150(120) | | ― | |
| | 8 し尿処理施設 | | 〃 | ― (70) | | -70 | |
| | 9 下水道終末処理施設 | | 〃 | ― (70) | | -120 | |
| | 10 その他 | | 〃 | 90 (70) | | 120(100) | |
| 公布年月日 | | | | 57.6.25改正 | | | |
| 施行年月日 | | | | 57.8.1 | | | |

備考 1：「新設」とは、昭和53年8月1日以後において特定施設を設置（下水道終末処理場にあっては増設を含む。以下、この項において同じ）する工場、又は事業場（同日において特定施設の設置工事をしているものを除く） をいう。

2：「排水量」とは、一日当りの平均的な排出水の量をいう。

3：「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。

4：この表に掲げる上乗せ基準は、排出量が50 $m^3$以上である特定事業場に係る排水について適用する。

# 水質環境調査結果

## ① 健康項目

### 表 3-10　健康項目調査結果

| 環境基準 | 調査日 | 平成30年8月22日 | | | | | 令和1年8月14日 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 採水地点 | 日野川 | 穴田川 | 河濯川 | 沖田川 | 服部川 | 日野川 | 吉野瀬川 | 鞍谷川 | 浅水川 | 御清水川 |
| カドミウム | <0.003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| 全シアン | 検出されないこと | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 鉛 | <0.01 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| 六価クロム | <0.05 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| 砒素 | <0.01 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| 総水銀 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| ＰＣＢ | 検出されないこと | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| ジクロロメタン | <0.02 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| 四塩化炭素 | <0.002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |
| 1,2－ジクロロエタン | <0.004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 |
| 1,1－ジクロロエチレン | <0.1 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| シス－1,2－ジクロロエチレン | <0.04 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 |
| 1,1,1－トリクロロエタン | <1 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| 1,1,2－トリクロロエタン | <0.006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 |
| トリクロロエチレン | <0.01 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| テトラクロロエチレン | <0.01 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| 1,3－ジクロロプロペン | <0.002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 |
| チウラム | <0.006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| シマジン | <0.003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 |
| チオベンカルブ | <0.02 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| ベンゼン | <0.01 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| セレン | <0.01 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | <10 | 0.15 | 0.3 | 0.22 | 0.55 | 0.2 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| ふっ素 | <0.8 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 0.14 | 0.24 | 0.66 | 0.46 | 27 |
| ほう素 | <1 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 0.02 | <0.02 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 0.4 |
| 1，4－ジオキサン | <0.05 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 0.02 | <0.02 |

## ②生活環境項目（河川）

### 表 3-11　生活環境項目（河川）調査結果

| 河川名 | 測 定 項 目 | ４月 | ６月 | ８月 | １０月 | １２月 | ２月 | 平均 | 最小 | | 最大 | 環境基準 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ＰＨ | 7.3 | 7.5 | 7.6 | 7.7 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 7.3 | ～ | 7.7 | 6.5～8.5 |
| Ａ－イ | ＤＯ(mg/L) | 12 | 11 | 9.9 | 10 | 12 | 13 | 11 | 10 | ～ | 13 | 7.5mg/L以上 |
| 日野川 | BOD(mg/L) | 0.5> | 1.0 | 0.9 | 0.5> | 0.5> | 0.5> | 1.0 | <0.5 | ～ | 1.0 | 2mg/L以下 |
| 豊橋 | ＳＳ(mg/L) | 1 | 2 | 5 | 1> | 1 | 1 | 2 | <1 | ～ | 5 | 25mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 4 | 70 | 130 | 1300 | 330 | 49 | 310 | 4 | ～ | 1300 | 1000MPN/100ml以下 |
| | ＰＨ | 7.4 | 7.6 | 7.5 | 7.6 | 7.5 | 7.3 | 7.5 | 7.3 | ～ | 7.6 | 6.5～8.5 |
| Ａ－イ | ＤＯ(mg/L) | 12 | 9.8 | 8.6 | 10 | 12 | 13 | 11 | 9 | ～ | 13 | 7.5mg/L以上 |
| 吉野瀬川 | BOD(mg/L) | 0.5> | 1.1 | 0.8 | 0.5> | 0.5> | 0.5> | 1.0 | <0.5 | ～ | 1.1 | 2mg/L以下 |
| 芝原井橋 | ＳＳ(mg/L) | 2 | 6 | 6 | 2 | 2 | 1.0 | 3 | <1 | ～ | 6 | 25mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 17 | 1300 | 1400 | 1300 | 1300 | 240 | 930 | 17 | ～ | 1400 | 1000MPN/100ml以下 |
| | ＰＨ | 7.0 | 7.2 | 7.1 | 7.1 | 7.0 | 7.2 | 7.1 | 7.0 | ～ | 7.2 | 6.5～8.5 |
| Ｃ－イ | ＤＯ(mg/L) | 12 | 8.4 | 9.3 | 9.0 | 11 | 12 | 10 | 8 | ～ | 12 | 5mg/L以上 |
| 吉野瀬川 | BOD(mg/L) | 0.5 | 1.2 | 1.0 | 0.5> | 0.6 | 0.5> | 1 | <0.5 | ～ | 1.2 | 5mg/L以下 |
| 藪ヶ市橋 | ＳＳ(mg/L) | 4 | 6 | 4 | 1 | 1 | 2 | 3 | <1 | ～ | 6 | 50mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 26 | 790 | 1100 | 330000 | 2200 | 790 | 56000 | 26 | ～ | 330000 | |
| | ＰＨ | 7.2 | 7.3 | 7.2 | 7.4 | 7.2 | 7.2 | 7.3 | 7.2 | ～ | 7.4 | 6.5～8.5 |
| Ａ－イ | ＤＯ(mg/L) | 12 | 9.3 | 8.4 | 9.4 | 12 | 12 | 11 | 8 | ～ | 12 | 7.5mg/L以上 |
| 天王川 | BOD(mg/L) | 0.5> | 2.0 | 1.2 | 0.5> | 0.5> | 0.5> | 1.6 | <0.5 | ～ | 2.0 | 2mg/L以下 |
| 曽原橋 | ＳＳ(mg/L) | 2 | 7 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | <1 | ～ | 7 | 25mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 79 | 3500 | 460 | 2400 | 2400 | 790 | 1600 | 79 | ～ | 3500 | 1000MPN/100ml以下 |
| | ＰＨ | 7.3 | 7.6 | 7.3 | 7.3 | 7.3 | 7.3 | 7.4 | 7.3 | ～ | 7.6 | 6.5～8.5 |
| Ｂ－イ | ＤＯ(mg/L) | 10 | 9.2 | 8.7 | 9.2 | 10 | 11 | 10 | 9 | ～ | 11 | 5mg/L以上 |
| 浅水川 | BOD(mg/L) | 0.5> | 2.4 | 0.9 | 0.5> | 0.6 | 0.5 | 1.1 | <0.5 | ～ | 2.4 | 3mg/L以下 |
| 北町橋 | ＳＳ(mg/L) | 1 | 7 | 4 | 2 | 1 | 1 | 3 | <1 | ～ | 7 | 25mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 49 | 490 | 1700 | 7900 | 1300 | 280 | 2000 | 49 | ～ | 7900 | 5000MPN/100ml以下 |
| | ＰＨ | 7.6 | 7.3 | 7.5 | 7.8 | 7.6 | 7.4 | 7.5 | 7.3 | ～ | 7.8 | 6.5～8.5 |
| Ｂ－イ | ＤＯ(mg/L) | 12 | 9.6 | 8.8 | 9.8 | 12 | 12 | 11 | 9 | ～ | 12 | 5mg/L以上 |
| 穴田川 | BOD(mg/L) | 0.5> | 2.3 | 1.1 | 0.5 | 1 | 0.6 | 1.0 | <0.5 | ～ | 2.3 | 3mg/L以下 |
| 高木町地係 | ＳＳ(mg/L) | 1 | 12 | 4 | 4 | 2 | 4 | 5 | <1 | ～ | 12 | 25mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 350 | 490 | 3500 | 4900 | 4900 | 1100 | 2500 | 350 | ～ | 4900 | 5000MPN/100ml以下 |
| | ＰＨ | 7.2 | 8.3 | 7.3 | 7.4 | 7.3 | 7.3 | 7.5 | 7.2 | ～ | 8.3 | |
| | ＤＯ(mg/L) | 12 | 9.9 | 8.9 | 9.8 | 12 | 12 | 11 | 9 | ～ | 12 | |
| 大塩谷川 | BOD(mg/L) | 0.5> | 2.3 | 0.9 | 0.6 | 0.5> | 0.5> | 1.3 | <0.5 | ～ | 2.3 | |
| 富士見が丘 | ＳＳ(mg/L) | 6 | 4 | 3 | 1 | 4 | 3 | 4 | <1 | ～ | 6 | |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 110 | 1300 | 9200 | 49000 | 790 | 240 | 10000 | 110 | ～ | 49000 | |
| | ＰＨ | 7.9 | 8.2 | 8.3 | 8.0 | 8.0 | 8.3 | 8.1 | 7.9 | ～ | 8.3 | |
| | ＤＯ(mg/L) | 10 | 9.0 | 6.8 | 7.7 | 7.6 | 9.2 | 8 | 7 | ～ | 10 | |
| 御清水川 | BOD(mg/L) | 2.5(0.5>) | 7.7(1.4) | 8.2(0.8) | 7.9(0.7) | 7.9(0.5) | 11(0.7) | 9.1(1.1) | 0.0 | ～ | 21.0 | |
| | ＳＳ(mg/L) | 1 | 6.0 | <1 | 1 | 1> | 1 | 2 | <1 | ～ | 6 | |
| 日野川合流 | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 110 | 700 | 490 | 2400 | 2400 | 330 | 1072 | 110 | ～ | 2400 | |
| 前水門 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L) | 21 | 18 | 27 | 28 | 23 | 23 | 23 | 18 | ～ | 28 | |
| | 電気伝導率(mS/m) | 100 | 80 | 100 | 110 | 100 | 110 | 100 | 80 | ～ | 110 | |
| | ＰＨ | 7.8 | 7.7 | 8.5 | 8.7 | 8.1 | 8.8 | 8.3 | 7.7 | ～ | 8.8 | |
| | ＤＯ(mg/L) | 13 | 10 | 9.2 | 11 | 14 | 15 | 12 | 9 | ～ | 15 | |
| 河濯川 | BOD(mg/L) | 0.5> | 1.2 | 0.9 | 0.5 | 0.5> | 0.5 | 0.8 | <0.5 | ～ | 1.2 | |
| 信越寮横 | ＳＳ(mg/L) | 3 | 2 | 1 | 1 | 1> | 1> | 2 | <1 | ～ | 3 | |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 110 | 790 | 5400 | 2200 | 1100 | 240 | 1600 | 110 | ～ | 5400 | |
| | ＰＨ | 7.7 | 7.5 | 7.9 | 7.8 | 7.6 | 7.8 | 7.7 | 7.5 | ～ | 7.9 | 6.0～8.5 |
| Ｄ－イ | ＤＯ(mg/L) | 10 | 8.9 | 10 | 9.6 | 12 | 12 | 10 | 9 | ～ | 12 | 2mg/L以上 |
| 鞍谷川 | BOD(mg/L) | 2.9 | 2.8 | 1.8 | 3.8 | 5.5 | 2.3 | 3.2 | <0.5 | ～ | 5.5 | 8mg/L以下 |
| 小富士橋 | ＳＳ(mg/L) | 5 | 3 | 3 | 5 | 10 | 10 | 6 | <1 | ～ | 10 | 100mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 180 | 1700 | 5400 | 4900 | 4900 | 3300 | 3400 | 180 | ～ | 5400 | |
| | ＰＨ | 7.7 | 7.6 | 8.1 | 7.6 | 7.6 | 7.5 | 7.7 | 7.5 | ～ | 8.1 | 6.0～8.5 |
| Ｃ－イ | ＤＯ(mg/L) | 11 | 9.0 | 10 | 9.8 | 12 | 12 | 11 | 9 | ～ | 12 | 5mg/L以上 |
| 鞍谷川 | BOD(mg/L) | 2.1 | 1.7 | 2.4 | 0.5 | 1.3 | 1.5 | 1.6 | <0.5 | ～ | 2.4 | 5mg/L以下 |
| 新堂橋 | ＳＳ(mg/L) | 4 | 6 | 8 | 1 | 1 | 2 | 4 | <1 | ～ | 8 | 50mg/L以下 |
| | 大腸菌群数(MPN/100ml) | 22 | 790 | 5400 | 4900 | 790 | 330 | 2000 | 22 | ～ | 5400 | |

（注）御清水川BOD()内ATU-BOD

## 表 3-12　生活環境項目（河川）調査結果（経年）

| 河川名 | 測 定 項 目 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日野川<br>Ａ－イ | ＰＨ　－ | 7.3 | 7.4 | 7.2 | 7.3 | 7.5 | 7.5 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 10 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | BOD（mg/L） | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.6 | 0.8 | 1.0 |
| | ＳＳ（mg/L） | 3 | 2 | 3 | 2 | 4 | 2 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $5.4\times10^{2}$ | $2.6\times10^{2}$ | $3.3\times10^{3}$ | $1.0\times10^{3}$ | $2.9\times10^{2}$ | $3.1\times10^{2}$ |
| 吉野瀬川<br>（広瀬町）<br>Ａ－イ | ＰＨ　－ | 7.3 | 7.4 | 7.2 | 7.2 | 7.4 | 7.5 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 10 | 10 | 11 | 10 | 11 |
| | BOD（mg/L） | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 1.0 |
| | ＳＳ（mg/L） | 3 | 3 | 5 | 3 | 3 | 3 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $9.9\times10^{2}$ | $7.0\times10^{2}$ | $1.2\times10^{3}$ | $1.0\times10^{3}$ | $5.3\times10^{2}$ | $9.3\times10^{2}$ |
| 吉野瀬川<br>（家久町）<br>Ｃ－イ | ＰＨ　－ | 7.0 | 7.1 | 7.0 | 7.0 | 6.9 | 7.1 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 11 | 11 | 10 | 11 | 10 |
| | BOD（mg/L） | 0.6 | 0.9 | 0.6 | 0.8 | 0.8 | 0.8 |
| | ＳＳ（mg/L） | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $2.3\times10^{3}$ | $2.5\times10^{3}$ | $6.6\times10^{3}$ | $1.1\times10^{4}$ | $9.7\times10^{3}$ | $5.6\times10^{4}$ |
| 天王川<br>（曽原町）<br>Ａ－イ | ＰＨ　－ | 7.2 | 7.2 | 7.1 | 7.1 | 7.1 | 7.3 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 10 | 10 | 11 | 10 | 11 |
| | BOD（mg/L） | 0.7 | 0.7 | 0.9 | 1.0 | 0.9 | 1.6 |
| | ＳＳ（mg/L） | 2 | 3 | 5 | 3 | 2 | 3 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $2.4\times10^{3}$ | $7.0\times10^{2}$ | $3.8\times10^{3}$ | $3.0\times10^{3}$ | $1.1\times10^{3}$ | $1.6\times10^{3}$ |
| 浅水川<br>（北町）<br>Ｂ－イ | ＰＨ　－ | 7.2 | 7.1 | 7.1 | 7.1 | 7.2 | 7.4 |
| | ＤＯ（mg/L） | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | BOD（mg/L） | 1.0 | 0.9 | 0.8 | 1.4 | 1.1 | 1.1 |
| | ＳＳ（mg/L） | 4 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $4.3\times10^{3}$ | $4.7\times10^{3}$ | $4.1\times10^{3}$ | $5.5\times10^{3}$ | $1.8\times10^{4}$ | $2.0\times10^{3}$ |
| 穴田川<br>（高木町）<br>Ｂ－イ | ＰＨ　－ | 7.8 | 7.6 | 7.5 | 7.4 | 7.9 | 7.5 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 11 |
| | BOD（mg/L） | 1.0 | 1.3 | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 1.0 |
| | ＳＳ（mg/L） | 6 | 7 | 4 | 6 | 5 | 5 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $1.6\times10^{3}$ | $1.2\times10^{4}$ | $1.8\times10^{4}$ | $6.1\times10^{3}$ | $2.5\times10^{3}$ | $2.5\times10^{3}$ |
| 大塩谷川 | ＰＨ　－ | 7.2 | 7.2 | 7.1 | 7.1 | 7.2 | 7.5 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 11 | 11 | 11 | 10 | 11 |
| | BOD（mg/L） | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.8 | 0.9 | 1.3 |
| | ＳＳ（mg/L） | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $5.0\times10^{3}$ | $1.6\times10^{3}$ | $7.3\times10^{3}$ | $1.6\times10^{3}$ | $9.7\times10^{2}$ | $1.0\times10^{4}$ |
| 御清水川 | ＰＨ　－ | 8.2 | 8.3 | 8.2 | 8.1 | 8.1 | 8.1 |
| | ＤＯ（mg/L） | 8.8 | 9.7 | 9 | 10 | 9 | 8 |
| | BOD（mg/L） | 6.3(2.0) | 5.4 | 3.8 | 9.1(1.1) | 9.1(1.1) | 9.1(1.1) |
| | ＳＳ（mg/L） | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $1.0\times10^{3}$ | $2.1\times10$ | $4.0\times10^{3}$ | $7.6\times10^{2}$ | $4.6\times10^{2}$ | $1.0\times10^{2}$ |
| 河濯川 | ＰＨ　－ | 9.0 | 8.5 | 8.3 | 8.3 | 8.4 | 8.3 |
| | ＤＯ（mg/L） | 12 | 11.5 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | BOD（mg/L） | 0.8 | 0.7 | 0.9 | 0.6 | 0.9 | 0.8 |
| | ＳＳ（mg/L） | 2 | 1 | 2 | 3 | 3 | 2 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $1.4\times10^{3}$ | $2.0\times10^{3}$ | $3.3\times10^{3}$ | $8.5\times10^{2}$ | $1.0\times10^{3}$ | $1.6\times10^{3}$ |
| 鞍谷川<br>（野岡町）<br>Ｄ－ロ | ＰＨ　－ | 8.0 | 7.7 | 7.7 | 7.6 | 7.6 | 7.7 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 10.2 | 11 | 10 | 10 | 10 |
| | BOD（mg/L） | 4.5 | 3.2 | 4.8 | 4.5 | 2.9 | 3.2 |
| | ＳＳ（mg/L） | 4 | 5 | 5 | 12 | 5 | 6 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $6.7\times10^{3}$ | $2.5\times10^{3}$ | $1.1\times10^{4}$ | $4.3\times10^{4}$ | $1.9\times10^{3}$ | $3.4\times10^{3}$ |
| 鞍谷川<br>（新堂町）<br>Ｃ－イ | ＰＨ　－ | 8.2 | 7.8 | 7.8 | 7.8 | 7.5 | 7.7 |
| | ＤＯ（mg/L） | 11 | 10.1 | 11 | 11 | 10 | 11 |
| | BOD（mg/L） | 1.4 | 1.2 | 1.9 | 1.9 | 1.6 | 1.6 |
| | ＳＳ（mg/L） | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 |
| | 大腸菌群数（MPN/100ml） | $1.2\times10^{3}$ | $2.9\times10^{3}$ | $1.7\times10^{4}$ | $1.8\times10^{3}$ | $8.2\times10^{2}$ | $2.0\times10^{3}$ |

## ③生活環境項目（河川流域）

表3-13　日野川水系水質調査結果

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 10月23日<br>晴 | 環境基準 |
|---|---|---|---|---|
| | 時間 | 8時18分 | 10時23分 | |
| 1 | 水温 | 18.7 | 18.5 | |
| ひ | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| の | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| で | 透視度 | 30< | 30< | |
| 橋 | ｐＨ | 7.5 | 7.6 | 6.5～8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9.7 | 9.8 | 7.5以上 |
| Ａ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 1.0 | 0.5> | 2以下 |
| | ＳＳ(mg/L) | 2 | 1 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 110 | 1700 | 1000以下 |
| | 時間 | 8時46分 | 13時15分 | |
| 2 | 水温 | 21.4 | 20.2 | |
| 日 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| 野 | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| 大 | 透視度 | 30< | 30< | |
| 橋 | ｐＨ | 7.7 | 7.6 | 6.5～8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 10.0 | 9.4 | 7.5以上 |
| Ａ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 1.0 | 0.5> | 2以下 |
| | ＳＳ(mg/L) | 2 | 1 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 130 | 2400 | 1000以下 |
| | 時間 | 8時56分 | 12時50分 | |
| 3 | 水温 | 20.0 | 20.0 | |
| 帆 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| 山 | 透視度 | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.4 | 7.8 | 6.5～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 10 | 9.7 | 7.5以上 |
| Ａ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 0.9 | 0.6 | 2以下 |
| | ＳＳ(mg/L) | 2 | 1 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 68 | 4900 | 1000以下 |
| | 時間 | 9時12分 | 10時23分 | |
| 4 | 水温 | 20.0 | 17.7 | |
| 豊 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| | 透視度 | 30< | 30< | |
| 橋 | ｐＨ | 7.5 | 7.7 | 6.5～8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 11 | 10 | 7.5以上 |
| Ａ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 1 | 0.5> | 2以下 |
| (隔月) | ＳＳ(mg/L) | 2 | 1> | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 70 | 1300 | 1000以下 |
| | 時間 | 9時27分 | 9時31分 | |
| 5 | 水温 | 20.5 | 17.6 | |
| Ｊ | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| Ｒ | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| 鉄 | 透視度 | 30< | 30< | |
| 橋 | ｐＨ | 7.5 | 7.5 | 6.5～8.5 |
| 下 | ＤＯ(mg/L) | 9.6 | 9.7 | 7.5以上 |
| 流 | ＢＯＤ(mg/L) | 1.9 | 0.8 | 2以下 |
| Ａ－イ | ＳＳ(mg/L) | 1 | 1 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 1600 | 3300 | 1000以下 |
| | 時間 | 9時43分 | 9時59分 | |
| 6 | 水温 | 20.5 | 17.4 | |
| 白 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| 鬼 | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| 女 | 透視度 | 30< | 30< | |
| 橋 | ｐＨ | 7.5 | 7.7 | 6.5～8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 10 | 10 | 5以上 |
| Ｂ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 1.5 | 0.5 | 3以下 |
| | ＳＳ(mg/L) | 1 | 1 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 790 | 11000 | 5000以下 |

表3-14　吉野瀬川水質調査結果

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 10月23日<br>晴 | 環境基準 |
|---|---|---|---|---|
| | 時間 | 11時20分 | 8時45分 | |
| 1 | 水温 | 19.0 | 16.2 | |
| 勝 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| 蓮 | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 | |
| 花 | 透視度 | 21 | 30< | |
| 橋 | ｐＨ | 7.6 | 7.6 | 6.5～8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9.6 | 9.9 | 7.5以上 |
| Ａ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 1.5 | 0.5> | 2以下 |
| | ＳＳ(mg/L) | 25 | 3 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 1100 | 2400 | 1000以下 |
| | 時間 | 11時32分 | 9時37分 | |
| 2 | 水温 | 19.5 | 17.1 | |
| 芝 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| 原 | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 | |
| 井 | 透視度 | 30< | 30< | |
| 橋 | ｐＨ | 7.6 | 7.6 | 6.5～8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9.8 | 10 | 7.5以上 |
| Ａ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 1.1 | 0.5> | 2以下 |
| (隔月) | ＳＳ(mg/L) | 6 | 2 | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 1300 | 1300 | 1000以下 |
| | 時間 | 11時48分 | 9時20分 | |
| 3 | 水温 | 20.3 | 17.2 | |
| 岡 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 | |
| 本 | 透視度 | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.5 | 7.6 | 6.5～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 9.2 | 9.9 | 5以上 |
| | ＢＯＤ(mg/L) | 1.4 | 0.7 | 5以下 |
| Ｃ－イ | ＳＳ(mg/L) | 20 | 3 | 50以下 |
| 4 | 時間 | 10時43分 | 11時28分 | |
| 新 | 水温 | 20.0 | 19.2 | |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| 保 | 色相 | 淡黄色透明 | 無色透明 | |
| | 透視度 | 30< | 30< | 6.5～8.5 |
| 橋 | ｐＨ | 7.4 | 8.1 | 5以上 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9 | 10 | 5以下 |
| Ｃ－イ | ＢＯＤ(mg/L) | 1.7 | 0.6 | 50以下 |
| | ＳＳ(mg/L) | 14 | 2 | |
| 5 | 時間 | 0.4 | 0.4 | |
| 薮 | 水温 | 16時48分 | 2時24分 | |
| ケ | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| 市 | 色相 | 淡黄色透明 | 無色透明 | |
| 橋 | 透視度 | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.2 | 7.1 | 6.5～8.5 |
| Ｃ－イ | ＤＯ(mg/L) | 8.4 | 9.0 | 5以上 |
| (隔月) | ＢＯＤ(mg/L) | 1.2 | 0.5> | 5以下 |
| | ＳＳ(mg/L) | 6 | 1 | 50以下 |

**表3-15　浅水川水系水質調査結果**

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 8月14日<br>晴 | 環境基準 |
|---|---|---|---|---|
| | 時間 | 13時17分 | 13時56分 | |
| 1 | 水温 | 22.5 | 29.6 | |
| 真 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| 柄 | 透視度 | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.3 | 7.6 | 6.5～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 9.8 | 8.8 | 5以上 |
| | BOD(mg/L) | 0.7 | 0.7 | 3以下 |
| Ｂ－イ | ＳＳ(mg/L) | 1.0 | 1> | 25以下 |
| | 大腸菌群数 | 27 | 700 | 5000以下 |
| | 時間 | 13時05分 | 14時08分 | |
| 2 | 水温 | 22.5 | 26.8 | |
| 味 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| 真 | 色相 | 淡黄色透明 | 淡黄色微濁 | |
| 野 | 透視度 | 30< | 30< | |
| 排 | ｐＨ | 7.5 | 7.4 | |
| 水 | ＤＯ(mg/L) | 9.0 | 8.3 | |
| 路 | BOD(mg/L) | 2.4 | 0.9 | |
| | ＳＳ(mg/L) | 9 | 4 | |
| | 時間 | 12時58分 | 14時14分 | |
| 3 | 水温 | 22.5 | 28.5 | |
| 北 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 無色透明 | |
| 町 | 透視度 | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.6 | 7.3 | 6.5～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 9.2 | 8.7 | 5以上 |
| | BOD(mg/L) | 2.4 | 0.9 | 3以下 |
| Ｂ－イ | ＳＳ(mg/L) | 7 | 4 | 25以下 |
| (隔月) | 大腸菌群数 | 490 | 1700 | 5000以下 |
| | 時間 | 13時22分 | 13時48分 | |
| 4 | 水温 | 20.2 | 24.2 | |
| 治 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 無色透明 | 無色透明 | |
| 佐 | 透視度 | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.5 | 7.4 | |
| 川 | ＤＯ(mg/L) | 9 | 9.2 | |
| | BOD(mg/L) | 1.6 | 1.0 | |
| | ＳＳ(mg/L) | 3 | 1 | |

**表3-16　御清水川水系水質調査結果**

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 8月14日<br>晴れ |
|---|---|---|
| | 時間 | 10時23分 |
| 1 | 水温 | 27.5 |
| Ｓ | 臭気 | 無臭 |
| 工 | 色相 | 無色透明 |
| 場 | 透視度 | 30< |
| 排 | ｐＨ | 8.1 |
| 水 | ＤＯ(mg/L) | 9.4 |
| 前 | BOD(mg/L) | 1.1 |
| | ＳＳ(mg/L) | 4 |
| | 時間 | 10時27分 |
| 2 | 水温 | 25.3 |
| Ｎ | 臭気 | 無臭 |
| 工 | 色相 | 無色透明 |
| 場 | 透視度 | 30< |
| 排 | ｐＨ | 7.5 |
| 水 | ＤＯ(mg/L) | 7.3 |
| 前 | BOD(mg/L) | 7.5 |
| | ＳＳ(mg/L) | 1> |
| | 時間 | 10時35分 |
| 3 | 水温 | 26.0 |
| 旧 | 臭気 | 無臭 |
| | 色相 | 無色透明 |
| 児 | 透視度 | 30< |
| 童 | ｐＨ | 7.9 |
| 館 | ＤＯ(mg/L) | 6.5 |
| 西 | BOD(mg/L) | 9.5 |
| | ＳＳ(mg/L) | 1> |
| | 時間 | 10時48分 |
| 4 | 水温 | 27.5 |
| 日 | 臭気 | 無臭 |
| 野 | 色相 | 無色透明 |
| 川 | 透視度 | 30< |
| 合 | ｐＨ | 8.3 |
| 流 | ＤＯ(mg/L) | 6.8 |
| 前 | BOD(mg/L) | 8.2 |
| (隔月) | ＳＳ(mg/L) | 1> |
| | 時間 | 10時39分 |
| 4 | 水温 | 29.0 |
| 鍋 | 臭気 | 無臭 |
| | 色相 | 無色透明 |
| 屋 | 透視度 | 30< |
| | ｐＨ | 8.2 |
| 用 | ＤＯ(mg/L) | 9.2 |
| | BOD(mg/L) | 1.0 |
| 水 | ＳＳ(mg/L) | 3 |

※（）硝化影響除外BOD

**表3-17　河濯川水系水質調査結果**

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 10月23日<br>晴 |
|---|---|---|
| 1<br>工<br>業<br>高<br>校<br>北 | 時間 | 13時40分 |
| | 水温 | 21.5 |
| | 臭気 | 無臭 |
| | 色相 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30> |
| | ｐＨ | 8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 10 |
| | BOD(mg/L) | 1.0 |
| | ＳＳ(mg/L) | 21 |
| 2<br>芳<br>春<br>寺<br>東 | 時間 | 13時58分 |
| | 水温 | 21.5 |
| | 臭気 | 無臭 |
| | 色相 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30> |
| | ｐＨ | 8.8 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9.7 |
| | BOD(mg/L) | 0.9 |
| | ＳＳ(mg/L) | 6 |
| 3<br>信<br>越<br>グウ<br>ラン<br>ド<br>西<br>(隔月) | 時間 | 10時41分 |
| | 水温 | 19.2 |
| | 臭気 | 無臭 |
| | 色相 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30< |
| | ｐＨ | 8.7 |
| | ＤＯ(mg/L) | 11 |
| | BOD(mg/L) | 0.5 |
| | ＳＳ(mg/L) | 1> |

**表3-18　小松川水系水質調査結果**

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 10月23日<br>晴 |
|---|---|---|---|
| 平<br>和<br>橋 | 時間 | 10:34 | 11時09分 |
| | 水温 | 20.0 | 18.5 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30< | 30< |
| | ｐＨ | 7.7 | 8.3 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9.2 | 10 |
| | BOD(mg/L) | 1.7 | 0.5> |
| | ＳＳ(mg/L) | 4 | 1> |

**表3-19　岡本川・不老川水質調査結果**

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 8月14日<br>晴 | 10月23日<br>晴 |
|---|---|---|---|---|
| 1（岡本川）<br>成願寺橋 | 時間 | 15時05分 | 12時35分 | 10時31分 |
| | 水温 | 20.0 | 29.0 | 19.4 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 | 淡紫色微濁 |
| | 透視度 | 14 | 30< | 21 |
| | ｐＨ | 8.1 | 8.3 | 8.5 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9.4 | 8.4 | 9.3 |
| | BOD(mg/L) | 5.7 | 2 | 40 |
| | ＳＳ(mg/L) | 58 | 5 | 49 |
| 2（岡本川）<br>一号橋 | 時間 | 15時12分 | 12時52分 | 10時56分 |
| | 水温 | 20.0 | 30.0 | 20.1 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 | 淡紫色微濁 |
| | 透視度 | 25 | 30< | 20 |
| | ｐＨ | 7.8 | 9.3 | 8.1 |
| | ＤＯ(mg/L) | 9.3 | 11 | 9.5 |
| | BOD(mg/L) | 5.3 | 2 | 31.0 |
| | ＳＳ(mg/L) | 20 | 3 | 46 |
| （不老川）<br>鞍谷川合流前 | 時間 | 15時16分 | 13時05分 | 11時14分 |
| | 水温 | 21.0 | 31.5 | 21.1 |
| | 臭気 | 無臭 | 下水臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 | 無色透明 |
| | 透視度 | 23 | 30< | 30< |
| | ｐＨ | 7.0 | 7.3 | 7.3 |
| | ＤＯ(mg/L) | 8.5 | 4.1 | 0.3 |
| | BOD(mg/L) | 12.0 | 2.8 | 6.1 |
| | ＳＳ(mg/L) | 97 | 2 | 8 |

表3-20 鞍谷川水系水質調査結果

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 8月14日<br>晴 | 10月23日<br>晴 | 環境基準 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 時間 | 13時34分 | 13時40分 | 13時30分 | |
| 1 | 水温 | 21.6 | 30.2 | 20.0 | |
| 向 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 無色透明 | 無色透明 | |
| 田 | 透視度 | 30< | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.5 | 7.5 | 7.6 | |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 9.1 | 8.8 | 9.4 | |
| | BOD(mg/L) | 1 | 1.1 | 0.5> | |
| | ＳＳ(mg/L) | 5 | 1 | 1> | |
| | 時間 | 13時43分 | 13時14分 | 11時33分 | |
| 2 | 水温 | 22.5 | 32.0 | 21.2 | |
| 桜 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 無色透明 | 淡黄色微濁 | |
| 大 | 透視度 | 30< | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.7 | 7.8 | 7.5 | 6.0～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 9 | 8 | 8.0 | 2以上 |
| | BOD(mg/L) | 1.8 | 1.2 | 1.4 | 8以下 |
| Ｄ－ロ | ＳＳ(mg/L) | 11 | 5 | 28 | 100以下 |
| | 時間 | 13時52分 | 12時32分 | 10時10分 | |
| 3 | 水温 | 22.5 | 31.5 | 18.5 | |
| 今 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | |
| 立 | 色相 | 無色透明 | 淡黄色透明 | 無色透明 | |
| | 透視度 | 30< | 30< | 30< | |
| 大 | ｐＨ | 7.8 | 8.3 | 7.8 | 6.0～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 10 | 11.0 | 9.7 | 2以上 |
| | BOD(mg/L) | 2.4 | 9.6 | 1.6 | 8以下 |
| Ｄ－ロ | ＳＳ(mg/L) | 4 | 25 | 11 | 100以下 |
| | 時間 | 13時58分 | 12時23分 | 9時25分 | |
| 4 | 水温 | 22.7 | 31.5 | 17.4 | |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | |
| 小 | 色相 | 淡黄色透明 | 淡黄色透明 | 無色透明 | |
| 富 | 透視度 | 30< | 30< | 30< | |
| 士 | ｐＨ | 7.5 | 7.9 | 7.8 | 6.0～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 8.9 | 10.0 | 9.6 | 2以上 |
| Ｄ－ロ | BOD(mg/L) | 2.8 | 1.8 | 3.8 | 8以下 |
| (隔月) | ＳＳ(mg/L) | 3 | 3 | 5 | 100以下 |
| | 時間 | 14時07分 | 12時08分 | 8時28分 | |
| 5 | 水温 | 22.3 | 33.0 | 16.9 | |
| 新 | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 | |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 淡黄色透明 | 無色透明 | |
| 堂 | 透視度 | 30< | 30< | 30< | |
| | ｐＨ | 7.6 | 8.1 | 7.6 | 6.5～8.5 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 9 | 10.0 | 10 | 5以上 |
| Ｃ－イ | BOD(mg/L) | 1.7 | 2.4 | 0.5 | 5以下 |
| (隔月) | ＳＳ(mg/L) | 6 | 8 | 1 | 50以下 |

表3-21 春日野川水系水質調査結果

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 10月23日<br>晴 |
|---|---|---|---|
| | 時間 | 8時00分 | 10時00分 |
| 1 | 水温 | 17.6 | 17.8 |
| 国 | 臭気 | 無臭 | 無臭 |
| 道 | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 |
| 8 | 透視度 | 30< | 30< |
| 号 | ｐＨ | 7.4 | 7.8 |
| 上 | ＤＯ(mg/L) | 10 | 9.7 |
| 流 | BOD(mg/L) | 1.0 | 0.5> |
| | ＳＳ(mg/L) | 16 | 3 |
| | 時間 | 8時36分 | 11時10分 |
| 2 | 水温 | 20.0 | 20.2 |
| 太 | 臭気 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 |
| 田 | 透視度 | 30< | 30< |
| | ｐＨ | 7.5 | 7.7 |
| 橋 | ＤＯ(mg/L) | 9.6 | 9.5 |
| | BOD(mg/L) | 1.7 | 1.0 |
| | ＳＳ(mg/L) | 9 | 2 |

表3-22　沖田川水系水質調査結果

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 4月4日<br>晴 | 6月12日<br>曇 | 8月14日<br>晴 |
|---|---|---|---|---|
| 1<br>広泉苑南 | 時間 | 11時13分 | 11時42分 | 9時07分 |
| | 水温 | 12.0 | 19.0 | 27.6 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 淡黄色微濁 | 淡黄色透明 |
| | 透視度 | 30< | 30< | 30< |
| | pH | 7.7 | 7.5 | 7.7 |
| | DO(mg/L) | 12 | 10 | 9.0 |
| | BOD(mg/L) | 0.5 | 1.8 | 1.3 |
| | SS(mg/L) | 5 | 18 | 7 |
| 2<br>吉合野流瀬前川 | 時間 | 11時25分 | 11時58分 | 9時37分 |
| | 水温 | 11.5 | 21.0 | 27.5 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 淡黄色透明 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30< | 30< | 30< |
| | pH | 7.6 | 7.6 | 7.7 |
| | DO(mg/L) | 12 | 9.6 | 9.1 |
| | BOD(mg/L) | 0.6 | 1.8 | 1.3 |
| | SS(mg/L) | 4 | 6 | 1> |

表3-23　服部川・水間川・月尾川水質調査結果

| 調査地点<br>類型指定 | 調査日<br>天気 | 6月12日<br>曇 | 10月23日<br>晴 |
|---|---|---|---|
| （服部川）<br>向田橋 | 時間 | 14時16分 | 8時45分 |
| | 水温 | 21.5 | 16.5 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30< | 30< |
| | pH | 7.8 | 7.8 |
| | DO(mg/L) | 9.3 | 10 |
| | BOD(mg/L) | 2.3 | 0.5 |
| | SS(mg/L) | 17 | 1> |
| （水間川）<br>朽飯第二橋 | 時間 | 14時25分 | 9時05分 |
| | 水温 | 21.7 | 17.0 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色微濁 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30< | 30< |
| | pH | 7.4 | 7.7 |
| | DO(mg/L) | 8.7 | 9.7 |
| | BOD(mg/L) | 4.4 | 0.5> |
| | SS(mg/L) | 12 | 1> |
| （月尾川）<br>定野橋 | 時間 | 14時37分 | 9時43分 |
| | 水温 | 23.0 | 17.6 |
| | 臭気 | 無臭 | 無臭 |
| | 色相 | 淡黄色透明 | 無色透明 |
| | 透視度 | 30< | 30< |
| | pH | 7.5 | 8 |
| | DO(mg/L) | 8.1 | 10 |
| | BOD(mg/L) | 2.7 | 0.5 |
| | SS(mg/L) | 3 | 1 |

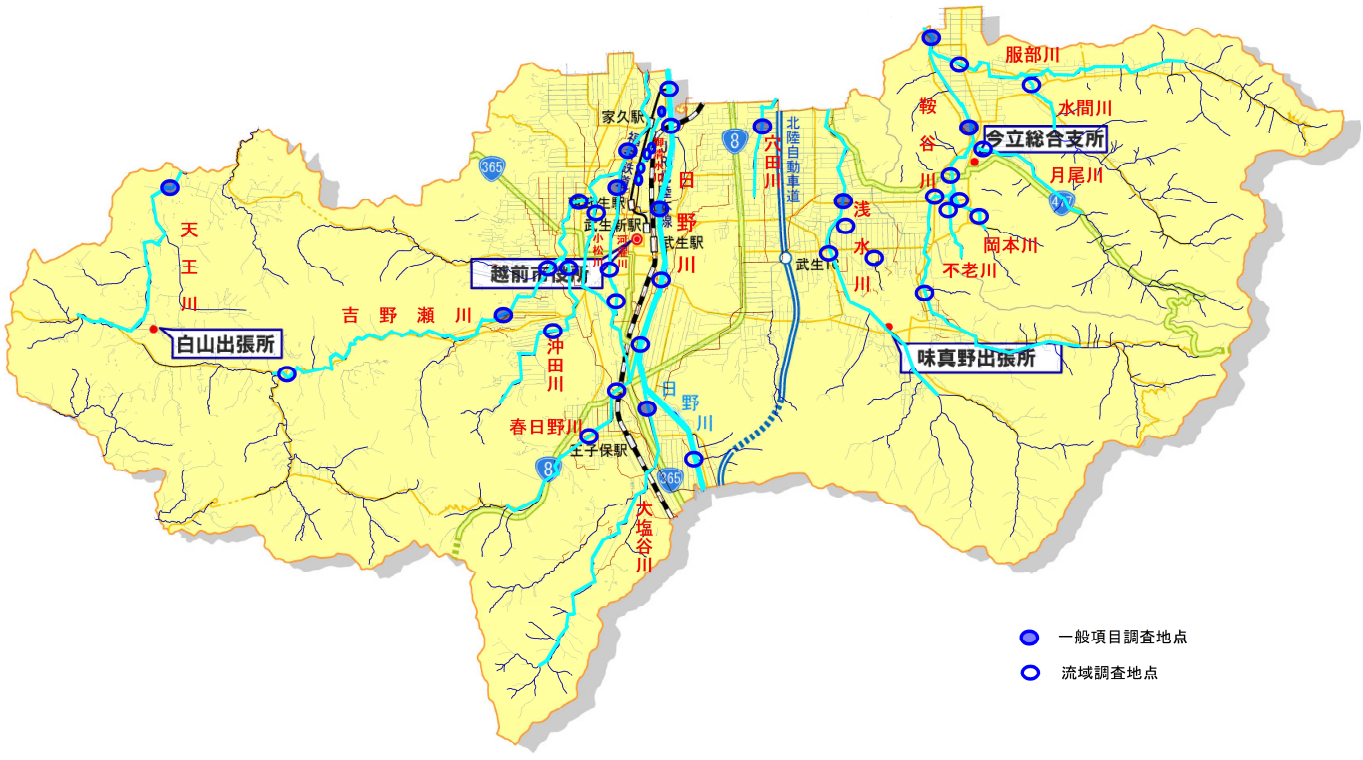


図 3-1　令和元年度　河川水質調査地点

**表 3-24　公共下水道整備状況及び水洗化状況**

令和 2 年 3 月 31 日

| | | | 年 / 単位 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 接続可能状況 | 戸数 | (A) | 戸 | 23,372 | 23,895 | 23,950 | 24,184 |
| | 住登人口 | | 人 | 60,893 | 62,760 | 63,197 | 63,520 |
| 水洗化状況 | 戸数 | (B) | 戸 | 19,835 | 20,502 | 20,725 | 21,206 |
| | 住登人口 | | 人 | 50,921 | 53,093 | 53,911 | 54,650 |
| | 水洗化率 | (B/A) | % | 84.9 | 85.8 | 86.5 | 87.3 |

資料：下水道課

**表 3-25　農業・林業集落排水整備状況及び水洗化状況**

令和 2 年 3 月 31 日

| | | | 年 / 単位 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 接続可能状況 | 戸数 | (A) | 戸 | 1,109 | 1,113 | 1,198 | 1,206 |
| | 住登人口 | | 人 | 3,404 | 3,372 | 3,505 | 3,496 |
| 水洗化状況 | 戸数 | (B) | 戸 | 984 | 990 | 1,078 | 1,089 |
| | 住登人口 | | 人 | 3,016 | 2,987 | 3,162 | 3,162 |
| | 水洗化率 | (B/A) | % | 88.7 | 88.9 | 90.0 | 90.3 |

資料：下水道課

# ４　地下水・土壌の環境

## 地下水の水質汚濁に係る環境基準

**表 4-1　地下水の水質汚濁に係る環境基準**

| 項　　目 | 基　準　値 |
|---|---|
| カドミウム | 0.003　mg／ℓ以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01　mg／ℓ以下 |
| 六価クロム | 0.05　mg／ℓ以下 |
| 砒素 | 0.01　mg／ℓ以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg／ℓ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| ＰＣＢ | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02　mg／ℓ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002　mg／ℓ以下 |
| クロロエチレン<br>（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 0.002　mg／ℓ以下 |
| 1,2－ジクロロエタン | 0.004　mg／ℓ以下 |
| 1,1－ジクロロエチレン | 0.1　mg／ℓ以下 |
| 1,2－ジクロロエチレン | 0.04　mg／ℓ以下 |
| 1,1,1－トリクロロエタン | 1　mg／ℓ以下 |
| 1,1,2－トリクロロエタン | 0.006　mg／ℓ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01　mg／ℓ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01　mg／ℓ以下 |
| 1, 3－ジクロロプロペン | 0.002　mg／ℓ以下 |
| チウラム | 0.006　mg／ℓ以下 |
| シマジン | 0.003　mg／ℓ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02　mg／ℓ以下 |
| ベンゼン | 0.01　mg／ℓ以下 |
| セレン | 0.01　mg／ℓ以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10　mg／ℓ以下 |
| ふっ素 | 0.8　mg／ℓ以下 |
| ほう素 | 1　mg／ℓ以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05　mg／ℓ以下 |

備考 1:基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2:「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3 又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと、規格K0102 の43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。

4:1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

**表 4-2　要監視項目及び指針値**

| 項　　目 | 指　　針　　値 |
|---|---|
| クロロホルム | 0.06　mg／ℓ以下 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06　mg／ℓ以下 |
| ｐ－ジクロロベンゼン | 0.2　mg／ℓ以下 |
| イソキサチオン | 0.008　mg／ℓ以下 |
| ダイアジノン | 0.005　mg／ℓ以下 |
| フェニトロチオン(ＭＥＰ) | 0.003　mg／ℓ以下 |
| イソプロチオラン | 0.04　mg／ℓ以下 |
| オキシン銅(有機銅) | 0.04　mg／ℓ以下 |
| クロロタロニル(ＴＰＮ) | 0.05　mg／ℓ以下 |
| プロピザミド | 0.008　mg／ℓ以下 |
| ＥＰＮ | 0.006　mg／ℓ以下 |
| ジクロルボス(ＤＤＶＰ) | 0.008　mg／ℓ以下 |
| フェノブカルブ(ＢＰＭＣ) | 0.03　mg／ℓ以下 |
| イプロベンホス(ＩＢＰ) | 0.008　mg／ℓ以下 |
| クロルニトロフェン(ＣＮＰ) | 注１ |
| トルエン | 0.6　mg／ℓ以下 |
| キシレン | 0.4　mg／ℓ以下 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06　mg／ℓ以下 |
| ニッケル | 注２ |
| モリブデン | 0.07　mg／ℓ以下 |
| アンチモン | 0.02　mg／ℓ以下 |
| エピクロロヒドリン | 0.0004　mg／ℓ以下 |
| 全マンガン | 0.2　mg／ℓ以下 |
| ウラン | 0.002　mg／ℓ以下 |

(注1)　胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2)　毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

## 地下水調査結果

### ① 概況調査

**表 4-3　県地下水調査結果**

| 項目名 | | 測定値（mg/ℓ）<br>池ノ上町<br>5月14日 | 測定値（mg/ℓ）<br>宮谷町<br>5月14日 | 環境基準値 |
|---|---|---|---|---|
| 環境基準項目 | カドミウム | <0.001 | <0.001 | 0.003mg/ℓ以下 |
| | 全シアン | <0.1 | <0.1 | 検出されないこと |
| | 鉛 | <0.005 | <0.005 | 0.01mg/ℓ以下 |
| | 六価クロム | <0.04 | <0.04 | 0.05mg/ℓ以下 |
| | 砒素 | <0.005 | <0.005 | 0.01mg/ℓ以下 |
| | 総水銀 | <0.0005 | <0.0005 | 0.0005mg/ℓ以下 |
| | アルキル水銀 | | | 検出されないこと |
| | PCB | <0.0005 | <0.0005 | 検出されないこと |
| | ジクロロメタン | <0.002 | <0.002 | 0.02mg/ℓ以下 |
| | 四塩化炭素 | <0.0002 | <0.0002 | 0.002mg/ℓ以下 |
| | 塩化ビニルモノマー | <0.0002 | <0.0002 | 0.002mg/ℓ以下 |
| | 1,2-ジクロロエタン | <0.0004 | <0.0004 | 0.004mg/ℓ以下 |
| | 1,1-ジクロロエチレン | <0.002 | <0.002 | 0.1mg/ℓ以下 |
| | 1,2-ジクロロエチレン | <0.004 | <0.004 | 0.04mg/ℓ以下 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | <0.0005 | <0.0005 | 1mg/ℓ以下 |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | <0.0006 | <0.0006 | 0.006mg/ℓ以下 |
| | トリクロロエチレン | <0.001 | <0.001 | 0.001mg/ℓ以下 |
| | テトラクロロエチレン | <0.0005 | <0.0005 | 0.01mg/ℓ以下 |
| | 1,3-ジクロロプロペン | <0.0002 | <0.0002 | 0.002mg/ℓ以下 |
| | チウラム | <0.0006 | <0.0006 | 0.006mg/ℓ以下 |
| | シマジン | <0.0003 | <0.0003 | 0.003mg/ℓ以下 |
| | チオベンカルブ | <0.002 | <0.002 | 0.02mg/ℓ以下 |
| | ベンゼン | <0.001 | <0.001 | 0.01mg/ℓ以下 |
| | セレン | <0.002 | <0.002 | 0.01mg/ℓ以下 |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 0.32 | 0.51 | 10mg/ℓ以下 |
| | ふっ素 | <0.1 | <0.1 | 0.8mg/ℓ以下 |
| | ほう素 | <0.02 | <0.02 | 1mg/ℓ以下 |
| | 1,4-ジオキサン | <0.005 | <0.005 | 0.05mg/ℓ以下 |
| 要監視項目 | クロロホルム | | | (0.06 mg/ℓ以下) |
| | 1,2-ジクロロプロパン | | | (0.06 mg/ℓ以下) |
| | p-ジクロロベンゼン | | | (0.2 mg/ℓ以下) |
| | イソキサチオン | | | (0.008 mg/ℓ以下) |
| | ダイアジノン | | | (0.005 mg/ℓ以下) |
| | フェニトロチオン（MEP） | | | (0.003 mg/ℓ以下) |
| | イソプロチオラン | | | (0.04 mg/ℓ以下) |
| | オキシン銅（有機銅） | | | (0.04 mg/ℓ以下) |
| | クロロタロニル（TPN） | | | (0.05 mg/ℓ以下) |
| | プロピザミド | | | (0.008 mg/ℓ以下) |
| | EPN | | | (0.006 mg/ℓ以下) |
| | ジクロルボス | | | (0.008 mg/ℓ以下) |
| | フェノブカルブ | | | (0.03 mg/ℓ以下) |
| | イプロベンホス | | | (0.008 mg/ℓ以下) |
| | クロルニトロフェン | | | － |
| | トルエン | | | (0.6 mg/ℓ以下) |
| | キシレン | | | (0.4 mg/ℓ以下) |
| | フタル酸ジエチルヘキシル | | | (0.06 mg/ℓ以下) |
| | ニッケル | | | － |
| | モリブデン | | | (0.07 mg/ℓ以下) |
| | アンチモン | | | (0.02 mg/ℓ以下) |
| | エピクロロヒドリン | | | (0.0004 mg/ℓ以下) |
| | 全マンガン | | | (0.2 mg/ℓ以下) |
| | ウラン | | | (0.002 mg/ℓ以下) |

1）　要監視項目については、公共用水域等における指針値を括弧()に示した。
2）　「<」は未満を意味し、例えば「<0.001」とは「0.001 未満」のことである。

## ② 継続監視調査

### 表 4-4　県地下水調査結果

| 調査実施地区 | 汚染発見年度 | 汚染物質 | 調査地点数 | 令和元年度測定結果（濃度範囲） | | 濃度変化 | | 環境基準値 | 検出限界値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年平均値（濃度範囲） | 基準超過地点数 | (※1) 過去の最高濃度 | (※2) 2年間の平均濃度 | | |
| 吉野 | H元 | トリクロロエチレン | 7 | <0.001～0.042 | 3 | 0.11 | 0.035 | 0.01 | 0.001 |
| 北府 | H元 | テトラクロロエチレン | 2 | <0.001～0.0065 | 0 | 0.03 | <0.001 | 0.01 | 0.0005 |
| 大虫 | H2 | トリクロロエチレン | 4 | <0.001 | 0 | 0.12 | <0.001 | 0.01 | 0.001 |
| 王子保 | H2 | トリクロロエチレン | 5 | <0.001～0.002 | 0 | 0.11 | 0.002 | 0.01 | 0.001 |
| | H6 | 1,2-ジクロロエチレン | | <0.002～0.025 | 0 | 0.1 | 0.024 | 0.04 | 0.004 |
| 米口町 | H10 | トリクロロエチレン | 2 | <0.001～0.023 | 1 | 0.17 | 0.013 | 0.01 | 0.001 |
| 長尾町・戸谷町・塚町・三ツ屋町 | H12 | 砒素 | 3 | 0.011～0.021 | 2 | 0.031 | 0.019 | 0.01 | 0.005 |
| 家久町 | H19 | 砒素 | 7 | <0.005 | 0 | 0.018 | 0.007 | 0.01 | 0.005 |
| | H19 | 総水銀 | | <0.0005～0.017 | 1 | 0.033 | 0.015 | 0.0005 | 0.0005 |
| | H19 | ベンゼン | | <0.001～0.1 | 1 | 0.11 | 0.08 | 0.01 | 0.001 |
| | H21 | クロロエチレン | | <0.0002～0.0069 | 1 | 0.032 | 0.004 | 0.002 | 0.0002 |

資料：公共用水域および地下水の水質測定結果報告書（福井県）

（※1）　地区内で検出された最高濃度(実測値)

（※2）　地区の令和元年度の最高濃度検出井戸における最近2年間（平成30年度、令和元年度）の平均濃度

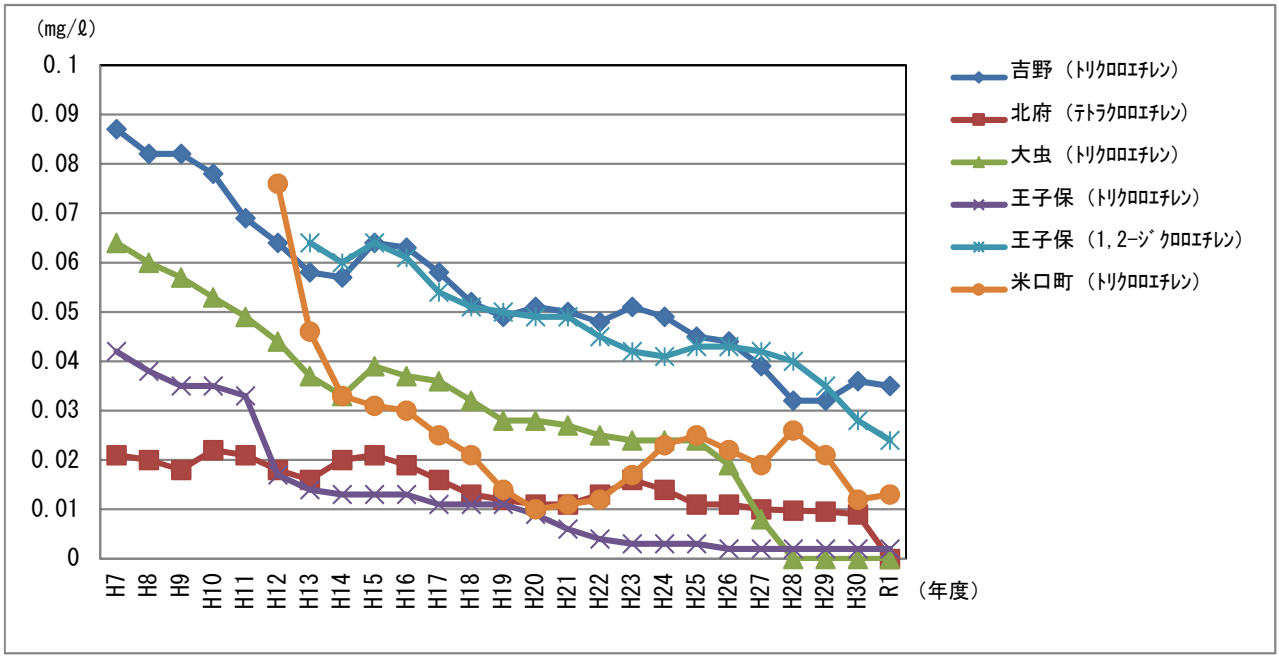


図 4-1　継続監視調査の経年変化

### 表 4-5　市地下水調査結果

| 調査実施地区 | 汚染物質 | 調査箇所 | 令和元年度測定結果 | 環境基準値 |
|---|---|---|---|---|
| 吉野 | トリクロロエチレン | 天保碑横揚水井戸 | <0.001 | 0.01 |
| | | 吉野郵便局裏 | 0.001 | |
| 家久 | 総水銀 | 消雪水（柳原） | <0.0005 | 0.0005 |
| | ベンゼン | | <0.001 | 0.01 |
| | クロロエチレン | | <0.0002 | 0.002 |

# 土壌の汚染に係る環境基準

## 表 4-6　土壌の汚染に係る環境基準

| 項　　目 | 環　境　上　の　条　件 | 測　　定　　方　　法 |
|---|---|---|
| カドミウム | 検液1ℓにつき0.01 mg以下であり、かつ農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg以下であること | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102（以下「規格」という）55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと | 規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く） |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと | 昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法) |
| 鉛 | 検液1ℓにつき0.01 mg以下であること | 規格54 に定める方法 |
| 六価クロム | 検液1ℓにつき0.05 mg以下であること | 規格65.2 に定める方法 |
| 砒素 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1 kg につき15 mg未満であること | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法 |
| 総水銀 | 検液1ℓにつき0.0005mg以下であること | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 |
| ＰＣＢ | 検液中に検出されないこと | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法 |
| 銅 | 農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125 mg未満であること | 昭和47年10月総理府令第66号に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は5.5に定める方法 |
| 1,2－ジクロロエタン | 検液1ℓにつき0.004mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1－ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.1mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 |
| シス－1,2－ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.04mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 |
| 1,1,1－トリクロロエタン | 検液1ℓにつき1mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 |
| 1,1,2－トリクロロエタン | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.03mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法 |
| 1, 3－ジクロロプロペン | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法 |
| チウラム | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 検液1ℓにつき0.003mg以下であること | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第１、又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1、又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | 日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法 |
| セレン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること | 規格67.2、67.3又は67.4 に定める方法 |
| ふっ素 | 検液1ℓにつき0.8mg以下であること | 規格34.1 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 検液1ℓにつき1mg以下であること | 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法 |
| １，４－ジオキサン | 検液1ℓにつき0.05mg以下であること | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |

1:環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて計を行うものとする。

2:カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び3mgとする。

3:「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4:有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

# ５　有害化学物質等

## ダイオキシン類に係る環境基準

### 表 5-1　環境基準

| 媒　体 | 基 準 値 | 適 用 範 囲 | 達 成 期 間 |
|---|---|---|---|
| 大　気 | 0.6 pg-TEQ/$m^3$以下 | 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所は適用しない | ・達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。<br>・現に達成されている地域又は水域にあっては、その維持に努めること。<br>・土壌に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。 |
| 水　質 | 1 pg-TEQ/ℓ以下 | 公共用水域及び地下水について適用する | |
| 水底の底質 | 150 pg-TEQ/g 以下 | 公共用水域の水底の底質について適用する | |
| 土　壌 | 1,000 pg-TEQ/g 以下 | 廃棄物の埋立地その他、外部から適切に区別されている施設に係る土壌は適用しない | |

備考 1:基準値は、2, 3, 7, 8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2:大気および水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## ダイオキシン類に係る大気排出基準

### 表 5-2　大気排出基準

| 特定施設の種類 | | 新設施設基準 | 既設施設基準 |
|---|---|---|---|
| 鉄鋼業焼結施設 | | 0.1 | 1 |
| 製鋼用電気炉 | | 0.5 | 5 |
| 亜鉛回収施設 | | 1 | 10 |
| アルミニウム合金製造施設 | | 1 | 5 |
| 廃棄物焼却炉 | 4 t ／時以上 | 0.1 | 1 |
| | 2 t／時～4 t／時 | 1 | 5 |
| | 2 t ／時未満 | 5 | 10 |

《廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準》○ばいじん及び焼却灰の処理基準 3ng－TEQ／g

## ダイオキシン類に係る大気基準適用施設

### 表 5-3　大気基準適用施設

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 鉄鋼業<br>焼結施設 | 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1 時間あたり 1 t 以上のもの |
| 2 | 製鋼用電気炉 | 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼または鍛鉱の製造の用に供するものを除く）であって、変圧器の定格容量が 1,000 kVA 以上のもの |
| 3 | 亜鉛回収施設 | 亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶解炉、溶鉱炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの |
| 4 | アルミニウム<br>合金製造施設 | アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く)を使用するものに限る）の用に供する溶解炉、焙焼炉及び乾燥炉で、溶解炉においては容量 1 t 以上のもの、焙焼炉及び乾燥炉においては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの |
| 5 | 廃棄物焼却炉 | 火床面積（炉の床面積をいう。2 以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計）が、0.5 ㎡以上または焼却能力（2 以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50 kg以上のもの |

## ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の届出状況

**表 5-4 特定施設事業場届出状況**

平成 31 年 3 月 31 日現在

| 施設種類 | 廃棄物焼却炉 | | | | | | | | | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 焼却能力 | 2t/時以上～4t/時未満 | | 200 kg/時以上～2t/時未満 | | 100 kg/時以上～200 kg/時未満 | | 50 kg/時以上～100 kg/時未満 | | 50 kg/時未満 0.5$m^2$ 以上 | | | |
| | 事業場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 | 事業場数 | 施設数 |
| | 2 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | － | － | 8 | 9 |

資料：福井県丹南健康福祉センター

## ダイオキシン類調査結果

**表 5-5 ダイオキシン類調査（水質）**

| 調 査 地 点 | 大塩谷川（富士見が丘） |
|---|---|
| 採取日 | 令和元年 8 月 2 日 |
| 採取時 | 9：40～9：50 |
| ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/ℓ) | 0.18 |
| ｐＨ | 7.2 |
| ＳＳ (mg/ℓ) | 2 |
| ダイオキシン環境基準(pg-TEQ/ℓ) | 1 以下 |

**表 5-6 ダイオキシン類調査（土壌）**

| 調 査 地 点 | 東運動公園 | 白山小学校 |
|---|---|---|
| 採取日 | 令和元年 8 月 2 日 | 令和元年 8 月 2 日 |
| 採取時 | 10:10～10:20 | 9:05～9:15 |
| ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g(dry)) | 0.011 | 0.059 |
| 含水率 (%) | 0.9 | 0.9 |
| 強熱減量 (%) | 2.5 | 2.8 |
| ダイオキシン環境基準(pg-TEQ/g(dry)) | 1000 以下 | 1000 以下 |

# ごみ焼却施設からのダイオキシン類濃度（令和元年度）

**表 5-7　排ガス**

単位 ng－TEQ/Nm³

| 施設名 | 処理能力 | 処理方法 | ダイオキシン類濃度 | 調査日 | 基準値 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第 1 清掃センター | 75ｔ/24Ｈ×2 基 | ストカー式連続炉(1 号炉) | 0.62 | 平成 31 年　4 月 25 日 | 5 |
| | | | 0.35 | 令和元年 11 月　7 日 | |
| | | ストカー式連続炉（2 号炉） | 1.60 | 令和元年　5 月 16 日 | |
| | | | 1.80 | 令和元年 12 月 19 日 | |
| 第 2 清掃センター | 30ｔ/8Ｈ×1 基 | ストカー式バッチ燃焼炉 | 1.90 | 令和元年　6 月 20 日 | |
| | | | 0.94 | 令和元年 11 月 21 日 | |

**表 5-8　ばいじん**

単位 ng－TEQ/g

| 施設名 | 処理能力 | 処理方法 | ダイオキシン類濃度 | 調査日 | 基準値 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第 1 清掃センター | 75ｔ/24Ｈ×2 基 | ストカー式連続炉（1 号炉） | 0 | 平成 31 年　4 月 25 日 | 3 |
| | | | 0.0000045 | 令和元年 11 月　7 日 | |
| | | ストカー式連続炉（2 号炉） | 0.002 | 令和元年　5 月 16 日 | |
| | | | 0.0053 | 令和元年 12 月 19 日 | |
| 第 2 清掃センター | 30ｔ/8Ｈ×1 基 | ストカー式バッチ燃焼炉 | 0.52 | 令和元年　6 月 20 日 | |
| | | | 0.72 | 令和元年 11 月 21 日 | |

**表 5-9　焼却灰**

単位 ng－TEQ/g

| 施設名 | 処理能力 | 処理方法 | ダイオキシン類濃度 | 調査日 | 基準値 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第 1 清掃センター | 75ｔ/24Ｈ×2 基 | ストカー式連続炉（1 号炉） | 0 | 平成 31 年　4 月 25 日 | 3 |
| | | | 0.0000045 | 令和元年 11 月　7 日 | |
| | | ストカー式連続炉（2 号炉） | 0.002 | 令和元年　5 月 16 日 | |
| | | | 0.0053 | 令和元年 12 月 19 日 | |
| 第 2 清掃センター | 30ｔ/8Ｈ×1 基 | ストカー式バッチ燃焼炉 | 0.52 | 令和元年　6 月 20 日 | |
| | | | 0.72 | 令和元年 11 月 21 日 | |

**表 5-10　最終処分場放流水**

単位 pg－TEQ/ℓ

| 施設名 | 処理能力 | 処理方法 | ダイオキシン類濃度 | 調査日 | 基準値 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第 2 清掃センター<br>埋立処分地 | 埋立容量<br>156,000m³<br>浸出水処理能力<br>120m³/日 | サンドイッチ・セル併用<br>埋立方式〔準好気性埋立〕 | 0.00003 | 令和元年 8 月 8 日 | 10 |

（注）　ng　：ナノグラムと読む。1 ナノグラムは 10 億分の 1 グラム

TEQ：毒性等量。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性が異なる。異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価

Nm³：N はノルマルと読む。0℃1 気圧の状態の気体の体積

## 空間放射線量調査

### 表 5-11　各小学校における空間放射線量率（令和元年度）

| 測定場所 | 所在地 | 測定区分 | 令和元年 9 月測定結果<br>(ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時) | 令和 2 年 3 月測定結果<br>(ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時) |
|---|---|---|---|---|
| 武生東小学校 | 国府二丁目 9-2 | 1m | 0.09 | 0.09 |
| 武生西小学校 | 中央二丁目 2-13 | 1m | 0.07 | 0.06 |
| 武生南小学校 | 武生柳町 13-20 | 1m | 0.08 | 0.07 |
| 神山小学校 | 広瀬町 102-43 | 1m | 0.08 | 0.08 |
| 吉野小学校 | 本保町 17-1 | 1m | 0.09 | 0.08 |
| 国高小学校 | 国高一丁目 15-5 | 1m | 0.07 | 0.07 |
| 大虫小学校 | 高森町 14-15 | 1m | 0.08 | 0.08 |
| 坂口小学校 | 湯谷町 24-25 | 1m | 0.08 | 0.08 |
| 王子保小学校 | 今宿町 5-14 | 1m | 0.07 | 0.08 |
| 北日野小学校 | 小野谷町 2-2 | 1m | 0.08 | 0.07 |
| 北新庄小学校 | 北町 47-6 | 1m | 0.08 | 0.07 |
| 味真野小学校 | 池泉町 9-1 | 1m | 0.07 | 0.07 |
| 白山小学校 | 都辺町 24-2 | 1m | 0.10 | 0.11 |
| 花筐小学校 | 粟田部町 41-12 | 1m | 0.08 | 0.07 |
| 岡本小学校 | 定友町 10-15 | 1m | 0.09 | 0.10 |
| 南中山小学校 | 中津山町 38-13-2 | 1m | 0.07 | 0.07 |
| 服間小学校 | 藤木町 12-11 | 1m | 0.08 | 0.07 |

資料：防災危機管理課

**＜参考＞**

※福井県内の平常時の空間放射線量率：0.020～0.138 マイクロシーベルト毎時
※日本での 1 人当たり平均空間放射線量　1 年間：1,500 マイクロシーベルト
　　1 時間当たり換算：約 0.171 マイクロシーベルト毎時

# ６　騒音・振動・悪臭関係資料

## １．騒音

**表 6-1　騒音規制法に基づく指定地域の区分**

| 騒音規制地域の区分 | | 原則として準拠する用途地域区分 | 環境基準に係る地域の類型 |
|---|---|---|---|
| 第１種区域 | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 | 第１種低層住居専用地域 | A |
| | | 第２種低層住居専用地域 | |
| 第２種区域 | 住居のように供されているため、静穏の保持を必要とする区域 | 第１種中高層住居専用地域 | |
| | | 第２種中高層住居専用地域 | |
| | | 第１種住居地域 | B |
| | | 第２種住居地域 | |
| | | 準住居地域 | |
| 第３種区域 | 住居の用に合わせ商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 | 近隣商業地域 | C |
| | | 商業地域 | |
| | | 準工業地域 | |
| 第４種区域 | 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 | 工業地域 | |
| 指 定 外 | | 工業専用地域 | 指定外 |
| | | 用途地域以外の地域 | |

（県告示：昭和 47 年 4 月 7 日、改定：平成 11 年 3 月 30 日）

（越前市告示：平成 23 年 11 月 1 日）

※一部例外地域あり。

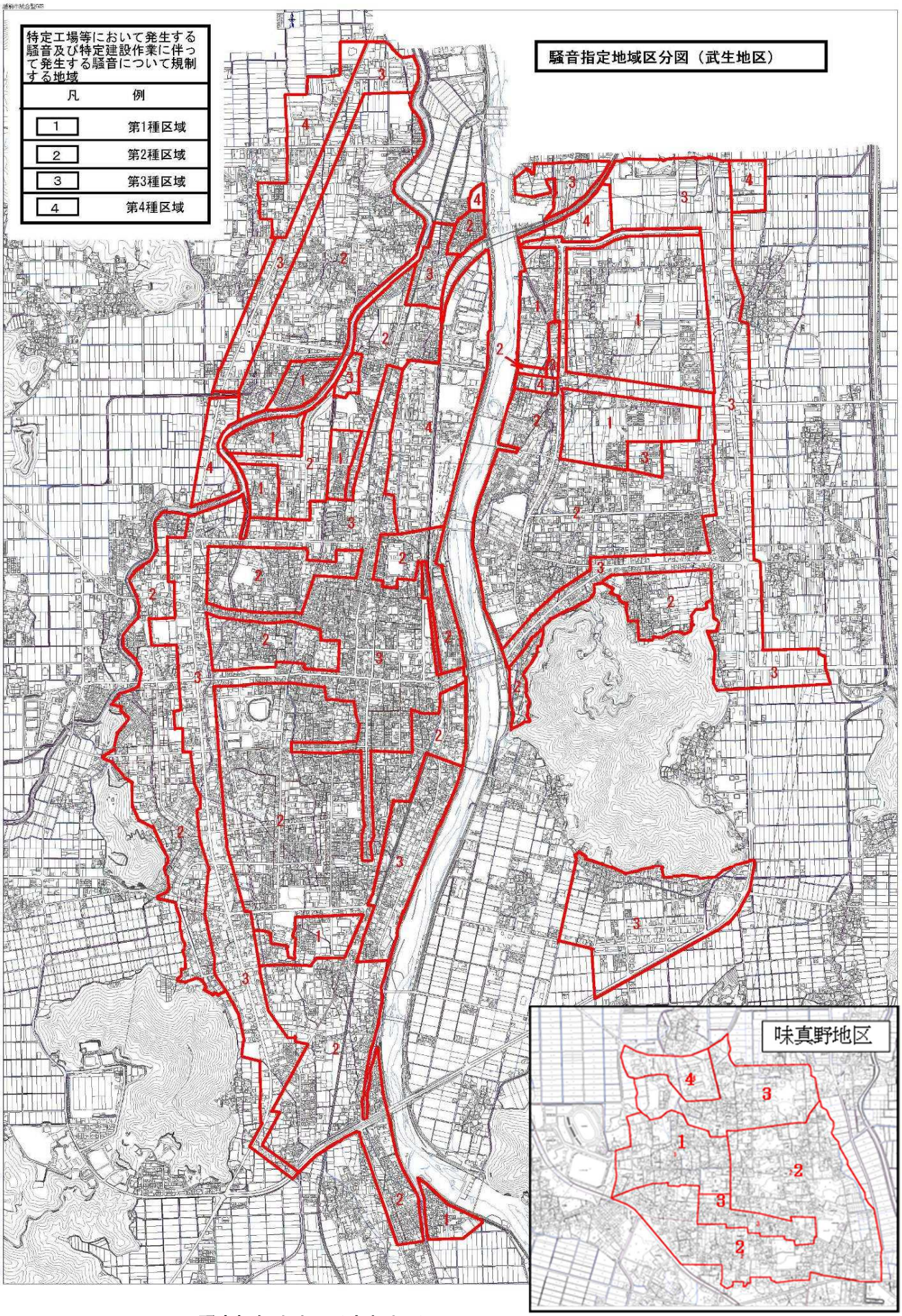


**図 6-1　騒音規制地域図（武生地区）**　（平成 23 年 11 日 1 日　越前市告示　第 129 号）

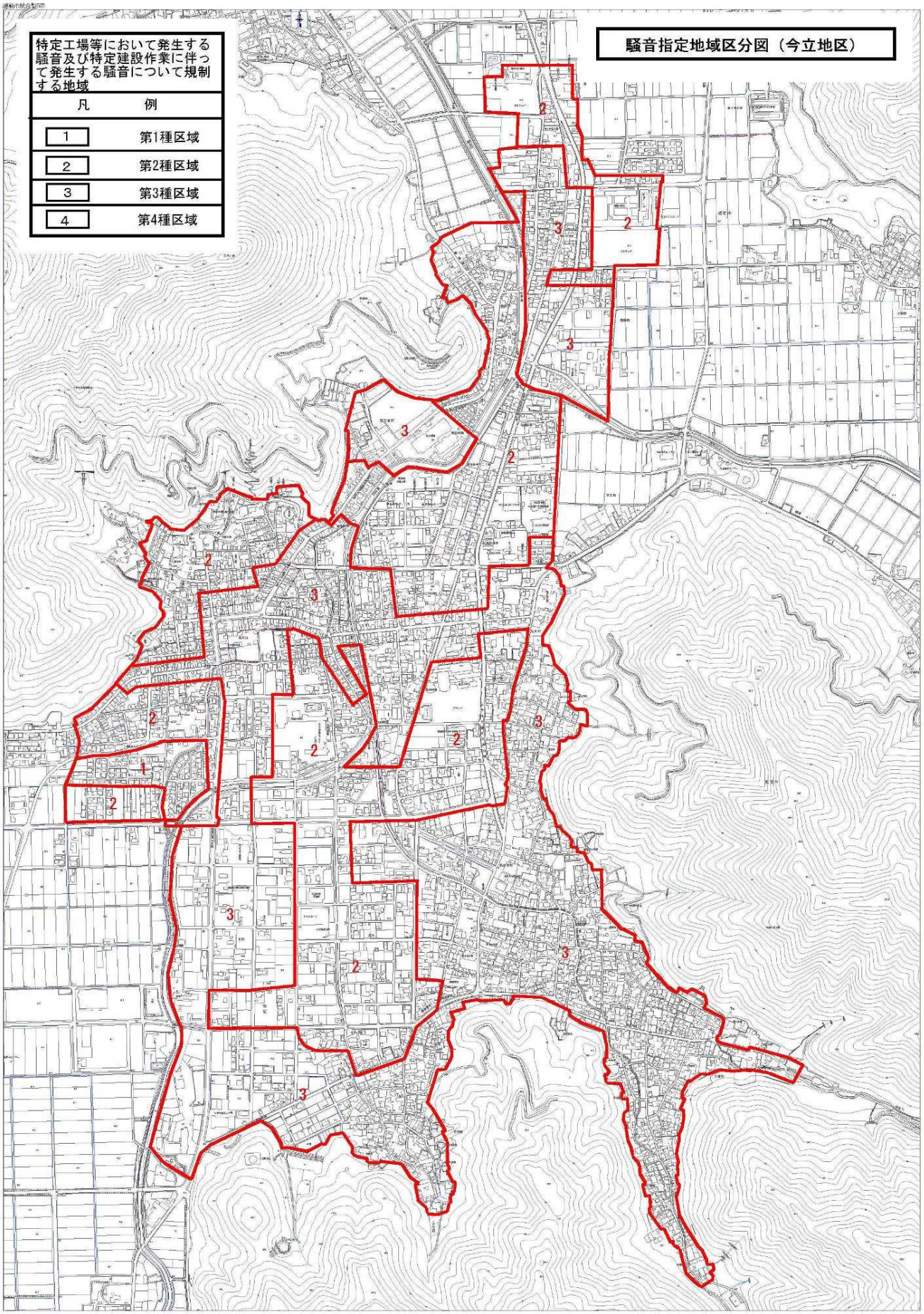


**図 6-2　騒音規制地域図（今立地区）**　（平成 23 年 11 日 1 日　越前市告示　第 129 号）

## 騒音の環境基準

### ① 一般地域

**表 6-2　一般地域における環境基準**

| 地域の類型 | 基準値 | |
|---|---|---|
| | 昼間 | 夜間 |
| ＡＡ | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| Ａ及びＢ | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| Ｃ | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

※AA 類型は、越前市内にはありません。

### ② 道路に面する地域

**表 6-3　道路に面する地域における環境基準**

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|---|---|
| | 昼間 | 夜間 |
| Ａ地域のうち 2 車線（※1）以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域<br>Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

※1　2 車線以下　…　道路端より 15m の範囲　／　2 車線を越える　…　道路端より 20m の範囲

**表 6-4　幹線交通（※2）を担う道路に近接する空間についての特例**

| 基　準　値 | |
|---|---|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| （注）個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を、主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45 dB 以下、夜間 40 dB 以下)によることができる。 | |

※2　幹線交通を担う道路　…　高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市道

（注）１．時間の区分

(1) 昼間午前 6 時～午後 10 時

(2) 夜間午後 10 時～翌午前 6 時

２．地域の類型

(1) 地域の類型をあてはめる地域は市長が指定する。(※1)（表 6-1 を参照）

(2) 地域の類型は、原則として都市計画法に定める用途地域に準拠する。

(3) ＡＡ地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合している地域など特に静穏を要する地域とする。

３．評価方法

(1) 評価手法：時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価する。

(2) 測定方法：JIS Z 8731 による。

(3) 測 定 日：騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定する。

(4) 測定場所：原則として建物から道路側へ 1～2mの地点で測定する。 著しい騒音を発生する工場、事業場、建設作業の場所などは除外する。

４．環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。

### ③ 自動車騒音に係る要請限度

指定地域内における自動車騒音が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

**表 6-5　指定地域ごとの自動車騒音に係る要請限度**

<table>
<tr><th rowspan="2">都市計画法用途地域</th><th rowspan="2">自動車騒音の要請限度</th><th colspan="2">要請限度(LAeq)</th><th colspan="2">環境基準(LAeq)</th></tr>
<tr><th>1車線</th><th>2車線以上</th><th>道路に面した地域</th><th>一般地域</th></tr>
<tr><td>第１種低層住居専用地域</td><td rowspan="4">a 区域</td><td rowspan="8">a区域<br>b区域<br><br>65／55<br>(75／70)</td><td rowspan="4">a区域<br><br>70／65<br>(75／70)</td><td rowspan="4">A地域<br>(2車線以上)<br>60／55<br>(70／65)</td><td rowspan="8">A地域<br>B地域<br><br>55／45</td></tr>
<tr><td>第２種低層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第１種中高層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第２種中高層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第１種住居地域</td><td rowspan="3">b 区域</td><td rowspan="5">b区域<br><br>c区域<br>(車線を有する道路)<br><br>75／70<br>(75／70)</td><td rowspan="5">B地域<br>(2車線以上)<br><br>C地域<br>(車線を有する道路)<br><br>65／60<br>(70／65)</td></tr>
<tr><td>第２種住居地域</td></tr>
<tr><td>準住居地域</td></tr>
<tr><td>近隣商業地域</td><td rowspan="4">c 区域</td><td rowspan="4">c区域<br>(車線を有する道路)<br>75／70<br>(75／70)</td></tr>
<tr><td>第３種区域商業地域</td><td rowspan="3">C地域<br><br>60／50</td></tr>
<tr><td>準工業地域</td></tr>
<tr><td>工業地域</td></tr>
</table>

(注 1) 数値は要請限度値で、昼間／夜間の値

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から午前 6 時まで

(注 2) ( ) 内の値は、幹線道路を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下：道路の敷地境界線から 15 ｍまで

2 車 線 超：道路の敷地境界線から 20 ｍまで

(注 3) 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、自動車専用道路

### ④ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和５０年環境庁告示）が定められており、この基準をもって、福井県は平成 29 年度 3 月 24 日付福井県告示により、新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ３００メートルの範囲について、地域類型を当てはめる地域を下記のとおり指定しました。

**表 6-6　用途地域における新幹線鉄道騒音に係る環境基準**

| 地域の類型 | | 地域の区分 | | 基準値 |
|---|---|---|---|---|
| 当てはめる地域 | Ⅰ | 用途地域 | 第１種低層住居専用地域 | ７０dB以下 |
| | | | 第２種低層住居専用地域 | |
| | | | 第１種中高層住居専用地域 | |
| | | | 第２種中高層住居専用地域 | |
| | | | 第１種居住地域 | |
| | | | 第２種居住地域 | |
| | | | 準居住地域 | |
| | | その他の地域 | 主として住居の用に供する地域 | |
| | Ⅱ | 用途地域 | 近隣商業地域 | ７５dB以下 |
| | | | 商業地域 | |
| | | | 準工業地域 | |
| | | | 工業地域 | |
| | | その他の地域 | Ⅰ類型以外の区域のうち、主として商工業の用に供する地域 | |

(注 1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

(注 2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

(注 3) 測定時期は、特殊な気候条件にある時期及び列車速度が通常より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。

(注 4) 評価は、(注 1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

(注 5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は遅い動特性（ＳＬＯＷ）を用いることとする。

(注 6) 午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適応する。

## 特定工場等から発生する騒音の規制基準

ａ）対象:指定地域内で特定施設（表 6-8 参照）を設置する工場または事業場

ｂ）届出:特定施設の設置、変更（工事開始の 30 日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30 日以内）の届出が必要

ｃ）基準：指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない

**表 6-7　指定地域における特定工場等から発生する騒音の規制基準**　（単位：dB）

| 時間の区分 / 区域の区分 | 朝<br>6 時～8 時 | 昼間<br>8 時～19 時 | 夕<br>19 時～22 時 | 夜間<br>22 時～翌朝 6 時 |
|---|---|---|---|---|
| 第１種区域 | 45 | 50 | 40 | 40 |
| 第２種区域 | 50 | 60 | 50 | 45 |
| 第３種区域 | 60 | 65 | 60 | 55 |
| 第４種区域 | 65 | 70 | 65 | 60 |

(注)1　第２種区域、第３種区域、第４種区域内にある、次の施設の周辺概ね 50ｍの区域内における規制基準は、上表の基準値から 5 dB を減じた値とする。

2　学校(学校教育法第 1 条)、保育所(児童福祉法第 7 条)、患者の収容施設を有する病院及び診療所(医療法第 1 条の 5 第 1 項、2 項)、図書館(図書館法第 2 条第 1 項)、特別養護老人ホーム(老人福祉法第 14 条第 1 項第 2 号)、幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項)

測定方法

１．JIS Z 8731 に定める音圧レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動がない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジ上端の数値とする。

２．測定は計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路はＡ特性、動特性は速い動特性（ＦＡＳＴ）とする。

## 表 6-8　騒音規制法に定める特定施設の届出状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

| 施設の種類 | 摘要 | 届出状況 | |
|---|---|---|---|
| | | 工場実数 | 施設数 |
| (1)金属加工機械 | | 68 | 260 |
| イ） 圧延機械 | 原動機の定格出力の合計 22.5kW 以上のもの | | |
| ロ） 製管機械 | | | |
| ハ） ベンディングマシン | ロール式のものであって、原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの | | |
| ニ） 液圧プレス | 矯正プレスを除く | | |
| ホ） 機械プレス | 呼び加圧能力 294KN 以上のもの | | |
| ヘ） せん断機 | 原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの | | |
| ト） 鍛造機 | | | |
| チ） ワイヤーフォーミングマシン | | | |
| リ） ブラスト | タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く | | |
| ヌ） タンブラー | | | |
| ル） 切断機 | といしを用いるものに限る | | |
| (2) 空気圧縮機及び送風機 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの | 42 | 533 |
| (3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの | 2 | 12 |
| (4)織機 | 原動機を用いるもの | 116 | 3,560 |
| (5)建設用資材製造機械 | | 6 | 7 |
| イ）コンクリートプラント | 気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0.45m³ 以上のもの | | |
| ロ）アスファルトプラント | 混練機の混練重量 200 kg以上のもの | | |
| (6) 穀物用製粉機 | ロール式のものであって、原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの | 0 | 0 |
| (7)木材加工機械 | | 38 | 109 |
| イ）ドラムバーカー | | | |
| ロ）チッパー | 原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの | | |
| ハ）砕木機 | | | |
| ニ）帯のこ盤 | 製材用のものにあっては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの | | |
| | 木工用のものにあっては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの | | |
| ホ） 丸のこ盤 | 製材用のものにあっては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの | | |
| | 木工用のものにあっては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの | | |
| ヘ） かんな盤 | 原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの | | |
| (8)抄紙機 | | 24 | 41 |
| (9)印刷機械 | 原動機を用いるもの | 20 | 69 |
| (10)合成樹脂用射出成形機 | | 7 | 31 |
| (11)鋳型造型機 | ジョルト式のものに限る | 0 | 0 |
| | 合計 | 323 | 4,622 |

## 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

ａ）対象：指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者

ただし、1 日で作業が終了するもの、災害､非常事態等の特例を除く

ｂ） 届出：作業実施の届出（作業開始の 7 日前まで）が必要

ｃ） 基準：特定建設作業の規制基準

### 表 6-9　特定建設作業における騒音の規制基準

| | |
|---|---|
| 1）騒音の大きさ | 特定建設作業場所の敷地境界線で 85 dB 以下 |
| 2）夜間、深夜作業の禁止 | 第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時<br>第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時 |
| 3）1 日の作業時間の制限 | 第 1 号区域：1 日につき 10 時間<br>第 2 号区域：1 日につき 14 時間 |
| 4）作業期間の制限 | 連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において） |
| 5）日曜日、休日の作業禁止 | 日曜日、その他の休日 |

○ 区域の区分（昭和 47 年 10 月 20 日福井県告示、平成 23 年 11 日 1 日越前市告示）

第１号区域：第１種区域、第２種区域及び第３種区域の全区域並びに第４種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院及び患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホーム、(カ)幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 ｍ以内の区域

第２号区域：第４種区域のうち、第１号区域を除く区域

○ 測定方法等は特定工場等の測定方法と同様（P.88 参照）

### 表 6-10　騒音規制法に定める特定建設作業の届出状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

| 次の機械を使用する作業 | 適　　用 | 令和元年度<br>届出件数 |
|---|---|---|
| ① くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 | もんけん､圧入式くい打くい抜機､くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く | － |
| ② びょう打機を使用する作業 | | － |
| ③ さく岩機を使用する作業 | 作業地点が連続的に移動する作業にあっては､1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 ｍを越えない作業に限る | 10 |
| ④ 空気圧縮機を使用する作業 | 電動機以外の原動機を用いるものであって､その定格出力が 15 kW 以上のものに限る（さく岩機の動力として使用する作業を除く） | － |
| ⑤ コンクリートプラント又はアスファルトを設けて行う作業 | 混練機の混練量がコンクリートプラントは 0.45 ㎥以上、アスファルトプラントは 200 kg 以上のものに限る（モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） | － |
| ⑥ バックホウを使用する作業 | 原動機の定格出力 80 kW 以上<br>低騒音型建設機械（環境省指定）を除く | 10 |
| ⑦ トラクターショベルを使用する作業 | 原動機の定格出力 70 kW 以上<br>低騒音型建設機械（環境省指定）を除く | － |
| ⑧ ブルドーザーを使用する作業 | 原動機の定格出力 40 kW 以上<br>低騒音型建設機械（環境省指定）を除く | － |
| | 合計 | 20 |

## 福井県公害防止条例に定める騒音の規制基準

### ① 特定工場に関する規制

ａ）対象：条例第 2 条に基づく特定工場（①または②）

① 通常の排水量が 3,000㎥／日以上の工場又は事業場（紙又はパルプ製造は 2,000㎥／日以上）

② 通常の燃料使用量が 600kg／時（重油換算）以上の工場又は事業場

ｂ）届出：設置、変更（受理後 60 日以降に工事）、氏名変更、承継、全廃（30 日以内）

ｃ）基準：規制基準（規則第 6 条別表第 4）

**表 6-11　福井県公害防止条例に定める騒音の規制基準**　（単位：dB）

| 時間の区分 / 区域の区分 | 朝<br>6 時から 8 時 | 昼間<br>8 時から 19 時 | 夕<br>19 時から 22 時 | 夜間<br>22 時から翌朝 6 時 |
|---|---|---|---|---|
| 第１種区域 | 45 | 50 | 40 | 40 |
| 第２種区域 | 50 | 60 | 50 | 45 |
| 第３種区域 | 60 | 65 | 60 | 55 |
| 第４種区域 | 65 | 70 | 65 | 60 |
| 第５種区域 | 70 | 75 | 70 | 65 |
| その他の区域 | 55 | 60 | 55 | 55 |

注）１．騒音規制法の対象となる事業場は適用しない。

２．測定方法等は、騒音規制法に準ずる。

３．第１種区域及び第５種区域以外の区域内にある学校等の周囲 50m 以内の区域は、5 dB 減じる。

**表 6-12　条例に基づく用途地域区分**

| 区　域 | 用途地域区分 |
|---|---|
| 第１種区域 | 第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域 |
| 第２種区域 | 第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域 |
| | 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域 |
| 第３種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 |
| 第４種区域 | 工業地域 |
| 第５種区域 | 工業専用地域 |
| その他の区域 | 上記以外の地域 |

### ② 深夜騒音等に関する規制

**表 6-13　深夜騒音等に関する規制に係る対象の営業の種類**

| 営業の種類（規則第 26 条） | 適　用　条　件 |
|---|---|
| ① 飲食店営業、喫茶店営業 | 食品衛生法施行令第 5 条第 1 号、2 号によるもの（風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業及び祭礼、慣習行事においての営業を除く） |
| ② カラオケ装置を使用させての営業 | 風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業を除く |
| ③ ボウリング場営業 | |
| ④ 車両洗車装置を使用する営業 | |

**表 6-14　深夜騒音に係る規制基準**　（単位：dB）

| 区　　域 | 午後 11 時～翌午前 0 時 | 午前 0 時～午前 5 時 |
|---|---|---|
| 第　1　・　2　種　区　域 | 50 | 45 |
| 第　　3　　種　　区　　域 | 60 | 55 |
| 第 4 ・ 5 種区域、その他の区域 | 55 | 50 |

注）1. 区域は P.91 のＡ）特定工場に係る規制 と同一区域

2. 敷地境界線で測定する。その他の測定方法は騒音規制に準ずる。

3. 第４・５種区域、その他の区域において、周囲概ね 50 ｍ以内に住宅等がない場合は適用しない。

**（参考）**

**表 6-15　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 15 条による規制**　（単位：dB）

| 区　　域 | 昼　間 | 夜　間 | 深　夜 |
|---|---|---|---|
| | 日出時～日没時 | 日没時～翌午前 0 時 | 翌午前 0 時～日出時 |
| 第 1 種低層住居専用地域～準住居地域 | 55 | 50 | 45 |
| 近隣商業地域～準工業地域 | 65 | 60 | 55 |
| 上記以外の地域 | 60 | 55 | 50 |

（県条例第 53 号：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

### ③ 拡声器の使用による放送の制限（第 41 条）

何人も、午後 9 時から翌日の午前 8 時までの間は、屋外において拡声器の使用による放送をしてはならない。
ただし､公共のためにする広報その他規則で定める場合は、この限りでない。

### ④ 近隣静穏の保持（第 46 条）

何人も、住居が集合している地域においては、音響機器、楽器等の使用その他の日常生活に伴って発生する騒音および資材または機材の搬入または搬出その他の事業活動に伴って発生する騒音または振動による公害を生ずることのないように自ら配慮することにより、近隣の静穏の保持に努めなければならない。

## ２．振動

**表 6-16　振動規制法に基づく指定地域の区分**

| 振動の規制地域の区分 | | 騒音規制地域の区分 |
|---|---|---|
| 第１種区域 | ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域<br>・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 | 第１種区域<br>第２種区域 |
| 第２種区域 | ・住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域<br>・主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 | 第３種区域<br>第４種区域 |

（県告示：昭和 53 年 3 月 3 日、改正：昭和 60 年 3 月 1 日）

（越前市告示：平成 23 年 11 月 1 日）

### 特定工場等から発生する振動の規制基準

ａ）対象：指定地域内で特定施設（表 6-18 参照）を設置する工場又は事業場

ｂ）届出：特定施設の設置、変更（工事開始の 30 日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30 日以内）の届出が必　要

ｃ）基準：指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない

**表 6-17　指定地域における特定工場等から発生する振動の規制基準**　（単位：dB）

| 時間の区分 / 区域の区分 | 昼　間 | 夜　間 |
|---|---|---|
| | 6 時～22 時 | 22 時～翌朝 6 時 |
| 第１種区域 | 60 | 55 |
| 第２種区域 | 65 | 60 |

注）1. 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から　5 dB を減じた値とする。

2. 振動の測定方法（振動ピックアップの設置場所）

○　緩衝物がなく、かつ十分踏み固め等の行われている堅い場所

○　傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

○　温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

3. 振動加速度レベルの決定は次のとおりとする。

○　測定器の指示値が変動しない、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

○　測定器の指示値が周期的、又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

○　測定器の指示値が不規則、かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔個数の測定値の 80 レンジの上端の数値とする。

4. 測定機器は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う。この場合、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

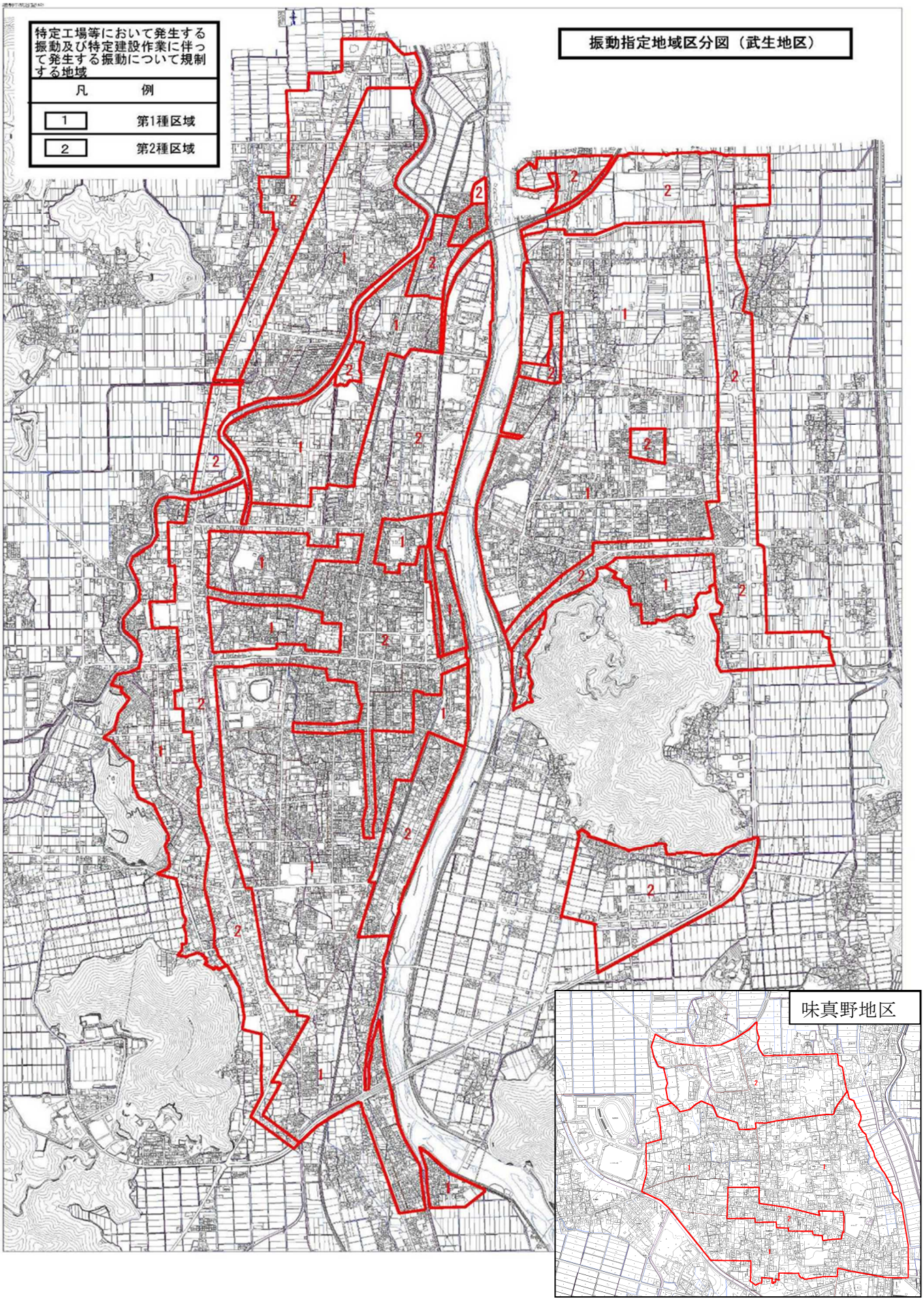


**図 6-3　振動規制地域（武生地区）**　（平成 23 年 11 日 1 日　越前市告示　第 133 号）

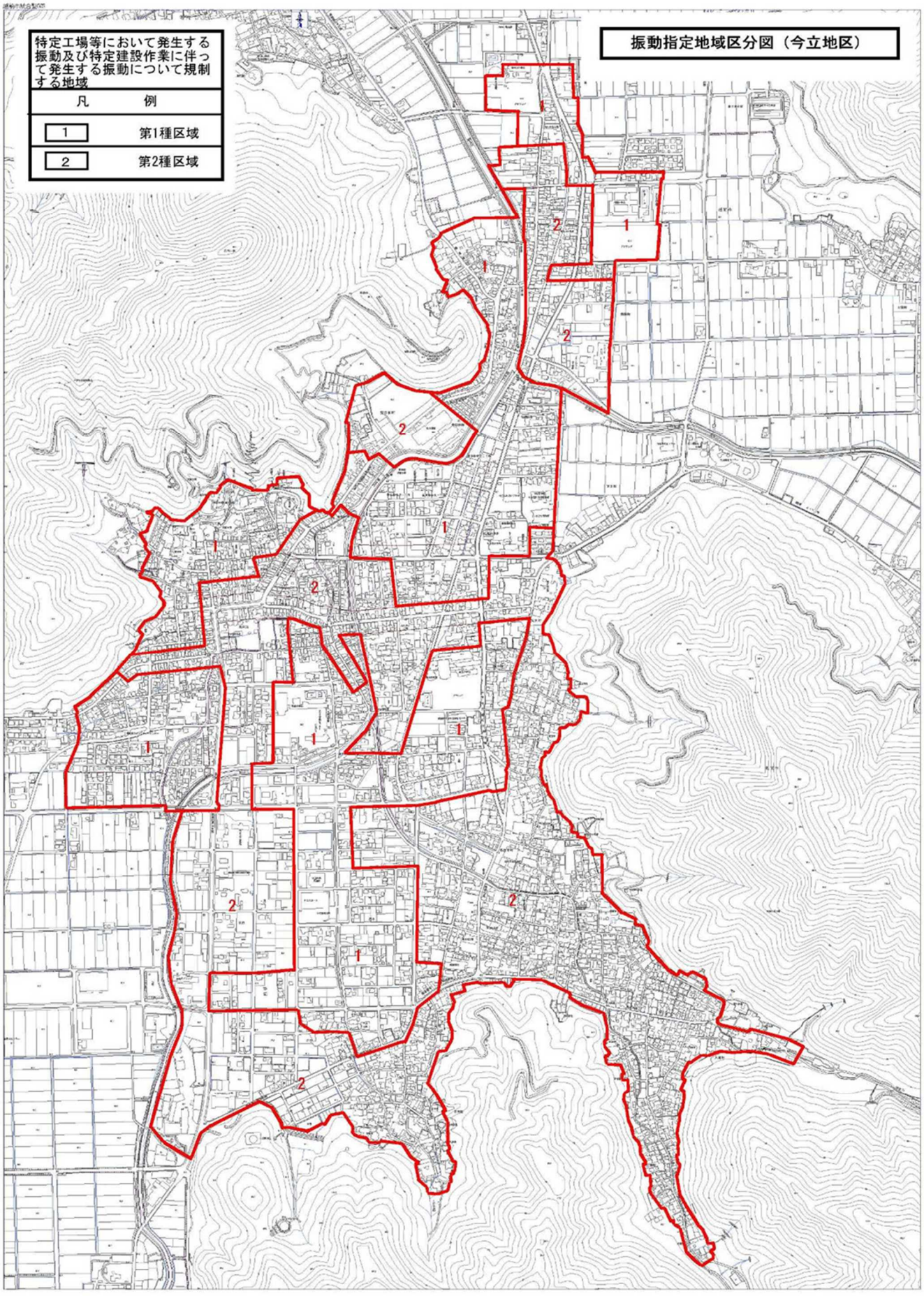


**図 6-4　振動規制地域（今立地区）**　（平成 23 年 11 日 1 日　越前市告示　第 133 号）

## 表 6-18　振動規制法に定める特定施設及び届出状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

| 施設の種類 | 摘　　要 | 届出状況 | |
|---|---|---|---|
| | | 工場実数 | 施設数 |
| (1)金属加工機械 | | 57 | 175 |
| イ）　液圧プレス | 矯正プレスを除く。 | | |
| ロ）　機械プレス | | | |
| ハ）　せん断機 | 原動機の定格出力 1kW 以上のもの。 | | |
| ニ）　鍛造機 | | | |
| ホ）　ワイヤーフォーミングマシン | 原動機の定格出力 37.5kW 以上のもの。 | | |
| (2)圧縮機 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。 | 30 | 257 |
| (3)土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。 | 3 | 12 |
| (4)織機 | 原動機を用いるもの。 | 95 | 2,952 |
| (5)コンクリートブロックマシン | 原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの。 | 0 | 0 |
| コンクリート管製造機械 | 原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの。 | | |
| コンクリート柱製造機械 | | | |
| (6)木材加工機械 | | 4 | 4 |
| イ）ドラムバーカー | | | |
| ロ）チッパー | 原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。 | | |
| (7)印刷機械 | 原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。 | 12 | 28 |
| (8)ゴム練用または合成樹脂練用のロール機 | カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のもの。 | 1 | 13 |
| (9)合成樹脂用射出成形機 | | 4 | 30 |
| (10)鋳型造型機 | ジョルト式のもの。 | 0 | 0 |
| | 合計 | 206 | 3,471 |

## 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

ａ）対象：指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者

ただし、1 日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く

ｂ）届出：作業実施の届出（作業開始の 7 日前まで）が必要

ｃ）基準：特定建設作業の規制基準

**表 6-19　特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準**

| | |
|---|---|
| １）振動の大きさ | 特定建設作業場所の敷地境界線で 75 dB 以下 |
| ２）夜間、深夜作業の禁止 | 第１号区域：午後 7 時～翌午前 7 時<br>第２号区域：午後 10 時～翌午前 6 時 |
| ３）1 日の作業時間の制限 | 第１号区域：1 日につき 10 時間<br>第２号区域：1 日につき 14 時間 |
| ４）作業期間の制限 | 連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において） |
| ５）日曜日、休日の作業禁止 | 日曜日、その他の休日 |

## 振動規制法に定める特定建設作業及び届出状況

**表 6-20　振動規制法に定める特定建設作業の届出状況**　　令和 2 年 3 月 31 日現在

| 次の機械を使用する作業 | 適用条件 | 令和元年度<br>届出件数 |
|---|---|---|
| ① くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 | もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。 | － |
| ② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | | － |
| ③ 舗装版破砕機を使用する作業 | 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。 | － |
| ④ ブレーカーを使用する作業 | 手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。 | 10 |
| | 合計 | 10 |

## 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第 16 条）

指定地域内における道路交通振動が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、道路管理者に対し防止のための舗装・維持・修繕の措置を、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

**表 6-21　指定地域ごとの道路交通振動に係る要請限度**　（単位：dB）

| 時間の区分 / 区域の区分 | 昼　間 | 夜　間 |
|---|---|---|
| | 午前 6 時から午後 10 時まで | 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで |
| 第　1　種　区　域 | 65 | 60 |
| 第　2　種　区　域 | 70 | 65 |

※　学校、病院等、特に静穏を必要とする施設周辺の道路における振動限度は、同表に定める値から 5 dB 減じた値とする。

備考　1. 時間の区分及び区域の区分は特定工場等規制地域と同様

2. 振動の測定は当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

3. 振動加速度レベルは 5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

4. 測定場所は、道路の敷地境界線とする。

## ３．悪臭

**表 6-22　悪臭防止法に基づく指定地域の区分**

| 悪臭規制地域の区分 | | 原則として準拠する用途地域区分 |
|---|---|---|
| Ａ 区 域 | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居のように供されているため、静穏の保持を必要とする区域、並びに住居の用に合わせ商業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、悪臭等の発生を防止する必要がある区域 | 第１種低層住居専用地域 |
| | | 第２種低層住居専用地域 |
| | | 第１種中高層住居専用地域 |
| | | 第２種中高層住居専用地域 |
| | | 第１種住居地域 |
| | | 第２種住居地域 |
| | | 準住居地域 |
| | | 近隣商業地域 |
| | | 商業地域 |
| Ｂ 区 域 | 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい悪臭等の発生を防止する必要がある区域 | 準工業地域 |
| | | 工業地域 |
| 指 定 外 | Ａ及びＢ以外の地域 | 工業専用地域 |
| | | 用途地域以外の地域 |

対　　象：規制地域内の工場その他の事業場

規制地域：ア）（県告示：昭和 49 年 3 月 15 日、越前市告示：平成 23 年 11 月 1 日）

イ）（県告示：昭和 53 年 3 月 3 日、越前市告示：平成 23 年 11 月 1 日）

（ただし、昭和 49 年福井県告示第 617 号、平成 23 年越前市告示第 138 号に定める規制地域（図 6-5）については、硫化水素に係る規制基準はこれを適用せず、規制基準（表 6-24）による。）

規制基準：(1)敷地境界線における基準（法第 4 条第 1 号に掲げる基準）

(2)排出口における基準（法第 4 条第 2 号に掲げる基準）

(3)排出水中における基準（法第 4 条第 3 号に掲げる基準）

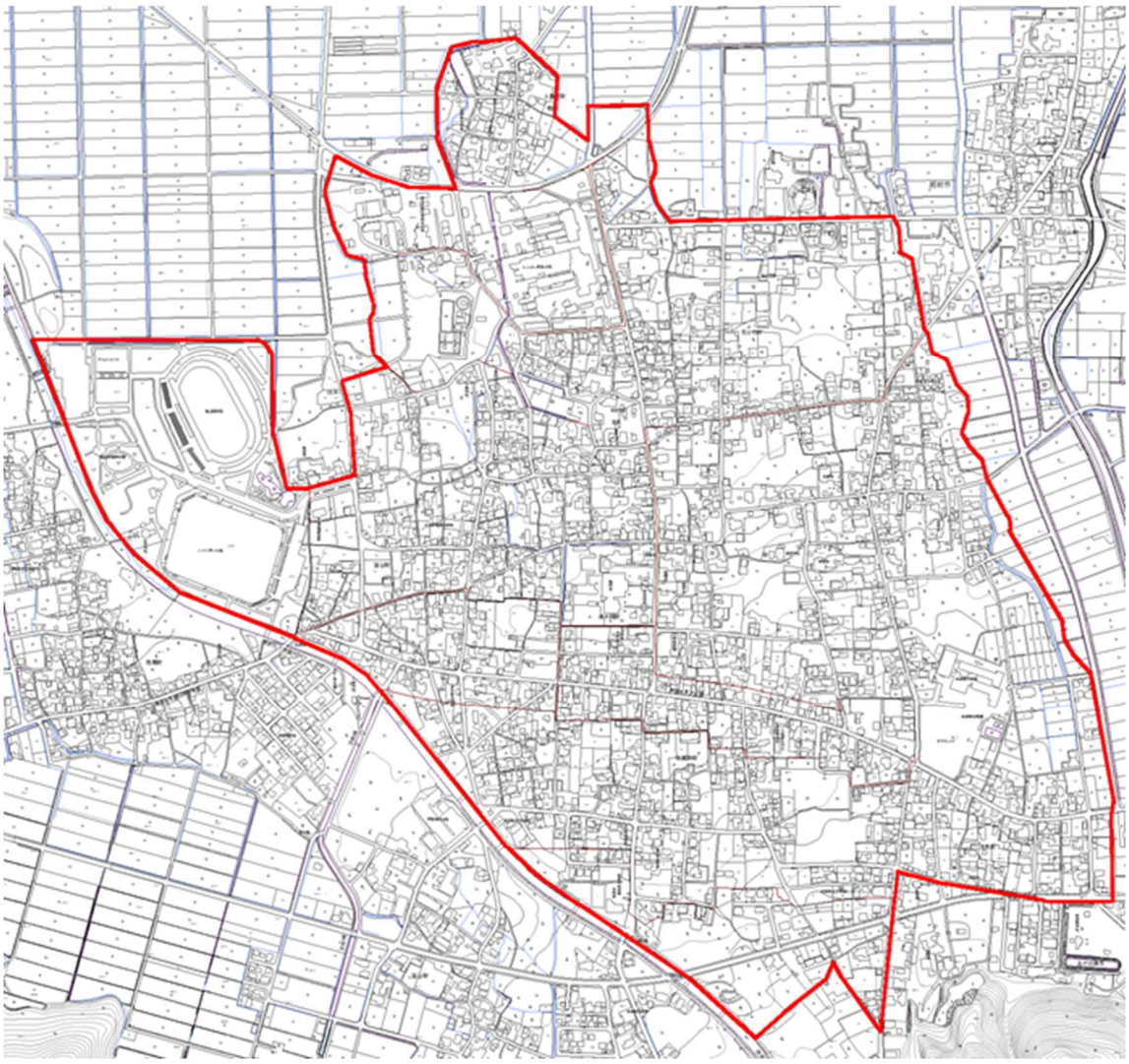

**図 6-5　悪臭規制地域（ア）**（平成 23 年 11 日 1 日　越前市告示　第 138 号）

**表 6-23　悪臭規制地域（ア）における規制基準**

| 規制物質名 | 規　制　基　準 | | |
|---|---|---|---|
| | (1) 敷地境界線における規制基準 | (2) 排出口における規制基準 | (3) 排出水中における規制基準 |
| 硫化水素 | 0.02 ppm | (1)の基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量 | (1)の基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出して得た流量 |

**表 6-24 悪臭防止法に基づく規制基準**

| 悪臭物質の種類 | | (1) 敷地境界線における規制基準（単位：ppm） | | (2) 排出口における規制基準 | (3) 排出水中における規制基準 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | A 区域 | B 区域 | | |
| 1 | アンモニア | 1 | 2 | ○ | |
| 2 | メチルメルカプタン | 0.002 | 0.004 | | ○ |
| 3 | 硫化水素 | 0.02 | 0.06 | ○ | ○ |
| 4 | 硫化メチル | 0.01 | 0.05 | | ○ |
| 5 | 二硫化メチル | 0.009 | 0.03 | | ○ |
| 6 | トリメチルアミン | 0.005 | 0.02 | ○ | |
| 7 | アセトアルデヒド | 0.05 | 0.1 | | |
| 8 | プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.1 | ○ | |
| 9 | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.03 | ○ | |
| 10 | イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.07 | ○ | |
| 11 | ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.02 | ○ | |
| 12 | イソバレルアルデヒド | 0.003 | 0.006 | ○ | |
| 13 | イソブタノール | 0.9 | 4 | ○ | |
| 14 | 酢酸エチル | 3 | 7 | ○ | |
| 15 | メチルイソブチルケトン | 1 | 3 | ○ | |
| 16 | トルエン | 10 | 30 | ○ | |
| 17 | スチレン | 0.4 | 0.8 | | |
| 18 | キシレン | 1 | 2 | ○ | |
| 19 | プロピオン酸 | 0.03 | 0.07 | | |
| 20 | ノルマル酪酸 | 0.001 | 0.002 | | |
| 21 | ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.002 | | |
| 22 | イソ吉草酸 | 0.001 | 0.004 | | |

※(2)排出口の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出した流量

※(3)排出水中の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出した濃度

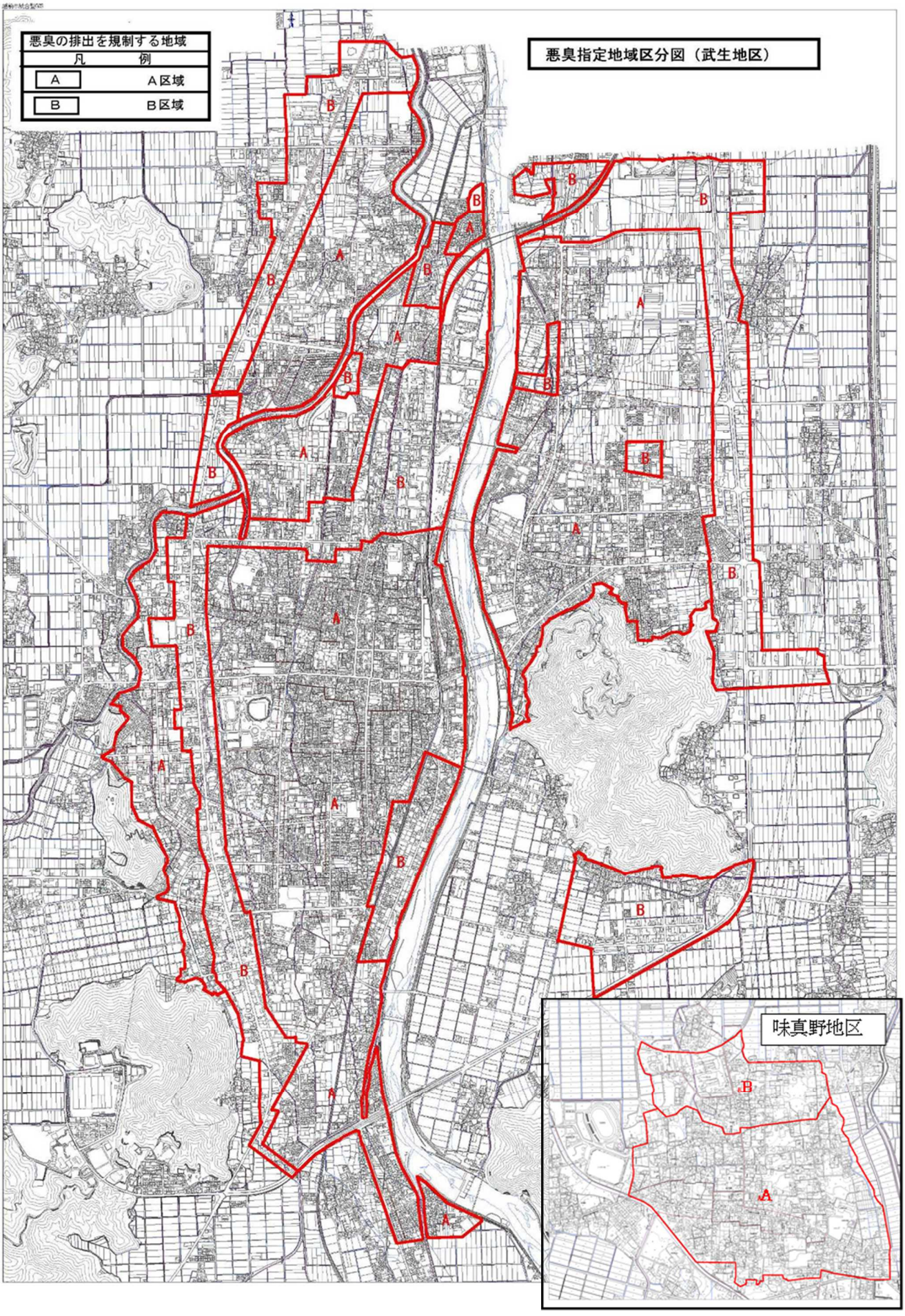


**図 6-6　悪臭規制地域（イ）武生地区**　（平成 23 年 11 日 1 日　越前市告示　第 137 号）

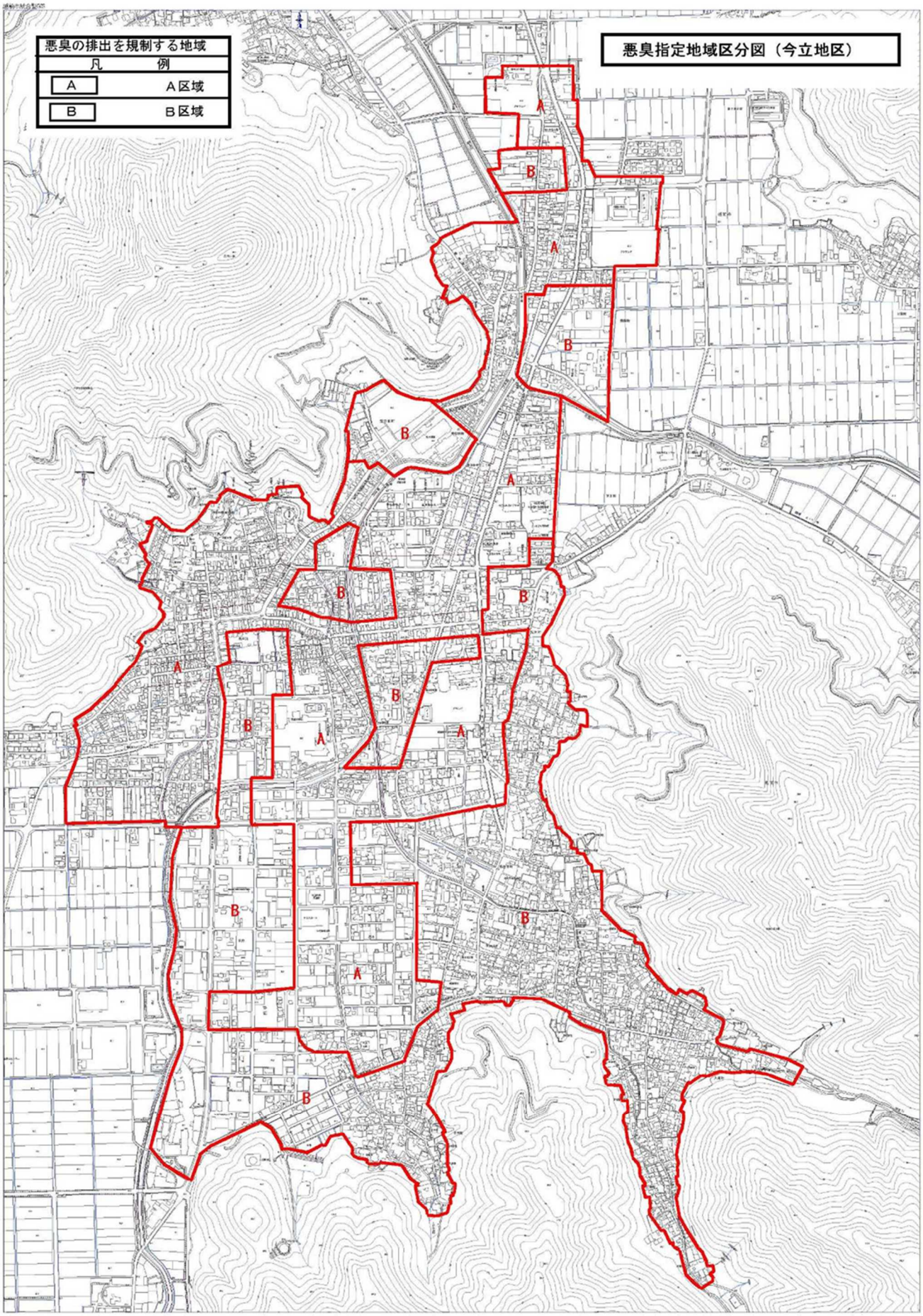


**図 6-7　悪臭規制地域（イ）今立地区**　（平成 23 年 11 日 1 日　越前市告示　第 137 号）

## 福井県公害防止条例に定める特定工場に係る悪臭の規制基準

ａ）対象：特定施設を設置している工場等

ｂ）届出：設置、変更（受理後 30 日以降着工可）、氏名変更、廃止（30 日以内）

ｃ）基準：工場等の敷地境界線において臭気指数 18 以下

注）悪臭防止法による規制地域以外の地域について適用する

### 表 6-25　福井県公害防止条例に係る特定施設届出状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

| 特定施設の種類 | | | 届け出状況 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 工場数 | 施設数 |
| 1 | 牛(生後２ヶ月未満のものを除く）10 頭以上<br>豚(生後２ヶ月未満のものを除く）50 頭以上<br>鶏(生後 30 日未満のものを除く)1,000 羽以上の飼養場において用いる施設 | ① 飼養施設<br>② 飼料調理施設（加熱するもの）<br>③ ふん尿処理施設 | 12 | 26 |
| 2 | 鶏糞の乾燥または焼却を行う工場において用いる施設 | ① 乾燥施設<br>② 焼却施設 | 1 | 1 |
| 3 | 死亡獣畜取扱場において用いる施設 | （省略） | 0 | 0 |
| 4 | 化製場において用いる施設 | （省略） | 0 | 0 |

### 表 6-26　悪臭物質の臭気強度別濃度

単位：ppm

| 悪臭物質名 | 臭いの強さ／臭いの特徴 | やっと感知できる臭い | 何の臭いであるかわかる弱い臭い | Ａ地域規制基準 | 楽に感知できる臭い／Ｂ地域規制基準 | 強い臭い | 強烈な臭い |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 臭気強度 | 1 | 2 | 2.5 | 3 | 4 | 5 |
| | 臭気指数（換算値） | | | 10～15 | 12～18 | | |
| アンモニア | 刺激臭・し尿臭 | 0.1 | 0.6 | 1 | 2 | 10 | 40 |
| メチルメルカプタン | 腐ったタマネギ臭 | 0.0001 | 0.0007 | 0.002 | 0.004 | 0.03 | 0.2 |
| 硫化水素 | 腐卵臭 | 0.0005 | 0.006 | 0.02 | 0.06 | 0.7 | 8 |
| 硫化メチル | 腐ったキャベツ臭 | 0.0001 | 0.002 | 0.01 | 0.05 | 0.8 | 2 |
| 二硫化メチル | 腐ったキャベツ臭 | 0.0003 | 0.003 | 0.009 | 0.03 | 0.3 | 3 |
| トリメチルアミン | 腐魚臭 | 0.0001 | 0.001 | 0.005 | 0.02 | 0.2 | 3 |
| アセトアルデヒド | 青くさい刺激臭 | 0.002 | 0.01 | 0.05 | 0.1 | 1 | 10 |
| スチレン | 都市ガス臭 | 0.03 | 0.2 | 0.4 | 0.8 | 4 | 20 |
| プロピオン酸 | すっぱいような刺激臭 | 0.002 | 0.01 | 0.03 | 0.07 | 0.4 | 2 |
| ノルマル酪酸 | 汗くさい臭 | 0.00007 | 0.0004 | 0.001 | 0.002 | 0.02 | 0.09 |
| ノルマル吉草酸 | むれたくつ下臭 | 0.001 | 0.0005 | 0.0009 | 0.002 | 0.008 | 0.04 |
| イソ吉草酸 | むれたくつ下臭 | 0.00005 | 0.0004 | 0.001 | 0.004 | 0.03 | 0.3 |

## 悪臭調査結果

### 表 6-27　硫化水素の経年変化

| 局名 | 統計項目 | 年 / 単位 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 味真野大気 | 有効測定日数 | (日) | 362 | 356 | 364 | 363 | 362 | 363 | 363 | 362 | 361 | 361 | 364 |
| | 測定時間 | (時間) | 8,723 | 8,580 | 8,742 | 8,727 | 8,691 | 8,728 | 8,738 | 8,725 | 8,718 | 8,711 | 8,748 |
| | 年平均値 | (ppm) | 0.003 | 0.004 | 0.002 | 0.003 | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.004 | 0.004 | 0.004 |
| | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.078 | 0.172 | 0.086 | 0.136 | 0.271 | 0.253 | 0.145 | 0.123 | 0.147 | 0.109 | 0.069 |
| | 日平均値の最高値 | (ppm) | 0.018 | 0.028 | 0.02 | 0.02 | 0.035 | 0.016 | 0.022 | 0.01 | 0.02 | 0.022 | 0.02 |

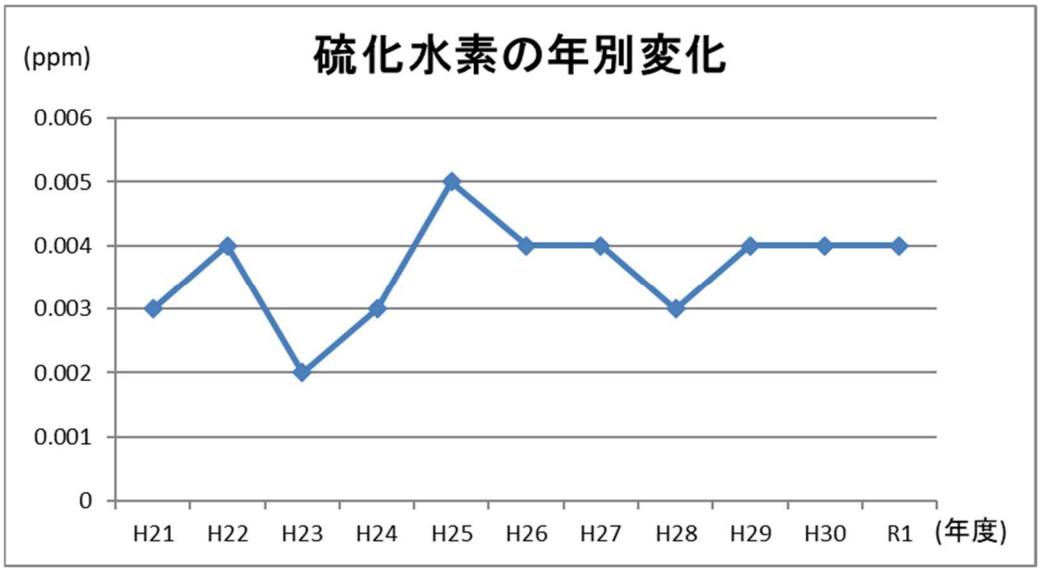


図 6-8 硫化水素の年平均値の経年変化（味真野局）

### 表 6-28　硫化水素の月別変化（味真野局）（令和元年度）

| 局名 | 項目 | 月 / 単位 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 味真野大気 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 28 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 29 | 31 |
| | 測定時間 | (時間) | 720 | 742 | 690 | 744 | 744 | 720 | 744 | 720 | 741 | 744 | 696 | 743 |
| | 月平均値 | (ppm) | 0.004 | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.005 | 0.005 | 0.005 | 0.005 | 0.004 | 0.005 | 0.005 |
| | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.041 | 0.054 | 0.051 | 0.059 | 0.038 | 0.052 | 0.065 | 0.054 | 0.056 | 0.069 | 0.055 | 0.051 |
| | 日平均値の最高値 | (ppm) | 0.015 | 0.007 | 0.012 | 0.006 | 0.007 | 0.016 | 0.02 | 0.02 | 0.018 | 0.018 | 0.02 | 0.015 |

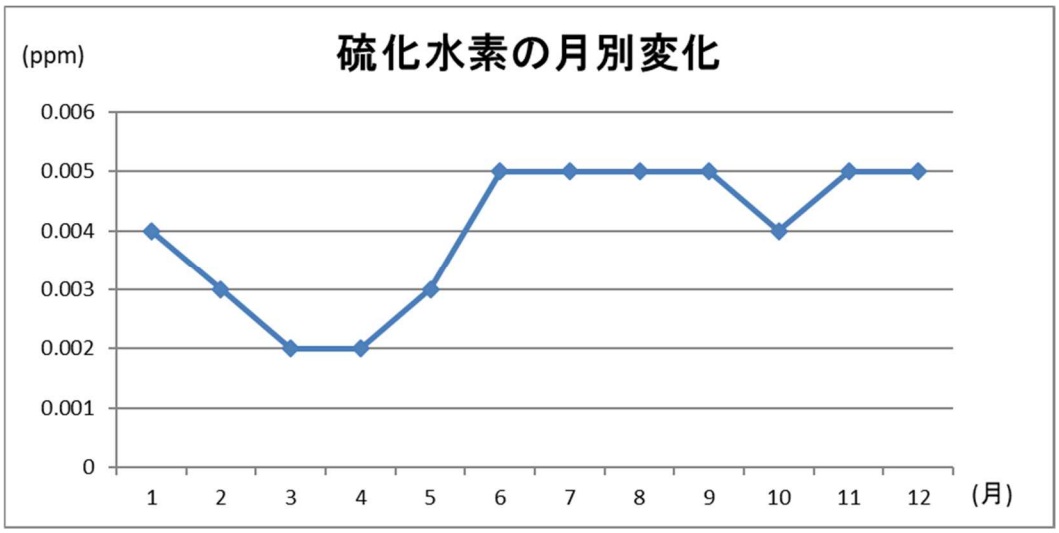


図 6-9　硫化水素の月別変化（味真野局）（令和元年度）

表 6-29　硫化水素濃度の時間別変化（味真野局）（令和元年度）

| 局名 | 1時 | 2時 | 3時 | 4時 | 5時 | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 12時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 味真野大気 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.005 | 0.007 | 0.007 | 0.006 | 0.005 |

| 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 | 19時 | 20時 | 21時 | 22時 | 23時 | 24時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0.005 | 0.005 | 0.006 | 0.006 | 0.005 | 0.004 | 0.003 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |

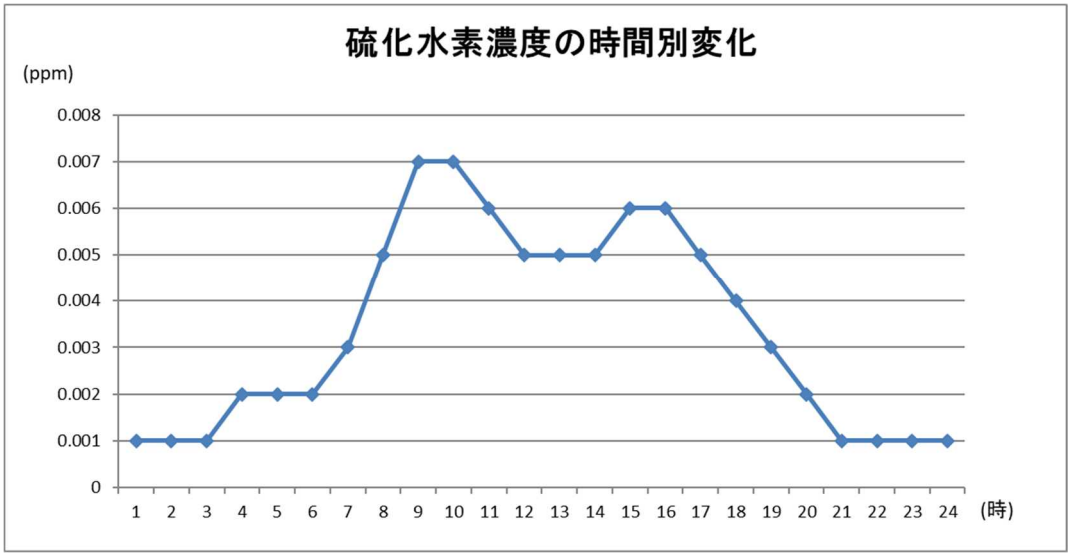


図 6-10　硫化水素濃度の時間別変化（令和元年度）

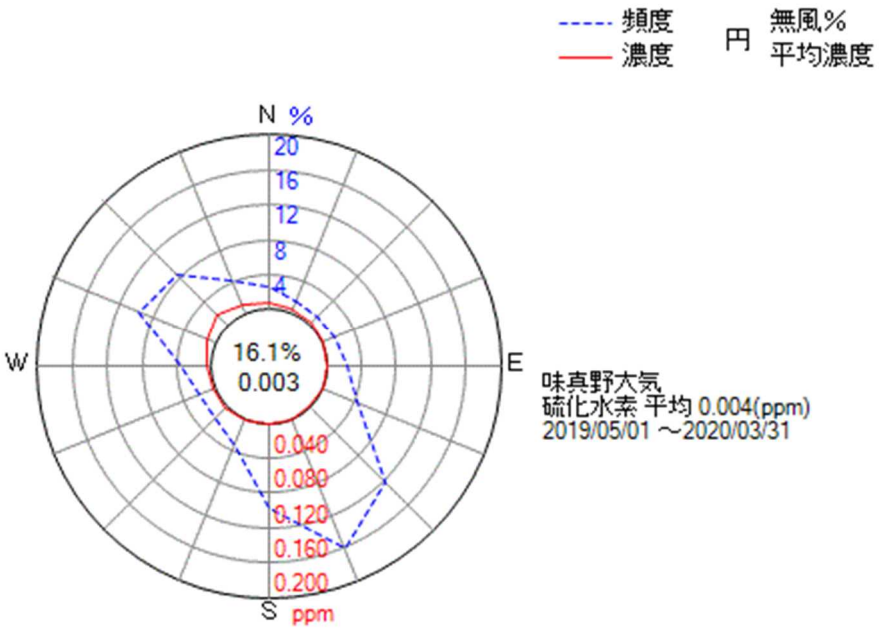


図 6-11　硫化水素濃度の風向別変化（味真野局）（令和元年度）

# 7　環境関係条例・規則等

| |
|---|
| 越前市環境基本条例 |
| 越前市環境審議会規則 |
| 越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例<br>越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則 |
| 越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱 |
| 越前市資源回収奨励金交付要綱 |
| 越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱 |
| 越前市住宅太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱 |
| 越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱 |
| 越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱 |
| 越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱 |

（令和２年３月３１日現在）

# 越前市環境基本条例

平成１７年１０月１日
条例第１２５号
改正　平成２５年３月２９日条例第４号

目次

前文
第１章　総則(第１条―第７条)
第２章　基本的施策(第８条―第１８条)
第３章　環境審議会(第１９条)
第４章　雑則(第２０条)
附則

恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたわたしたち越前市民は、郷土を愛し、その恵みの中で文化を育て、長い歴史を築いてきた。

一方、わたしたちは、生活の利便性や豊かさを追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費し、これにより、わたしたちのまちのみならず地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、次の世代によりよい環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が、協働し、地球的視野に立って環境に優しい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識のもとに、清くうるおいのある豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

## 第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　良好な環境　土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

（３）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（４）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第３条　良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

２　良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。

３　良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。

４　良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。

５　良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(平２５条例４・一部改正)

(市の責務)

第４条　市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全と創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第６条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全と創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(適用除外)

第７条　この条例の規定は、原子力基本法(昭和３０年法律第１８６号)その他の関係法令の規定により講ずることとされている放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、適用しない。

## 第２章　基本的施策

(環境基本計画)

第８条　市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第１９条に規定する越前市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第９条　市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第１０条　市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な規制の措置を講ずるものとする。

(指導、助言等)

第１１条　市は、良好な環境の保全と創造を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導、助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全と創造に関する教育、学習の推進)

第１２条　市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活

動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(平２５条例４・一部改正)

(民間団体等の自発的活動の推進)

第１３条　市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第１４条　市は、第１２条の良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が行う活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第１５条　市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集、研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第１６条　市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進等)

第１７条　市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、地球環境保全の向上に資するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第１８条　市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第３章　環境審議会

(環境審議会)

第１９条　環境基本法(平成５年法律第９１号)第４４条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創造に関して、基本的事項を調査審議するため、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　環境基本計画に関する事項

（２）　その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

３　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

４　審議会は、委員２０人以内をもって組織する。

５　委員は、良好な環境の保全と創造に関し識見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

６　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

(委任)

第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則(平成２５年3月２９日条例第４号)

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

# 越前市環境審議会規則

平成１７年１０月１日
規則第１１５号
改正　平成１８年1月２０日規則第１号
平成２４年3月３０日規則第３７号
平成２６年3月２８日規則第１３号

(趣旨)

第１条　この規則は、越前市環境基本条例(平成１７年越前市条例第１２５号。以下「条例」という。)第１９条第７項の規定に基づき、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命又は委嘱)

第２条　条例第１９条第５項に基づく委員の任命又は委嘱は、次に掲げる者のうちから行う。

（１）　優れた識見を有する者

（２）　越前市議会議員

（３）　関係機関から推薦された者

（４）　市民からの公募による者

２　前項の規定による委員のほか、特別の事項を調査又は審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

３　臨時委員は、学識経験者及び関係機関の代表のうちから、市長が委嘱する。

４　前項の規定による臨時委員は、当該事項の調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平１８規則１・平２６規則１３・一部改正)

(会長の選任及び権限)

第３条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第４条　審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第５条　審議会は、委員(臨時委員が置かれるときは、臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員(臨時委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第６条　会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

３　部会に属する委員の互選により部会長を置く。

(幹事)

第７条　審議会に幹事若干人を置く。

２　幹事は、越前市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第８条　審議会の庶務は、越前市行政組織規則(平成１７年越前市規則第１０号)別表第５に定める課において処理する。

(平２４規則３７・一部改正)

(その他)

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則(平成１８年1月２０日規則第１号)

この規則は、平成１８年２月１日から施行する。

附　則(平成２４年3月３０日規則第３７号)抄

(施行期日)

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則(平成２６年3月２８日規則第１３号)

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

# 越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例

平成１７年１０月１日

条例第１２６号

改正　平成２０年3月２５日条例第９号

平成２５年3月２９日条例第４号

(設置)

第１条　本市は、良好な環境の保全及び創造に資する担い手の育成並びに環境にやさしい地域づくりの推進を図るため、エコビレッジ交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第２条　エコビレッジ交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 越前市エコビレッジ交流センター | 越前市湯谷町第２５号２５番地の２ |

(業務)

第３条　エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)は、次の業務を行う。

（１）　環境学習に関すること。

（２）　環境情報の受発信に関すること。

（３）　その他市長がセンターの設置目的達成のためにふさわしいと認めた業務

(開館時間及び休館日)

第４条　センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（１）　開館時間　午前９時から午後１０時まで

（２）　休館日

ア　毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)第２条に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)を除く。)

イ　国民の祝日の翌日

ウ　１２月２８日から翌年の１月４日まで

(入館の制限)

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者及びセンターの係員の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

（１）　他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

（２）　公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

（３）　施設、設備又は展示品等を毀損するおそれがあるとき。

（４）　その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(平２５条例４・一部改正)

(使用の許可及び制限)

第６条　センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の規定による許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付し、又は使用の制限を加えることができる。

３　第１項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

（１）　公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（２）　施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（３）　営利を目的とする使用であると認められるとき。

（４）　爆発物又は危険物を取り扱うとき。

（５）　暴力排除の主旨に反すると認められるとき。

（６）　その他市長が不適当であると認められるとき。

(平２５条例４・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第８条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

（１）　前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（２）　使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。

（３）　使用許可の条件に違反したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入館者及び使用者の遵守事項)

第９条　入館者及び使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　所定の場所以外に出入りしないこと。

（２）　使用許可を受けた施設以外は使用しないこと。

（３）　センター内において許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

（４）　許可を受けずに壁、柱、扉等に広告、貼り紙、くぎ打ちその他これらに類する行為をしないこと。

（５）　他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱す行為をしないこと。

（６）　前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及びセンターの係員の指示に従うこと。

(平２５条例４・一部改正)

(使用料)

第１０条　センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

２　使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、後納させることができる。

３　既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第１１条　市長は、特に必要があると認めるときは、前条第１項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第１２条　使用者は、その使用が終わったときは、直ちにその使用場所を清掃し、設備及び器具を整理し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。

２　前項の規定は、第８条の規定により使用者が使用許可を取り消された場合について準用する。

(損害賠償等)

第１３条　入館者及び使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　第８条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損失について、市はこれを補償しない。

(平２５条例４・一部改正)

(管理の代行)

第１４条　市は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第３項の規定により、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第１５条　指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

（１）　市長の承認を受け、センターの開館時間又は休館日を変更すること。

（２）　入館の制限に関する業務

（３）　センターの使用の許可に関する業務

（４）　第３条各号に掲げる業務のうち市長が定めた計画の実施に関すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

２　前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第４条から第８条まで及び第１０条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平２０条例９・一部改正)

(委任)

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成１３年武生市条例第４号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成２０年３月２５日条例第９号)

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則(平成２５年３月２９日条例第４号)

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則(令和元年６月１４日条例第１３号)

(施行期日)

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の規定による改正後の条例の使用料又は利用料金に関する規定は、令和２年４月１日以後の当該条例に規定する使用又は利用について適用し、同年３月３１日までの使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

３　この条例の改正後の規定による使用料及び利用料金の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(その他)

4　前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

別表(第１０条関係)

(令元条例１３・全改)

1　施設使用料

| 区分 | | 基本使用料（１時間当たり） |
|---|---|---|
| 料理研究室 | | １００円 |
| 工房 | | １００円 |
| 和室 | １部屋使用 | １００円 |
| | ２部屋使用 | １５０円 |
| 里山ギャラリー | | １００円 |
| 大ホール | | ２５０円 |

備考

１　使用料の算定に当たっては、１時間未満の端数があるときは１時間とする。

２　市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の５割増しとする。

２　冷暖房使用料

| 区分 | | 基本使用料 | 定額使用料 | |
|---|---|---|---|---|
| | | １回 | 月額 | 年額 |
| 料理研究室 | | ２００円 | １,０００円 | ６,０００円 |
| 工房 | | １００円 | ５００円 | ３,０００円 |
| 和室 | １部屋使用 | ２００円 | １,０００円 | ６,０００円 |
| | ２部屋使用 | ３００円 | １,５００円 | ９,０００円 |
| 里山ギャラリー | | ２００円 | １,０００円 | ６,０００円 |
| 大ホール | | ３００円 | １,５００円 | ９,０００円 |

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、１部屋分を上限に算定するものとする。

○越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則

平成１７年１０月１日
規則第１１６号
改正　平成２０年３月３１日規則第６号
平成２４年３月２９日規則第１４号
平成２５年２月２６日規則第５号
平成２５年３月２２日規則第１７号
平成２７年３月３１日規則第２１号
平成２８年３月２３日規則第６号

(趣旨)

第１条　この規則は、越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成１７年越前市条例第１２６号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第２条　条例第６条の規定により、越前市エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)の使用許可を受けようとする者は、市長に越前市エコビレッジ交流センター使用許可申請書(様式第１号)を提出しなければならない。

２　前項の申請書は、使用しようとする日(引き続き２日以上使用しようとするときは、その初日をいう。以下同じ。)前３月から当該使用しようとする日までの間に提出しなければならない。

３　市長は、第１項の申請を許可したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可書(様式第２号)を申請者に交付する。

(使用の変更及び取消し)

第３条　センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の取消しをしようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用取消申請書(様式第３号)に、使用許可の内容を変更しようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用変更申請書(様式第４号)に使用許可書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請に基づき使用許可の内容変更を承認したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用変更承認書(様式第５号)を使用者に交付する。

(使用許可の取消し等の通知)

第４条　市長は、条例第８条の規定により、センターの使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可取消決定書(様式第６号)、越前市エコビレッジ交流センター使用中止命令書(様式第７号)又は越前市エコビレッジ交流センター使用条件変更決定書(様式第８号)を使用者に交付する。

(使用料の後納)

第５条　条例第１０条第２項ただし書の規定により使用料の後納をしようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料後納申請書(様式第９号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、使用料の後納を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(使用料の返還)

第６条　使用者が、条例第１０条第３項ただし書の規定により、既に納入した使用料の返還を受けようとするときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還申請書(様式第１０号)に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の申請があった場合において使用料を返還することができる理由及び金額は、次の各号に該当する場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　使用者が自己の責めによらない事由によりセンターを使用できなくなったとき　当該使用料の全額

（２）　使用者が使用しようとする日前７日までに使用の取消しを申し出たとき　当該使用料の全額

（３）　使用者が使用変更の許可を受けた場合において既に納付した使用料に過納が生じたとき　その相当額

３　市長は、前項の使用料返還を決定し、又は返還しない旨を決定したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還決定書(様式第１１号)により、その旨を使用者に通知する。

(使用料の減免)

第７条　条例第１１条の規定による減免は、別表に定める減免基準表によるものとする。

２　前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料減免申請書(様式第１２号)を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の使用料の減免を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(施設等の毀損(滅失)届)

第８条　使用者は、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、越前市エコビレッジ交流センター施設等毀損(滅失)届(様式第１３号)を提出しなければならない。

(平２５規則５・一部改正)

(指定管理者制度による読替え)

第９条　条例第１４条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第２条から第６条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第１号から様式第１１号までの規定中「越前市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平２０規則６・一部改正)

附　則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則(平成２０年３月３１日規則第６号)

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則(平成２４年３月２９日規則第１４号)

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則(平成２５年２月２６日規則第５号)抄

(施行期日)

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則(平成２５年３月２２日規則第１７号)

(施行期日)

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、所要の調整を行い、使用することができる。

附　則(平成２７年３月３１日規則第２１号)

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則(平成２８年３月２３日規則第６号)

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表(第７条関係)

(平２４規則１４・全改、平２７規則２１・一部改正)

使用料の減免基準表

| 区分 | 項目 | 減免する額 |
|---|---|---|
| 1 | 越前市又は越前市教育委員会の主催、共催又は委託事業として使用するとき。 | 全額 |
| 2 | 市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校又は中学校が主催して、園児、児童又は生徒の環境教育活動に関する事業に使用するとき。 | 全額 |
| 3 | 市長が市内に環境活動の主たる本拠を置く団体であると認めるものが、本来の環境活動事業に使用し、その事業が市民の環境意識の向上に寄与するものと認められるとき。 | 全額 |
| 4 | 市長が市内に活動の主たる本拠を置く団体であると認めるものが、社会教育及び地域自治の目的を達成するための事業に使用するとき。 | 全額 |
| 5 | 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 | 市長が必要と認める額 |

越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一般家庭における生ごみ処理器（以下「処理器」という。）設置に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量化と堆肥化による有効利用を図ることを目的とする。

（対象処理器等）

第２条　奨励金交付の対象となる処理器は、生ごみを自然に、又は微生物の発酵作用により得られたボカシ等を利用して発酵を促進させる機能を有するもので電気を動力として用いないものとする。

（対象者）

第３条　奨励金の交付を受けることができる者は、越前市内に住所を有し、越前市内の販売店で前年度又は当該年度に購入された処理器を設置している者とする。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、購入額の２分の１以内とし、処理器１基に対して３，０００円を上限とし、かつ、１家庭につき２基を限度とする。この場合において、その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書（別記様式）に処理器購入に係る領収証書を添えて、市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第６条　市長は、前条の申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

（奨励金の返還）

第７条　市長は、虚為の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行期日の日の前日までに、武生市ごみ処理器設置奨励金交付要綱又はゴミ減量化対策費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、平成３４年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１９年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前に、改正前の第５条の規定によりごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書を市長に提出した者は、改正後の第２条の規定を適用しない。

附　則

この要綱は、平成２２年３月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年３月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月３１日から施行する。

越前市資源回収奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付することにより、資源の有効利用に対する市民の意識の高揚及びごみの減量化による処理及び経費の低減を図ることを目的とする。

（対象団体等）

第２条　奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備える市内の団体とする。

(1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。

(2) 営利を目的にしないこと。

(3) 回収した資源を次項に規定する資源回収業者に引き渡すこと。

２　奨励金の交付を受けることができる資源回収業者は、前項の団体が回収した資源の引き渡しを受けた資源回収業者で、越前市に次条に規定する届出がある者とする。

（資源回収業者の届出）

第３条　前条第２項の規定による資源回収業者の届出は、資源回収業者届出書（様式第１号）によるものとする。

（対象品目）

第４条　奨励金の交付対象品目は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）及び古衣類とする。

（奨励金の額）

第５条　奨励金の額は、団体については回収した古紙類及び古衣類の重量に１キログラム当たり単価５円を乗じて得た額とし、資源回収業者については引渡しを受けた古紙類及び古衣類の重量に１キログラム当たり単価１円を乗じて得た額とする。ただし、その額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

（奨励金の交付申請）

第６条　奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収奨励金交付申請書兼請求書（団体用）（様式第２号）に資源回収業者が発行する計量伝票と受入伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

２　奨励金の交付を受けようとする資源回収業者は、毎年度６月、９月、１２月又は３月に資源回収奨励金交付申請書兼請求書（業者用）（様式第３号）を市長に提出しなければならな

い。

3　団体及び資源回収業者は、資源回収を実施した年度内及び翌年度内に限り、奨励金の交付を申請できる。

（奨励金の交付）

第７条　市長は、前条の交付申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

2　資源回収業者に対する奨励金は、該当する団体から奨励金交付申請があったものについて交付する。

（奨励金の返還）

第８条　市長は、虚為の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体又は資源回収業者に対し当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の前日までに、武生市資源回収奨励金交付要綱又は今立町資源回収奨励金交付要綱によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3　この要綱は、平成３３年3月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成１９年3月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年4月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は平成２２年3月１５日か

ら施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年２月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月２０日から施行する。

越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱

（設置）

第１条　本市は、分別ルールの適正化にかかる市民への周知及びリサイクル等への取組み等によるごみの減量化並びに循環型社会の構築を推進するため、ごみ減量化・リサイクル推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

（推進員の役割）

第２条　推進員は、各町内において正しいごみの出し方を啓発し、当該町内のごみステーションにかかる諸問題についてその解決方法を検討するとともに、市全体のごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

（認定）

第３条　市長は、町内区長からごみ減量化・リサイクル推進員推薦書（様式第１号）により推薦を受け、かつ、市が主催する養成講座を受講した者を推進員として認定する。

（認定期間等）

第４条　推進員の認定期間は、市長が認定を行った日から、当該推進員が辞任するまでの期間とする。

２　前項に規定する辞任にかかる届出は、ごみ減量化・リサイクル推進員辞任届（様式第２号）によるものとする。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）及び別表に掲げる省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）の設置に要する費用の一部を補助すること（以下「補助事業」という。）により、住宅用太陽光発電システム等の普及を促進し、地球温暖化の防止を図ることを目的とする。

（通則）

第２条　越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、越前市補助金等交付規則（平成１７年越前市規則第５０号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付の対象）

第３条　市長は、市内の住宅（兼用住宅、宿舎、共同住宅その他住居として使用される建物を含む。以下同じ。）に対象システムを設置する個人若しくは法人（市内に住所を有する、又はその予定である個人又は法人であって、当該住宅を住居として使用する者（法人の場合にあっては、代表者又は従業員の住居として使用する者）若しくは当該住宅を住居として第三者に賃貸する者又はその予定である者に限る。以下同じ。）又は市内の対象システム付きの住宅を購入する個人若しくは法人であって、次の各号の全てに該当するもの（以下「補助事業者」という。）からの申請に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 電灯契約を結んでいる個人又は法人であること。ただし、補助事業者が明らかに住居を第三者に賃貸を行う場合は、その賃借人が電灯契約を結ぶものを含む。

(2) 市税に滞納がないこと。ただし、市長が、特別徴収等、申請を行うものの責めに帰すべき事由がないと認めるときは、この限りではない。

２　同一住宅に対する補助金の交付は、同一年度において１回限りとする。

（対象システム）

第４条　対象システムとは、次の各号の全てに該当するものをいう。

(1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。

(2) 次の数値のうちのいずれかが１０ｋｗ未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて１０ｋｗ未満であるもの。

ア　太陽電池の公称最大出力

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、ＪＩＳという。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、ＩＥＣ等の国際規格も可とする。ｋｗ表示とし、小数点以下２桁未満は切り捨てる。

イ　パワーコンディショナの定格出力

対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はＪＩＳに基づくｋｗ表示とする。

(3) 財団法人 電気安全環境研究所（ＪＥＴ）又はTUV Rheinland等国際的認証機関の認証試験基準に適合し、ＪＥＴＰＶm認証などを受け、かつ太陽電池モジュールの公称最大出力の８０パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後１０年以上保証されているもの。

(4) 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であるものとし、移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第５条　補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 補助対象経費 | 第４条に定める要件に適合する対象システムの設置に要する経費で、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）に要する経費（対象システムと同時に省エネ設備を設置するとき（以下「複合型補助」という。）は、省エネ設備の設置に要する額を含む)。ただし、パワーコンディショナと蓄電システム等を併用している場合は、パワーコンディショナに要する経費は対象経費から除外する。 |
| 補助金額 | 次のアからエに掲げる式により得た額の合計額（１００円未満は、切捨て）<br>ア　対象システムの販売及び施工を市内の事業者（市内に本店を置く法人又は市内に住所を置く個人の事業者をいう。以下同じ。）が行うとき。対象システムを構成する太陽電池の最大出力数（４ｋｗを上限とする。）×１０，０００円<br>イ　対象システムの販売又は施工のいずれかを市外の事業者（市外に本店を置く法人又は市外に住所を置く個人の事業者をいう。以下同じ。）が行うとき。対象システムを構成する太陽電池の最大出力数（４ｋｗを上限とする。）×５，０００円<br>ウ　複合型補助で、省エネ設備の販売及び施工を市内の事業者が行うとき。省エネ設備の設置に要する額。（ア又はイの最大出力数（４kw を上限とする）×１０，０００円を上限とする。）<br>エ　複合型補助で、省エネ設備の販売又は施工のいずれかを市外の事業者が行うとき。省エネ設備の設置に要する額。（ア又はイの最大出力数（４kw を上限とする）×５，０００円を上限とする。） |

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　申請書に記載する補助事業の着手予定日（又は建売の引渡予定日）は、市長への申請日を起算として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）による休日を除いた１０日目以降とする。

３　申請書に記載する補助事業の完了予定年月日とは、対象システム（複合型補助の場合は省エネ設備も含む。）の工事の完了、設備の補助事業者への引渡し、設置工事費の確定及び太陽光発電設備の電力会社との電力受給開始日の全てが完了する予定の日とする。

４　補助事業者は、当該申請に当たり、次に掲げる事項に同意するものとする。

(1) 市長が補助事業者の居住状況及び市税の納付状況を確認すること。

(2) 市長が対象システムによって発電された電気の売電の量に関する情報を電力会社から提供を受けること。

(3) 太陽光発電量等に関する情報の提供に協力すること。

5　補助事業者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 太陽光発電システムの工事請負契約書又は建売住宅の売買契約書の写し

(2) 債権者・受取人登録（変更）申請書

(3) 予定工事施工者等報告書（様式第２号）

6　補助事業者は、複合型補助で補助金の交付を受けようとする場合にあっては、前項に規定する書類のほかに、省エネ設備の仕様が分かるパンフレット又はカタログ（これらの写しを含む。）を添付しなければならない。

（対象システム等の設置）

第７条　市内の住宅に対象システムを設置する補助事業者は、市の交付決定通知を受けた後から工事に着手するものとし、当該通知に記載されている当該通知の交付の日からその交付の日が属する年度の３月３１日までの間に、工事を完了し、太陽光発電設備の電力会社との電力需給を開始しなければならない。

（対象システム等の引渡し）

第８条　市内の対象システム付き住宅を購入する補助事業者は、市の交付決定通知に記載されている当該通知の交付の日からその交付の日が属する年度の３月３１日までの間に、対象システム（複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合は、対象システム及び省エネ設備）の設置された建売住宅の引渡しを受け、太陽光発電設備の電力会社との電力需給を開始しなければならない。

（変更承認申請）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第３号。以下「変更承認申請書」という）を市長に提出しなければならない

(1) 申請書に記載した対象システムの太陽電池の公称最大出力を変更するとき。

(2) 太陽電池モジュールの型式名を変更するとき。

(3) 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合であって、申請した省エネ設備とは別の省エネ設備を設置するとき。この場合、第６条第６項に規定する書類を添えること。

(4) 複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合であって、省エネ設備を設置しないこととしたとき。

(5) 複合型補助で補助金の交付の申請を行わなかった場合であって、省エネ設備を設置するとき。（複合単価による交付となる要件を満たす場合に限る。）この場合、第６条第６項に規定する書類を添えること。

(6) 様式第２号で申請した予定工事施工者等を変更するとき。この場合、変更後の様式第２号を添えること。

(7) その他市長が必要と認めるとき。

（補助事業の中止）

第１０条　補助事業者は、対象システムの設置を中止しようとするとき、又は対象システムが設置された建売住宅の購入を中止しようとするときは、越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業中止届出書（様式第４号。以下「中止届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市の交付決定の日の属する年度の３月３１日までに市長に提出しなければならない。

(1) 越前市住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業補助金完了実績報告書（様式第５号。以下

「実績報告書」という。）

(2) 電力受給契約確認書の写し

(3) 対象システムの領収書の写し

(4) 太陽電池モジュールを設置した建物全体の写真（カラー）

(5) パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料（銘板の写真、保証書の写し、検査成績証の写しのいずれか１つ）

(6) 太陽電池モジュールの設置写真（カラー）

(7) システム配置図（パネルの枚数が確認できるもの）

(8) 出力対比表（補助事業者名、販売名、製造メーカー名、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値の記載があるもの）

(9) 工事施工者等報告書（様式第６号）

２　複合型補助で補助金の交付の申請を行った場合は、前項に掲げる書類のほかに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 省エネ設備の製造番号及び型式等が分かる保証書等（写しを含む。）

(2) 省エネ設備の領収書の写し

(3) 省エネ設備の設置状況に関する写真（カラー）（様式第７号）

（手続代行者）

第１２条　補助事業者は、申請書、変更承認申請書、中止届出書及び実績報告書について、対象システムを販売又は施工する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

２　手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。また、この手続の代行を通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に従って取り扱うものとする。

３　市長は、手続代行者が第１項に規定する手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（取得財産等の管理）

第１３条　補助事業者は、対象システム又は省エネ設備の法定耐用年数の期間内において、天災地変、その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象システム又は省エネ設備が毀損され又は、消失したときは、その旨を市長に届けなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第１４条　補助事業者は、対象システム又は省エネ設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象システム又は省エネ設備を処分する場合は、市長から承認を受けなければならない。

（その他）

第１５条　交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成２９年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月３１日から施行する。

別表（第１条関係）

| 省エネ設備の種類及び代表的製品名 | 性能の基準 |
|---|---|
| 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） | 潜熱を回収するための熱交換器を備えており、ＪＩＳ基準に基づく給湯熱効率が９０％以上であるもの |
| 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール） | |
| 家庭用ガスエンジン給湯器（エコウィル） | ガスエンジンユニットのＪＩＳ基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で８０％以上あり、かつ、貯湯ユニットの容量が９０リットル以上であるもの |
| ハイブリッド給湯・暖房システム（ＥＣＯ ＯＮＥ） | 給湯熱効率が９０％以上であること。ヒートポンプを併用するシステムであること。 |
| 家庭用燃料電池（エネファーム） | 国が実施する燃料電池の普及にかかる補助事業において、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した家庭用燃料電池システム又はこれと同等以上の性能を有するもの |
| 太陽熱温水器 | 集熱器及び蓄熱槽で構成され、太陽熱を集めて給湯若しくは冷暖房に利用するもの |
| ペレットストーブ | 木質ペレットを燃料として使用するもの |
| 薪ストーブ | 薪又はもみ殻を燃料として使用するもの |

| | |
|---|---|
| ＬＥＤ照明設備 | 電源に電池以外から供給される電力を用い、天井、壁等に固定して設けるもの |
| ヒートポンプ式温水暖房機 | ヒートポンプを熱源として床暖房等に利用するもの |
| 蓄電池 | 経済産業省のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）支援事業において製品登録された蓄電システム又はこれと同等以上の性能を有するもの |
| 家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ機器） | 「ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅ」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 |
| エコキュート | ＪＩＳが規定する省エネラベルの「省エネ性マーク」がグリーンのもの |
| エアコン | |
| テレビ | |
| 電気冷蔵庫 | |
| 電気冷凍庫 | |
| ジャー炊飯器 | |
| 電子レンジ | |
| 電気便座 | |
| ガス調理機器 | |

注　いずれの設備も、中古品を除く。

越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、越前市電気自動車導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、電気自動車の導入を促進し、もって石油に依存した生活からの転換を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「電気自動車」とは、国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程によりクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の交付の対象となる同規程第３条に定める電気自動車であって、リチウムイオン電池を搭載し、かつ、急速充電設備の利用が可能なものをいう。

（補助金の交付）

第３条　市長は、電気自動車（新車に限る。）を購入した者（リース契約により使用する者を含む。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものに対し１回限り、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 市税を滞納していない者であること。ただし、市長が、特別徴収等、申請を行うものの責めに帰すべき事由がないと認めるときは、この限りではない。

(2) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる営業所若しくは事務所を有する事業者であること。ただし、事業者にあっては、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者で、かつ、常時使用する従業員の数が３００人未満のものに限る。

(3) 電気自動車を購入した者にあっては、市内に住所を有する販売店から購入していること。

(4) リース契約により電気自動車を使用するものにあっては、その契約期間が４年以上であること。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則別表第１補助金交付額の欄に定める金額（以下「国交付額」という。）の８分の１以内の額（算定の基礎となる電気自動車が複数ある場合は、それぞれの電気自動車について算定した額のうち、最も有利な額）（１００円未満の端数切捨て）とする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、電気自動車の購入契約又はリース契約を締結する前に、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 見積書又は締結予定のリース契約書の写し

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定により、補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容の調査及び審査を行い、交付の可否及び交付する場合にあっては補助金額を決定し、申請者に通知する。

２　補助金を交付する優先順位は、補助金交付申請を市が受け付けた順とする。

（交付条件）

第７条　補助金の交付決定に市長が付する条件は、越前市補助金等交付規則（平成１７年越前市規則第５０号。以下「交付規則」という。）に定めるほか次のとおりとする。

(1) 補助金の交付決定のあった日から起算して９０日を経過する日又は当該交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに電気自動車の購入契約又はリース契約を締結すること。

(2) 対象車両をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって市内で管理するとともに、補助金

の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。

(3) 電気自動車走行等に関する情報の提供に協力しなければならないこと。

（実績報告書）

第８条　第６条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助の対象となる電気自動車の自動車検査証が交付された日から１か月以内又は当該交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（明細が記載されているものに限る。）の写し又はリース契約書の写し

(2) 自動車検査証の写し

(3) 車両の写真

（補助金の請求）

第９条　補助金の交付の請求は、交付規則第１４条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出して行わなければならない。

（その他補助金交付手続）

第１０条　第５条から前条までに定めるもののほか、補助金の申請、交付等の手続は、交付規則による。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年９月１０日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成２２年３月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月１７日から施行し、改正後の越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第８条の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年３月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年３月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月３１日から施行する。

# 越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱

（目的）

第１条　この要綱は、増大している不法投棄廃棄物の早期撤去による再発防止又は不法投棄の未然防止を促進するために、予算の範囲内で支援措置を講ずることにより、市民協働による市内の環境美化及び環境保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「不法投棄廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物のうち、同法その他法令に基づく保管又は処分がされずに投棄された廃棄物をいう。ただし、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは除く。

（支援対象者）

第３条　この要綱により支援を受けることができる者は、市内の町内会又は非営利団体（以下「町内会等」という。）とする。

（支援の対象）

第４条　支援は、市内の土地であって、現に不法投棄が行われている土地又は不法投棄が行われれば当該土地の近隣住民に健康又は生活環境上の重大な影響を及ぼす可能性のある土地において、町内会等が当該土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の同意を得て行う不法投棄廃棄物の処分等又は不法投棄の未然防止の措置とする。

２　前項の作業は、町内会等から複数人が参加して行うものでなければならない。

（支援の対象除外）

第５条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支援を行わない。

(1) 不法投棄をした者が判明した場合

(2) 土地所有者等の責任において対処すべき場合

(3) その他市長が適切でないと認める場合

２　前項の規定にかかわらず、不法投棄により市民の健康又は生活環境上の重大な危険を及ぼし、かつ緊急の必要があると市長が認めるときは、支援を行うものとする。

（支援の内容）

第６条　支援の内容は、別表に掲げるとおりとする。

２　この要綱に基づき同一町内会等に対して行う支援は、同一年度において２回を上限とする。

（支援の申請）

第７条　支援を受けようとする者は、越前市不法投棄廃棄物処分等支援申請書（様式第１号）に所有者等の同意を得たことが分かる書面（以下「同意書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特に市長がやむを得ないと認めた場合は、同意書の提出を省略することができる。

（支援の決定）

第８条　市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請を行った町内会等を代表する者とともに現地確認を行ったのち、支援の可否を決定し、その内容を書面（以下「決定書」という。）にて通知するものとする。

２　前項の決定書には、必要に応じて、支援を行うために必要な範囲内で条件を付すことができる。

（作業の実施報告）

第９条　支援の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、別表に掲げる作業を行う日（以下「作業実施日」という。）の前７日までに、市長に作業実施日を報告しなければならない。

２　支援決定者は、前項の報告後に、やむを得ず作業実施日を変更する場合は、速やかに市長に変更後の作業実施日を報告しなければならない。

３　支援決定者は、別表に掲げる作業が終了したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

４　市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに現地において作業の完了確認を実施するものとする。

（助言又は指導）

第１０条　支援決定者は、別表に掲げる作業を行うときは、決定書に付された条件を遵守するとともに、市の助言又は指導に従うものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、平成３４年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成３１年３月３１日から施行する。

# 越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の不法投棄対策として設置する監視カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、監視カメラの適正な管理及び運用を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不法投棄　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１６条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。

(2) 監視カメラ　不法投棄の予防及び不法投棄者の特定を目的として市が設置するカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(3) 画像　監視カメラによって記録された映像をいう。

(4) 記録媒体　メモリーカード等監視カメラで撮影した画像を記録する媒体をいう。

（管理体制）

第３条　市長は、監視カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置く。

２　管理責任者は、環境政策課長とする。

３　管理責任者は、環境政策課の職員の内から監視カメラの運用に従事する職員を取扱責任者として指名することができる。

４　管理責任者及び取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）は、監視カメラの取扱いに当たっては、この要綱その他法令の規定を遵守しなければならない。

５　管理責任者等は、監視カメラ及び画像を適正に取扱い、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（設置場所等）

第４条　市長は、市内の現に不法投棄が行われ又は不法投棄が行われるおそれがあると認められる場所に監視カメラを設置するものとする。

２　監視カメラの設置に当たっては、土地の所有者又は管理者（工作物又は立木に設置するときは、当該工作物又は立木の所有者又は管理者）の承諾を得なければならない。

３　監視カメラを設置したときは、設置場所の周辺に、監視カメラが作動中である旨を表示するものとする。

４　不法投棄の状況等により、市長は、監視カメラの設置場所を必要に応じて随時変更するものとする。

（画像の保存等）

第５条　管理責任者等は画像を保存するときは、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

２　不法投棄監視カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写してはならない。

３　画像の保存期間は、原則として３０日とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

４　管理責任者等は、画像の保存期間が経過した場合は、複写した画像も含め全ての画像を確実に消去しなければならない。ただし、提供した画像を除く。

５　管理責任者等は、記録媒体を適切に管理できる場所に保管しなければならない。

６　何人も、管理責任者の許可なく、画像及び記録媒体を、外部に持ち出してはならない。

（画像提供の制限）

第６条　保存している画像は、不法投棄の行為者を特定し、不法投棄の撤去を指導するためのみに用いるものとし、目的外での利用や提供は行わないものとする。ただし、刑事告発を行う場合、越前市個人情報保護条例第１１条第１項ただし書の規定による場合その他法令の規定に基づく場合は、この限りでない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年８月１５日から施行する。

# ８　環境保全協定関係

## 環境保全協定書モデル

### 越前市と○○○との間における環境保全協定書

越前市環境基本条例に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境を保全し、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、越前市長（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、乙が越前市□□□にて行う事業活動に関し、次のとおり環境保全協定を締結する。

第１章　総則

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、人の健康が保護され、生活環境、自然環境に配慮した適正な環境保全活動を推進し、地球温暖化防止等地球全体の環境問題にも寄与するため、信義を重んじ誠実にこの協定に定める事項及び法令等を遵守する。

（基本的姿勢）

第２条　甲及び乙は、環境保全のための施策について、越前市内の乙の事業所周辺地域住民（以下「周辺住民」という。）の意見を尊重しながら実施するものとする。

第２章　環境の維持及び向上のための基本的方向

（連　携）

第３条　甲及び乙は、それぞれの役割を認識し、また相互に連携を保ちながら基本理念に則した活動に取り組まなければならない。

（環境への負荷の低減）

第４条　乙は、事業活動に伴う環境への負荷が極力少なくなるよう、省エネルギー活動の推進など継続的な改善に努力するものとし、甲はそれを適切に指導するものとする。

（環境向上に向けての努力）

第５条　甲及び乙は、基本理念にのっとり、周辺住民と協力しつつ、環境の維持及び向上への先導的な取組を積極的に行っていくよう努めるものとする。

第３章　環境保全活動

（環境保全活動の総合的推進）

第６条　乙は、基本理念にのっとり、環境保全の向上に寄与する技術の導入、生活環境、自然環境及び地球環境保全への取組みの充実、甲が行う環境施策への協力並びに周辺住民が行う環境保全活動への参加など、総合的視点に立った環境活動を行うものとする。

（環境教育の推進）

第７条　乙は、従業員及び取引業者等に対する環境教育の推進に努めなければならない。

（環境への影響の把握）

第８条　乙は、必要に応じて調査を行い、事業活動による環境影響の把握に努めなければならない。

（具体的環境保全対策等）

第９条　環境保全に関する乙の具体的対策及びこの協定の実施に関し必要な事項は、別に細目協定で定める。

（管理体制の整備）

第 10 条　乙は、施設の適切かつ十分な管理体制を整え、環境保全活動に努めるものとする。

２　乙は、この協定及び管理体制を所管する環境保全管理者を選任し、甲に書面で届け出るものとする。また環境保全管理者を変更した場合も同様とする。

（監視測定等）

第 11 条　乙は、法令に基づく測定を行うほか、環境保全細目協定に定める監視測定を実施するものとする。

２　乙は、監視測定結果を速やかに甲に報告するとともに、その記録を 5 年間保管しなければならない。ただし、乙が ISO14001 認証又は認定審査登録機関が認定する ISO14001 認証と同等と認められるものに係る認証もしくはエコアクション２１認証、ＫＥＳ認証又はエコステージ認証（以下「ISO14001 認証等」という。）を取得したときは、年間の測定結果を文書にまとめ提出することができるものとする。ただし、甲から測定結果の報告を求められたときは、乙は随時これに応じなければならない。

３　乙は、前項の監視測定結果について、周辺住民の代表者から公表の申し出があった場合は、これに応じなければならない。

（周辺住民への対応）

第 12 条　乙は、環境に関する周辺住民の問い合わせ等に迅速に対応するとともに、必要に応じ、説明会を開催するなど、乙の事業活動についての周辺住民の理解を得るよう努めるものとする。

（事前協議）

第 13 条　乙は、施設の新設、増設及び改造並びに事業内容の変更等環境への影響が予想される事業活動を行う場合にあっては、事前に甲及び周辺住民の代表者と協議し理解を得たうえで、その変更等工事着手の３０日前までに甲に届け出なければならない。ただし、乙が ISO140001 認証等を取得したときは、年間の変更等を文書にまとめ提出することができるものとする。

（調査及び公表）

第 14 条　甲及び周辺住民の代表者は、必要に応じ、乙の施設に立入調査することができる。

２　甲は、必要に応じ前項及び第 11 条第 2 項の報告により知り得た調査結果及び監視測定結果を、周辺住民等に公表できるものとする。

（環境マネジメント取得事業者に係る環境報告書の作成及び報告）

第 15 条　乙が ISO14001 認証等を取得したときは、次に掲げる方針、記録類及びその他活動等の事項を記した環境に関する報告書を作成し、甲に提出するものとする。変更等がある場合は、年度当初に作成し甲に提出するものとする。

(1)　環境方針

(2)　従業員等の環境教育訓練の実施記録

(3)　環境保全組織（組織図）

(4)　生活環境保全・自然環境保全・省エネルギー活動等地球温暖化防止活動記録

(5)　法規制の調査と評価記録

(6)　その他の環境保全活動

（公害発生時等の対応）

第 16 条　甲・乙調査の結果、公害の発生の恐れが生じ、又は発生していることが判明した場合にあっては、乙は甲の指示に従い、乙の責任において速やかに必要な措置を講じなければならない。

２　甲は、前項の規定による対策によっても、現に人の健康・生活環境又は自然環境が損なわれると判断したときは、必要な措置を指示するものとし、乙はその指示に従わなければならない。

（事故に関する対応）

第 17 条　乙は、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事故（以下「事故」という。）に適切に対処するため、環境保全上必要な施設の整備及び訓練を行わなければならない。

２　乙は、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに甲及び周辺住民の代表者にその状況を報告しなければならない。

３　前項の場合において、甲が乙に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

４　甲は、前項に基づく乙の措置が完了し安全が確保できるまでの間、乙の施設等の操業の停止を指示することができる。

５　乙は、事故の原因の究明を行い、その結果等を文書にて甲及び周辺住民の代表者に報告しなければならない。

（違反時の措置）

第 18 条　甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対し施設の点検等の必要な措置をとること、又は違反状態が解消されるまでの間、当該違反に係る施設等の操業の全部もしくは一部の停止の指示をすることができる。

（無過失損害賠償責任）

第 19 条　乙は、乙の事業活動により公害が発生した場合又は生活環境上の障害が生じた場合で、その発生原因が乙によるものと甲が判断したときは、その被害の程度に応じて損害を賠償し、又は適切な措置を講じるものとする。

## 第４章　雑則

（地位の承継）

第 20 条　乙は、施設等の全部又は一部を譲渡し又は貸与しようとするときは、協定上の地位を継承させるように必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第 21 条　乙は、その事業活動に起因する苦情を周辺住民より受けたときは、関係施設の点検実施など、誠意をもってその解決に努めるものとし、必要に応じ、関係項目に係る監視測定を直ちに実施しなければならない。

（協定の改定）

第 22 条　この協定に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び周辺住民の代表者いずれかにより、その改定を申し出ることができる。この場合において、甲又は乙は誠意をもってこれに応ずるものとする。

（疑義又は定めのない事項）

第２３条 この協定に定めた事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、

甲、乙及び周辺住民の代表者が協議して定めるものとする。

附　則

1　この協定書は、締結の日から適用する。

2　　年　　月　　日付け　　と　　との間における公害防止協定書（以下「旧協定書」という）は、これを廃止する

3　この協定締結の日以前に生じた事項については、旧協定書を適用するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人（周辺住民の代表者）において記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　越前市府中一丁目１３番７号
越前市
市長

乙　　越前市

立会人　　越前市
（周辺住民の代表者）
町区長

## 環境保全細目協定書

越前市長（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、令和　　年　月　　日締結した「環境保全協定書」（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、次のとおり環境保全細目協定書を締結する。

（具体的環境保全対策等）

第１条　乙は、環境保全に関する具体的対策については、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

(1) 大気汚染防止対策

法及び条例規制値を遵守すること。

(2) 水質汚濁防止対策

ア　排水口における排水温度は、30℃又は気温のいずれか高い方を越えない水温とする。

イ　排水の色相等については、環境に著しい影響を及ぼさないものとし、透視度は 30 度以上とする。

ウ　事業所排水口における排水の汚濁物質等の許容限度は、次表に掲げる数値とする。

| 汚濁物質項目 | 許容限度 |
|---|---|
| 水　素　イ　オ　ン　濃　度 | |
| 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | mg/ℓ以下 |
| 浮　遊　物　質　量　（　Ｓ　Ｓ　） | mg/ℓ以下 |
| そ　の　他　の　有　害　物　質　等 | 法及び条例規制値等を遵守 |

エ　排水量は、低減に努めるものとする。

オ　排水口は、水質測定のための採水が可能な構造とする。

(3) 騒音防止対策

事業所敷地境界において維持すべき騒音の大きさは、次表に掲げる数値以下とする。

| 時　間　帯 | 騒音の大きさ（単位：デシベル） |
|---|---|
| 午 前　6　時 ～ 午 前　8　時 | |
| 午 前　8　時 ～ 午 後　7　時 | |
| 午 後　7　時 ～ 午 後　１０　時 | |
| 午後 10 時～翌日の午前 6 時 | |

(4) 振動防止対策

事業所敷地境界において維持すべき振動の大きさは、次表に掲げる数値以下とする。

| 時　間　帯 | 振動の大きさ（単位：デシベル） |
|---|---|
| 午 前　6　時 ～ 午 後　１０　時 | |
| 午後 １０ 時～翌日午前 6 時 | |

(5) 悪臭防止対策

事業所から発生する悪臭については、周辺住民が不快を感じないと認められる程度とする。

(6) 地下浸透防止対策

乙は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質について、関係法令に定める基

準を超えて地下に浸透させないよう措置する。

(7) 廃棄物の取扱

乙は、廃棄物の取扱いにあたっては、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項について留意するものとする。

① 収集・運搬・積替保管・処分にあたっては、飛散・流出・地下浸透・悪臭の発生が生ずることのないようにすること。万一事故が発生した場合、敷地外へ流出しない構造とすること。

② 再生利用に極力努めることとし、再生利用できない廃棄物の処分については、法の規定を遵守すること。

(8) 省エネの推進とグリーン購入

乙は、事業所で使用するエネルギーの削減に努めるとともに、物品の購入及び使用にあたっては、環境への負荷の少ないものの選定に努めること。

（監視測定）

第２条　監視測定にあたっては、別表１から別表５までに掲げるところにより行うものとする。

２　前項に掲げる項目のほか、汚染の拡大のおそれがある場合、甲の指示する項目についても測定しなければならない。

（事前協議）

第３条　協定第 13 条に定める事前協議にあたっては、第１条に定める基準を超えないよう対策を講じるものとする。

（改善時における協定の遵守）

第４条　乙は、公害防止施設の修繕又は改善の期間中においても、この協定を遵守しなければならない。

附　則

１　この細目協定書は、締結の日から適用する。

この細目協定書の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び立会人（周辺住民の代表者）において記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　越前市府中一丁目１３番７号
越前市
市長

乙　　越前市

立会人　越前市
（周辺住民の代表者）
町区長

**別表 1　大気汚染に係る測定**

| 項　　目 | 測　定　方　法 | 測　定　回　数 |
|---|---|---|
| ばい煙、粉じん等 | 法・条例等に定める方法 | 1 年に 1 回以上 |

**別表 2　水質汚濁に係る測定**

| 項　　目 | 測　定　方　法 | 測　定　回　数 |
|---|---|---|
| 水　　温 | JIS K 0102 | 3 月に 1 回以上 |
| 透　視　度 | JIS K 0102 | 3 月に 1 回以上 |
| P　　H | 排水基準を定める省令の規定に基づく<br>環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 | 3 月に 1 回以上 |
| B　O　D | | 3 月に 1 回以上 |
| S　　S | | 3 月に 1 回以上 |
| その他の有害物質等 | 法・条例等に定める方法 | 1 年に 1 回以上 |

**別表 3　騒音に係る測定**

| 測定場所 | 測定時間帯 | 測定方法 | 測定回数 |
|---|---|---|---|
| 工場敷地境界線<br>東西南北 4 地点 | 甲が指示する時間帯 | JIS Z 8731<br>に定める方法 | 1 年に 1 回以上 |

**別表 4　振動に係る測定**

| 測定場所 | 測定時間帯 | 測定方法 | 測定回数 |
|---|---|---|---|
| 工場敷地境界線<br>東西南北 4 地点 | 甲が指示する時間帯 | 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（備考第 4～第 6）に掲げる方法 | 1 年に 1 回以上 |

**別表 5　その他に係る測定**

| 項　　目 | 測定方法 | 測定回数 |
|---|---|---|
| 廃棄物の排出量及びリサイクル率 ※ | 資源区分ごとの月別排出量及びリサイクル率 | 四半期ごとの記録（累計） |
| エネルギー消費量 | 電力・燃料等区分ごとの月別消費量 | 四半期ごとの記録（累計） |

リサイクル率：資源化量　／（廃棄物処分量＋資源化量）× 100

（資源化量：廃棄物発生総量のうち再生リサイクルに回せた分量）

（廃棄物処分量：廃棄物発生総量のうち埋め立て又は焼却処分に回した量）

**環境保全協定締結状況**

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

| 番号 | 事　業　所　名 | 所　在　地 | 締結年月日 |
|---|---|---|---|
| 1 | 株式会社ＴＯＰ | 今宿町 | S48.2.7<br>(改定)H30.8.1 |
| 3 | 倉茂電工株式会社 | 高木町 | S49. 4. 6<br>(改定)H24.3.1 |
| 4 | アイ・エム・エヌ株式会社 | 今宿町 | S49.6.20<br>(改定)H23.4.12 |
| 5 | レンゴー株式会社福井事業部武生工場 | 上真柄町 | S49.6.25<br>(改定)H24.3.28 |
| 6 | 柳井化学工業株式会社武生工場 | 上真柄町 | S49.6.25<br>(改定)H24.3.14 |
| 9 | レンゴー株式会社福井工場 | 瓜生町 | S49.11.28<br>(改定)H7.4.7<br>(改定)H24.4.10 |
| 10 | 南越アスコン株式会社 | 妙法寺町 | S49.12.10<br>(改定)H23.2.1 |
| 11 | 武生特殊鋼材株式会社 | 四郎丸町 | S50.3.26<br>(改定)H24.3.28 |
| 12 | 武生青果株式会社 | 矢船町 | S50.9.16<br>(改定)H24.3.1 |
| 13 | 株式会社武生総合食品市場 | 矢船町 | S50.9.16<br>(改定)H24.3.28 |
| 15 | 越前打刃物協同組合 | 池ノ上町 | S50.11.14 |
| 16 | 大和食品株式会社 | 矢放町 | S50.11.15 |
| 17 | 越前たけふ農業協同組合<br>（東部カントリー・エレベーター） | 西尾町 | S51.5.4 |
| 18 | 川研ファインケミカル株式会社 | 北府一丁目 | S52.1.21<br>(改定)H23.7.13 |
| 19 | 津田鋼業株式会社 | 粟田部町 | S52.11.21<br>(改定)H24.3.14 |
| 20 | 信越化学工業株式会社武生工場 | 北府二丁目 | S54.6.6 |
| 21 | 日信化学工業株式会社 | 北府二丁目 | S54.6.6 |
| 22 | 未来コーセン株式会社武生工場 | 今宿町 | S54.9.27<br>(改定)H25.11.1 |
| 23 | 越前たけふ農業協同組合<br>（西部カントリー・エレベーター） | 大虫町 | S54.10.15 |
| 24 | 株式会社福井村田製作所 | 岡本町 | S54.11.20<br>(改定)H2.10.12<br>(改定)H9.6.9 |
| 25 | 有限会社岩六製紙所 | 岩本町 | S55.12.5 |
| 27 | 株式会社五十嵐製紙所 | 岩本町 | S55.12.5 |
| 28 | 梅田和紙株式会社 | 不老町 | S55.12.5 |
| 29 | 有限会社五箇製紙（休業中） | 不老町 | S55.12.5 |
| 30 | 山田兄弟製紙株式会社 | 不老町 | S55.12.5 |
| 31 | 山一製紙所 | 不老町 | S55.12.5 |
| 32 | 水上製紙株式会社 | 不老町 | S55.12.5 |
| 33 | 株式会社岩野平三郎製紙所 | 大滝町 | S55.12.5 |
| 34 | 株式会社滝製紙所 | 大滝町 | S55.12.5 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 36 | 石川製紙株式会社 | 大滝町 | S55.12.5 |
| 37 | 有限会社小畑製紙所 | 大滝町 | S55.12.5 |
| 38 | 有限会社山喜製紙所 | 大滝町 | S55.12.5 |
| 39 | 有限会社三田村製紙所 | 大滝町 | S55.12.5 |
| 40 | 株式会社山路製紙所 | 大滝町 | S55.12.5 |
| 41 | 福井特殊紙株式会社 | 定友町 | S55.12.5 |
| 42 | 株式会社新在家製紙所 | 新在家町 | S55.12.5 |
| 43 | 有限会社清水製紙所 | 新在家町 | S55.12.5 |
| 44 | ウエサカニット | 池ノ上町 | S56.4.27 |
| 45 | ゼットクリエイト株式会社 | 池ノ上町 | S57.10.14<br>(改定)H10.3.30 |
| 46 | アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社 | 池ノ上町 | S58.4.21<br>(改定)H2.1.31<br>(改定)H9.1.23<br>(改定)H20.8.6 |
| 47 | 株式会社福井信越石英 | 萱谷町 | S58.12.23<br>(改定)H25.3.15 |
| 48 | 株式会社ふじや食品 | 矢放町 | S59.1.20<br>(改定)H24.1.13 |
| 49 | 垣内産業株式会社 | 今宿町 | S59.7.16<br>(改定)H24.2.10 |
| 50 | 有限会社中村合金鋳造所 | 池ノ上町 | S62.1.27 |
| 51 | 株式会社結城鉄工所 | 池ノ上町 | S62.3.5 |
| 52 | 上嶋養鶏場 | 丹生郷町 | S63.5.24 |
| 53 | 信越化学工業株式会社武生工場<br>（池ノ上分工場） | 池ノ上町 | S63.9.2<br>(改定)H27.10.21 |
| 54 | 松栄産業株式会社武生支店 | 池ノ上町 | S63.9.6 |
| 56 | 株式会社北陸油化 | 大塩町 | H1.3.27 |
| 57 | 株式会社武生環境保全（安養寺工場） | 安養寺町 | H2.3.23<br>(改定)H25.2.15 |
| 58 | 株式会社福井村田製作所白山工場 | 米口町 | H2.10.12<br>(改定)H15.12.22 |
| 59 | カワイ株式会社 | 池ノ上町 | H5.9.28 |
| 60 | 鈴与トラックステーション株式会社 | 塚原町 | H6.11.24 |
| 61 | 港南株式会社 | 白崎町 | H8.7.17 |
| 62 | 株式会社武生環境保全 | 家久町 | H14.1.8 |
| 64 | 村田電機工業株式会社 | 粟田部町 | H15.7.23 |
| 65 | ナカヤ化学産業株式会社 | 粟田部町 | H15.8.8 |
| 66 | ダイヤロン株式会社 | 粟田部町 | H16.3.30 |
| 67 | 株式会社山口エンジニア | 粟田部町 | H16.5.26<br>(改定)H24.3.1 |
| 68 | グリーンメタルズ株式会社 | 粟田部町 | H16.10.15<br>(改定)H24.3.1 |
| 69 | アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社<br>（白崎工場） | 白崎町 | H18.10.4 |
| 70 | 忠央容器株式会社 | 粟田部町 | H19.1.24 |
| 71 | 株式会社クリーンアース産業 | 粟田部町 | H20.3.18 |
| 72 | 株式会社ダイエイ | 粟田部町 | H21.4.21 |
| 73 | 株式会社ホームエネルギー北陸 | 粟田部町 | H21.10.29 |
| 74 | 株式会社福井急行 | 粟田部町 | H24.7.20 |
| 75 | 有限会社吉田加工 | 粟田部町 | H25.1.25 |

＊2、7、8、14、26、35、55、63 は欠番

# ９　その他

環境行政のあゆみ

| 年　　月 | 主な施策等 |
|---|---|
| 平成 17 年 10 月 | （合併により越前市に） |
| 11 月 | コウノトリ「武生」里帰り（公会堂記念館外で展示） |
| 12 月 | 南越清掃組合プラスチック圧縮減容施設供用開始 |
| | プラスチック製容器包装ごみの毎週収集を開始 |
| 平成 18 年 1 月 | 里地里山保全再生モデル事業第 3 回懇談会開催 |
| | 「環境フェア」開催 |
| | 越前市里地里山地域再生計画第 2 回特定地域プロジェクトチーム会議 |
| 2 月 | 越前市環境審議会 |
| 平成 18 年 4 月 | 越前市環境審議会 |
| 8 月 | 越前市環境基本計画策定市民委員会 |
| | 白山地区で「エコキャンプ」が開催される |
| 10 月 | 越前市環境基本計画策定市民委員会 |
| 11 月 | 「環境フェア」開催 |
| 平成 19 年 2 月 | 越前市環境審議会　第 2 回目開催 |
| | 越前市環境基本計画策定市民委員会 |
| 平成 19 年 4 月 | 越前市環境基本計画策定市民委員会 |
| 7 月 | 越前市で「第 9 回両生類自然史フォーラム」開催 |
| 8 月 | 白山地区で「エコキャンプ」が開催される |
| | 越前市環境審議会 |
| 10 月 | 越前市環境基本計画策定 |
| | こしの都千五百年大祭 |
| 12 月 | 越前市で「アベサンショウウオネットワーク会議」開催 |
| 平成 20 年 2 月 | 越前市環境審議会 |
| 平成 20 年 4 月 | 「アースデイ越前 2008」開催 |
| 8 月 | 白山地区で「エコキャンプ」が開催される |
| | 越前市環境審議会 |
| 9 月 | 第 1 回ＥＥネットワーク協議会 |
| 10 月 | 越前市で「里地里山保全再生全国フォーラム」が開催される |
| 11 月 | 第 2 回ＥＥネットワーク協議会 |
| | レジ袋削減検討会議 |
| 12 月 | 第 3 回ＥＥネットワーク協議会 |
| | レジ袋削減事業所会議 |
| 平成 21 年 1 月 | 第 4 回ＥＥネットワーク協議会 |
| | レジ袋削減検討会議 |
| 2 月 | レジ袋削減推進協定締結 |
| 3 月 | レジ袋削減チラシ配布開始 |
| | 越前市環境審議会 |
| 平成 21 年 4 月 | 「アースデイ越前 2009」開催 |
| | レジ袋削減協定締結（食品小売商組合） |
| 6 月 | 第 1 回ＥＥネットワーク協議会 |
| 8 月 | 越前里地里山チャレンジ隊千年の森 2009 開催（白山・坂口） |
| 10 月 | 第 2 回ＥＥネットワーク協議会 |
| | 公用車に電気自動車を導入 |
| 11 月 | 「呼び戻そうコウノトリ」シンポジウム |
| 平成 22 年 2 月 | 越前市環境審議会 |
| 3 月 | ＥＥネットワーク協議会リサイクル施設見学会 |
| | 「生ごみ堆肥化」講習会 |

| | |
|---|---|
| 平成 22 年 4 月 | コウノトリが白山地区に飛来した |
| | 「アースデイ越前 2010」開催 |
| 7 月 | 第 1 回ＥＥネットワーク協議会 |
| 8 月 | 越前市環境審議会 |
| | 第 2 回ＥＥネットワーク協議会 |
| 9 月 | 第 3 回ＥＥネットワーク協議会 |
| 10 月 | 第 4 回ＥＥネットワーク協議会 |
| 11 月 | 第 5 回ＥＥネットワーク協議会 |
| 平成 23 年 3 月 | 越前市地球温暖化対策実行計画(家庭部門)策定 |
| 3 月 | 環境審議会 |
| 平成 23 年 4 月 | 「アースデイ越前 2011」開催 |
| 11 月 | 越前市環境審議会 |
| 10 月 | 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 |
| | 「ふくい環境フェア 2011」開催 |
| 12 月 | 県が白山地区でコウノトリ親鳥 2 羽の飼育と繁殖を開始 |
| | 電気自動車カーシェアリング事業を開始 |
| 平成 24 年 4 月 | 「アースデイ越前 2012」開催 |
| 7 月 | 越前市太陽光発電推進協議会発足式・第一回総会 |
| 10 月 | 越前市太陽光発電推進協議会役員会 |
| | 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 |
| 11 月 | 越前市太陽光発電推進協議会全体会・公共施設屋根貸し発電事業協議 |
| | 太陽光発電に関する講演会・既設置者と未設置者との意見交換会 |
| 12 月 | 越前市環境審議会 |
| 平成 25 年 3 月 | 国の地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業）について、採択決定 |
| 平成 25 年 4 月 | 「アースデイ越前 2013」開催 |
| 5 月 | 越前市太陽光発電推進協議会総会 |
| 11 月 | 越前市環境審議会 |
| | 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 |
| 平成 26 年 3 月 | 越前市太陽光発電推進協議会総会 |
| 平成 26 年 5 月 | 「アースデイ越前 2014」開催 |
| 6 月 | 白山地区でコウノトリの雛 2 羽が誕生 |
| 10 月 | 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 |
| 12 月 | 越前市環境審議会 |
| 平成 27 年 5 月 | 「アースデイ越前 2015」開催 |
| 9 月 | 議会にて「環境・文化創造都市宣言」が議決 |
| 10 月 | 白山地区でコウノトリ 2 羽を放鳥 |
| | 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 |
| 12 月 | 越前市環境審議会 |
| 平成 28 年 5 月 | 「アースデイ越前 2016」開催 |
| 6 月 | 越前市環境審議会 |
| 8 月 | 越前市環境審議会 |
| 10 月 | 坂口地区でコウノトリ 2 羽を放鳥 |
| | 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 |
| | 越前市環境審議会 |
| 11 月 | 越前市環境審議会 |
| 12 月 | エコビレッジ交流センターに太陽光発電設備を設置 |
| 平成 29 年 2 月 | 越前市環境審議会 |
| 3 月 | 越前市環境基本計画の改定 |

| | |
|---|---|
| 平成 29 年 5 月 | 「アースデイ越前 2017」開催 |
| 8 月 | 坂口地区でコウノトリ 2 羽を放鳥 |
| 9 月 | 郵便局と地域における協力に関する協定を締結 |
| 10 月 | 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 |
| 平成 30 年 1 月 | 越前市環境審議会 |
| 平成 30 年 4 月 | 大塩町にコウノトリ飛来 |
| 5 月 | 「アースデイ越前 2018」開催 |
| 9 月 | 坂口地区でコウノトリ 3 羽を放鳥 |
| 12 月 | 越前市環境審議会 |
| 平成 31 年 3 月 | 白山地区にコウノトリ飛来、営巣を始める |
| 令和元年 5 月 | 「アースデイ越前 2019」開催 |
| | 服間地区にコウノトリ飛来 |
| 令和 2 年 1 月 | 越前市環境審議会 |
| 3 月 | 白山地区にコウノトリ飛来、営巣を始める |

# 越前市環境・文化 創造都市宣言

**わたしたちのまち越前市は、北陸の豊かな自然環境に育まれ、１５００年にわたる歴史や文化を継承し、伝統のものづくりと先端産業が共存する、調和のとれたまちとして発展を続けています。**

**わたしたちは、このすばらしい環境と文化を新たな時代に生かし、一人ひとりが誇りをもって暮らすまちを築くため「環境・文化 創造都市」を宣言します。**

1　幸せ運ぶコウノトリが舞い、
　　人にも生き物にも優しい、
　　うるおいのあるまちを創ります。

1　紫式部が暮らした越前国府の文化を尊（とうと）び、
　　未来に向けて新しい風を起こします。

1　和紙（わし）・打刃物（うちはもの）・箪笥（たんす）の伝統の技を受け継ぎ、
　　先端技術とともに、
　　ものづくり越前を世界へ発信します。

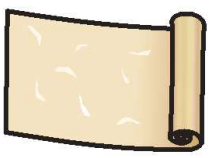

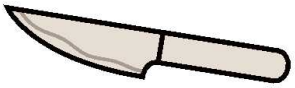

令和２年版

# 環　境　白　書

発　行　　越　　前　　市
編　集　　産業環境部環境政策課

越前市府中一丁目13番７号
ＴＥＬ（0778）22－5342
ＦＡＸ（0778）22－5167

本書は、再生紙を使用しております。